

高齢者きらめきプラン21－8

— 第8次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画 —



福井県勝山市

は じ め に

全国的に高齢化が加速するなか、勝山市の高齢化率は、令和2年4月現在で36.6%と国・県より高齢化が進んでおり、団塊の世代が75歳以上となる2025年には39.1%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には42.5%と、今後も上昇していくことが見込まれています。また、勝山市の総人口は年々減少しており、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、支え手となる若者世代が減少すると予測され、介護の担い手不足が続くことが危惧されます。さらに、新型コロナウイルス感染症のまん延により、市民生活には新しい生活様式が取り入れられ、介護現場にも様々な感染症対策が行われるなど、社会全体が大きく変化しました。

このような状況を踏まえ、勝山市第8次老人福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたっては、第7次計画の取組みを継続発展させ、介護人材の確保、市の特性にあった健康づくり・介護予防重視型の施策を中心に計画策定を行いました。主な取り組みとしては、これまでの介護予防に加えて、健康な時期からのフレイル予防を強化するとともに、地域や個人が抱える生活課題に対応する市の包括的な支援体制を整備し、地域共生社会に向けた取り組みを推進します。また、災害に対する備えや感染症拡大防止等にも取り組んでまいります。地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉等の関係機関や民間事業者、民生委員・児童委員を核とした地域ボランティアのネットワーク等と協力し、きめ細かな地域支援事業と、介護保険サービス事業を実施してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました「勝山市介護保険運営審議会」委員の皆様方をはじめ、アンケートにご協力いただきました市民の皆様、その他参画いただいた関係者の皆様に心よりお礼を申し上げますと共に、計画の実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますよう、お願いいたします。

令和3年3月

勝山市長 水上実喜夫

【総 論Ⅰ】

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間と管理	4
4. 計画の策定体制	4
5. 第7次計画の評価	5
6. 第8次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画の概要	8
(1) 勝山市の現状	8
(2) 介護保険制度改正の主な内容	10
(3) 基本理念	11
(4) 介護保険サービスの整備について	12

【総 論Ⅱ】

第2章 高齢者を取り巻く現状	13
1. 人口の推移と推計	14
2. 世帯構成の状況	16
3. 平均寿命と健康寿命	16
4. 要介護・要支援認定者数の推移と推計	17
(1) 要介護・要支援認定者の推移	17
(2) 要介護・要支援認定者の内訳	17
(3) 被保険者数、要介護・要支援認定者数の実績と推計	18
5. 日常生活圏域の状況	19
6. 介護サービス事業所の状況	20

【各 論】

第3章 高齢者福祉・介護サービス事業の現状と方向性	21
1. 地域包括ケアシステムの推進	22
2. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進	23
(1) 高齢者の健康づくりの推進	23
(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を含む)	
(2) 高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいづくりの推進	27
3. 高齢者介護体制の充実	31
(1) 多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進	31
(2) 介護予防・生活支援サービスの充実	34
(3) 地域ケア会議の推進	38
(4) 在宅医療・介護連携の推進	40
(5) 認知症対策の充実	44

(6) 地域の高齢者見守り活動の推進	47
(7) 高齢者福祉サービスの推進	49
(8) 介護給付の適正化	53
(9) 介護人材の確保・育成・定着	54
(10) 高齢者の住まいの確保	56
(11) 災害に対する備え	56
(12) 新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取り組み	56
4. 高齢者の総合相談・支援の充実	57
(1) 地域包括支援センター「やすらぎ」の周知と総合的な相談機能の強化	57
(2) 介護者の負担軽減と健康保持に向けた対策の充実	60
(3) 高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進	63
 第4章 介護保険事業量の見込みと介護保険料	69
1. 介護保険事業量の実績	70
(1) 居宅サービス	70
(2) 地域密着型サービス	72
(3) 施設サービス	72
2. 介護保険事業量の見込み	73
(1) 居宅サービス	73
(2) 地域密着型サービス	78
(3) 施設サービス	80
(4) 地域支援事業	81
(5) 第8次計画期間中の給付費等の推計	82
3. 介護保険料について	83
(1) 介護保険事業にかかる費用の財源内訳	83
(2) 介護保険料の算出	84
(3) 所得段階別の介護保険料	85
(4) 低所得者対策について	87
 資料編	89
・各種調査結果	90
1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	90
2. 在宅介護実態調査	101
・勝山市の主要な高齢者施策	109
・勝山市介護保険運営審議会委員名列	124
・計画策定に係る審議経過	124

【総論Ⅰ】

第1章

計画策定にあたっての基本的な考え方

1. 計画策定の背景

平成 30 年度（2018 年度）からの国の第 7 期以後の介護保険事業計画は、団塊の世代が 75 歳以上となり、ますます高齢化が進展する 2025 年に向け、第 6 期で構築した地域包括ケアシステム（※）をさらに深化・推進させてきたところです。そして第 8 期計画では、第 7 期計画での評価や具体的な施策を踏まえ、2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備と、現役世代人口が急減する 2040 年を見据えた、中長期的な介護サービス整備基盤等を計画に位置付けることが求められています。

令和 2 年 6 月には、地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法等の一部改正が公布されました。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるとされています。

これらを踏まえ、国の第 8 期の基本指針において計画に記載する事項として、①2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備、②地域共生社会の実現、③介護予防・健康づくり施策の充実・推進、④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化、⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進等、多岐にわたるものとなっています。

当市における「第 8 次老人福祉計画・介護保険事業計画」は、上記の国の基本指針を念頭に置き、高齢者の現状を把握するとともに、今後取り組むべき課題を明確にし、地域の実情に応じた高齢者福祉、医療と介護の体制強化を継続的かつ確実に取り組んでいくことを目的に策定いたしました。なお、策定にあたり、高齢者を取り巻く環境の変化、介護給付費等の実績データ、日常生活圏域ごとのアンケート調査等を踏まえ、各種介護サービス及び福祉サービス事業を量及び質の面から評価・検証し、前計画からの見直しを図りました。

（※）地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制のこと

2. 計画の位置づけ

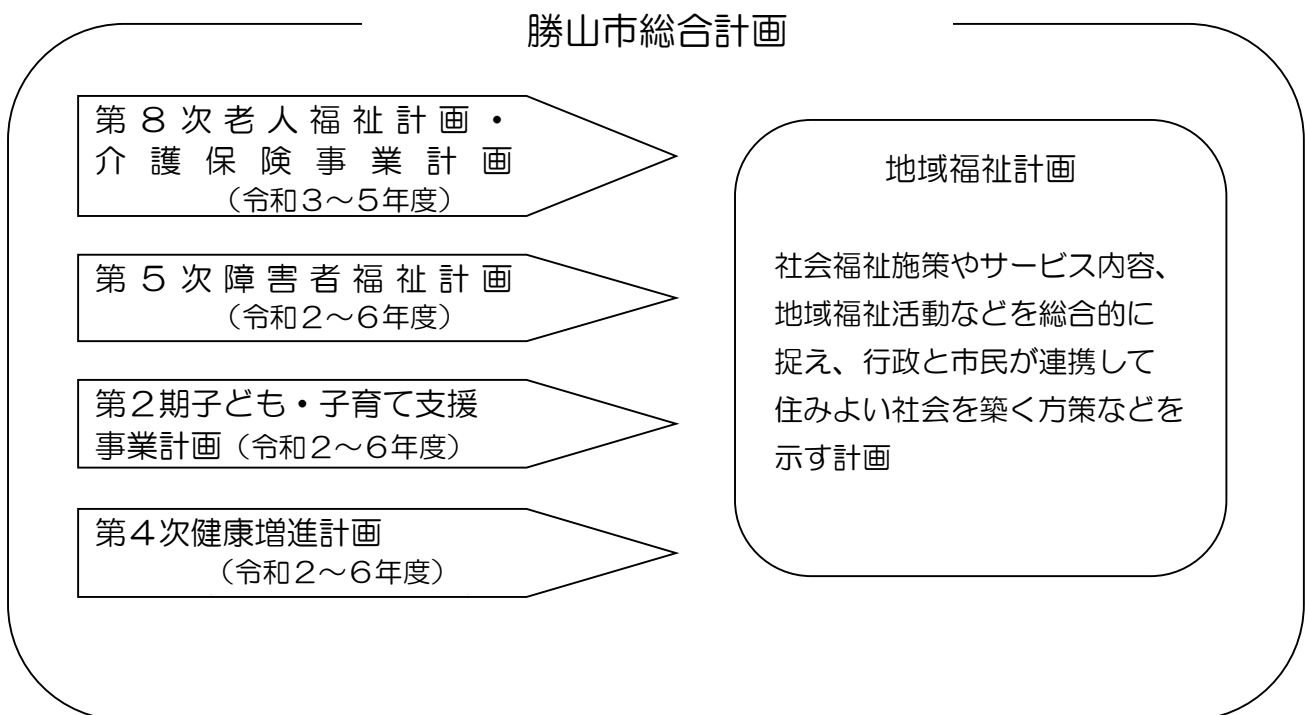
老人福祉計画は老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉事業の実施に必要な事項などを定める、高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

一方、介護保険事業計画は介護保険法第 117 条の規定により要介護者等の人数や利用動向を勘案し、各種介護保険給付対象サービス量の見込みを定め、供給量の確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基盤となる計画で、保険給付の円滑な実施のため、3 年間を 1 期としています。

老人福祉計画については、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であって、老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないとされていることから、介護保険事業計画との連携と調和を保つためにも一体的に策定を行っています。

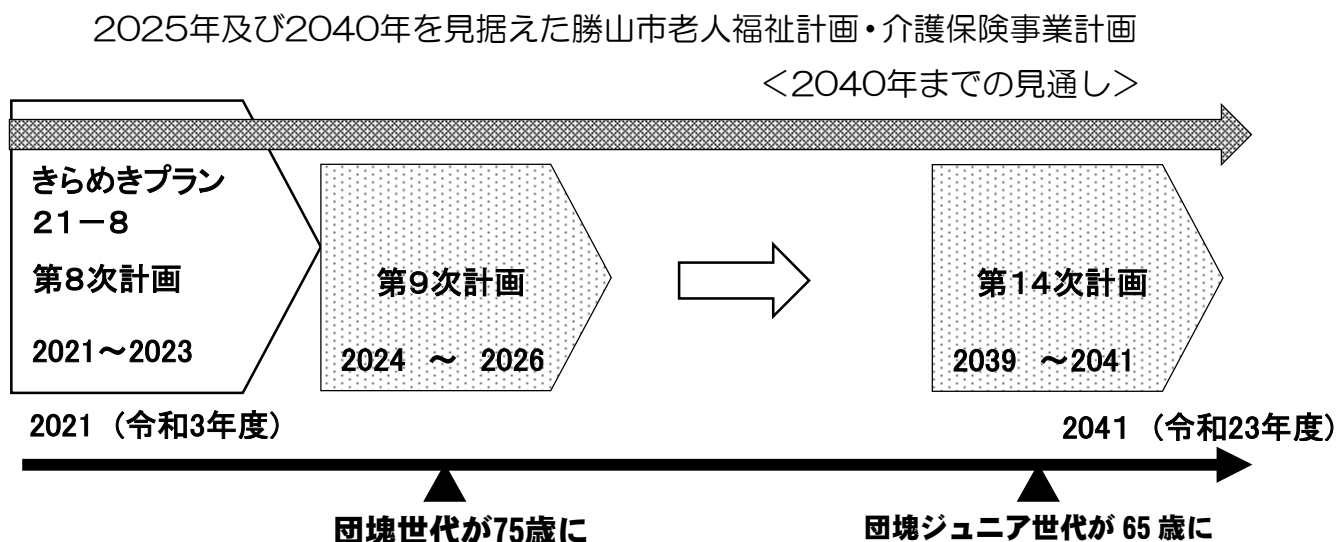
「高齢者きらめきプラン 21-8 第 8 次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画」の策定（介護保険料の見直しを含む）にあたっては、国の第 8 期介護保険事業計画基本指針に沿って、「福井県老人福祉計画」「福井県介護保険事業支援計画」との整合性を確保しつつ、市の上位計画である「勝山市総合計画」や「勝山市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図っています。

■第 8 次老人福祉計画・介護保険事業計画と地域福祉計画等との関係



3. 計画の期間と管理

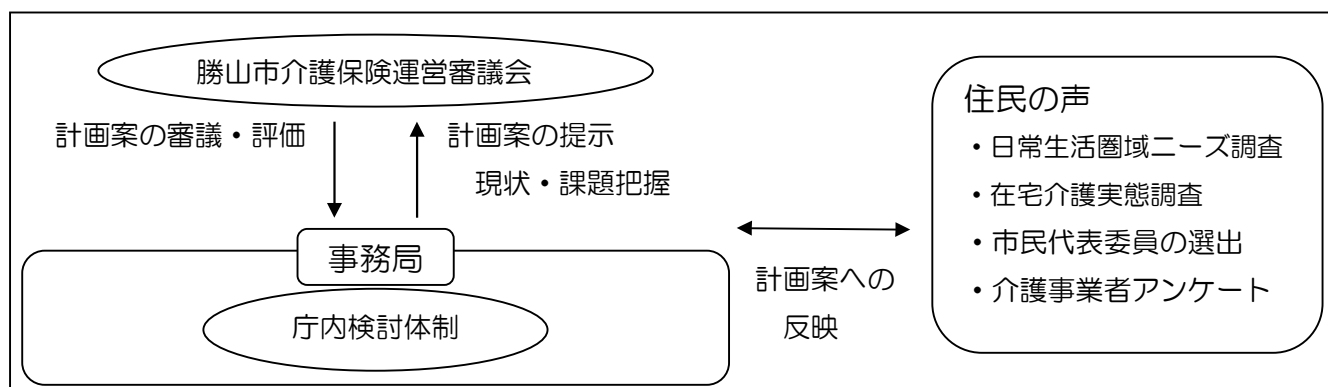
本計画が対象とする期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3ケ年計画です。なお、本計画は第7次計画までの取組みを踏まえ、第8次計画以降、2025年及び2040年に向け、地域包括ケアシステムの進化・推進を図ります。



4. 計画の策定体制

（1）勝山市介護保険運営審議会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、医療、保健、福祉関係者、公募による市民代表等による「勝山市介護保険運営審議会」を設置し、第7次計画の評価を行った上で、実務検討部会等で練った第8次計画案について様々な視点から審議してきました。



（2）パブリックコメントの実施

本素案を公表し市民等からの意見を広く募集して、意見集約を行っています。

（3）生活圏域ごとのニーズ調査の実施

65歳以上の高齢者及び要介護認定者、介護事業所を対象とした高齢者基礎調査、またこれまで行った、事業所や介護者家族への各種アンケート調査の結果から、現状、課題を洗い出し、今後の施策の方向性について計画に反映しました。

5. 第7次計画の評価

【第7次老人福祉計画・介護保険事業計画 評価】

基本目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
①高齢者の生涯がごとく健康づくりの推進	・高齢者の健康づくりの推進	・老人クラブ活動への助成 ・ふれあいサロン事業の実施 ・健康長寿！一番体操教室の拡大	・老人クラブ及び高齢者連合会が行う健康づくり活動へ補助金を交付 ・フレイル予防事業を実施（R1）。フレイルサポーター養成講座（1回）、フレイルチェック（2回）、フレイル予防講座（2回）を実施 ・地区サロン等において、フレイル予防に関する普及啓発34回（R1） ・リハビリテーション専門職による介護予防の助言指導9回（R1）
		・認知症対策の強化（認知症初期集中支援チームの設置）	・認知症初期集中支援チームを設置し、検討委員会を開催（2回/年） ・認知症カフェ21回（R1）、認知症フェア（R1）の実施
	・介護予防、生活支援サービスの充実	・介護予防ケアマネジメントを通じた、訪問型A（軽微な生活支援）、通所型C（短期集中型）サービスの実施 ・民間や市民が主体となったサロンの実施 ・高齢者のニーズや地域に不足する資源の把握と多様なサービスの創出	・介護予防ケアマネジメントを通じ、利用者に必要な訪問型A及び通所型Cサービスを提供 ・まちなかカフェ、地区サロンの実施 ・生活支援コーディネーターを中心に、地域の集いの場づくりを推進 ・買い物支援体制の検討
	・地域の高齢者見守り活動の推進	・民生委員を中心とした、地域での見守り活動 ・避難行動要支援者登録を通じた見守り活動 ・地域見守り活動協定事業所との連携	・避難行動要支援者登録名簿を区長や民生委員に提供し、要支援者の見守りを実施 ・給食サービス事業やふれあいサロン事業を実施し、地域の高齢者の見守りを実施 ・新たに市内金融機関等6事業所と地域見守り活動協定を締結（R2）

①高齢者の生きがいと健康づくりの推進	元気な高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいづくりの推進	ボランティアの育成と活動の活性化を支援	- 囲碁・将棋講座などボランティアによる生きがいづくり講座を実施 - 地域いきいきサポーター養成講座 1 回、地域いきいきサポーターステップアップ講座 1 回を実施
	健康の駅「湯ったり勝山」を活用した介護予防や健康づくり事業の推進	健康の駅「湯ったり勝山」での介護予防事業の実施	健康の駅「湯ったり勝山」を活用したお出かけサロンとアンチエイジング講座を実施
	高齢者福祉サービスの推進	緊急通報システム、救急医療情報キットの設置	- 緊急通報システム設置台数 168 台（R2.3 月末現在） - 救急医療キットを民生委員からの依頼により配布
	評 価		課 題
	- 新たにフレイル予防に取り組み、介護予防事業を充実することができた - 高齢化率が上昇しているが、要介護認定率は減少している ◎健康寿命の延伸 H27 男 78.4 歳 女 83.4 歳 H29 男 78.4 歳 女 84.4 歳 ◎要介護認定率（各年 3 月末現在） H29 18.3% → R2 17.8% ◎新規認定者数 H28 356 人 → R1 358 人	- 高齢者数の増加に伴い、虚弱になる前のフレイル予防が必要 - 感染症対策を踏まえた健康づくり・介護予防、集いの場づくりの検討が必要 - 要支援・要介護認定申請の原因疾患は、認知症が 38%となっており、今後ますます認知症予防の取り組みが必要 - 独居・高齢者夫婦世帯の増加に伴い、高齢者の生活ニーズを把握し、多様なサービスの検討が必要	
基本目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
②高齢者介護体制の充実	- 多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進 - 地域包括ケアシステムの構築	- 地域ケア個別会議を実施し、自立に向けたケアマネジメントと効果的なサービス等の提供、地域課題の検討と新たなサービスの開発 - 多職種連携会議等により関係者のつながりを深めるとともに、地域への在宅医療・介護の普及啓発 - 介護人材の確保	- 事例相談会 4 回、地域ケア個別会議 4 回、地域ケア推進会議 1 回を実施 - 各地区公民館において、勝山市社会福祉協議会と共同で多職種連携研修会を開催。 - 介護人材確保奨励金交付事業の実施

②高齢者介護体制の充実	評 価		課 題
	・事業計画に沿った介護サービスの整備。 ・地域ケア会議、多職種連携研修会を継続実施することにより、参加者同士の顔の見える関係づくりや地域課題の共通理解につながった ・市民への在宅介護に関する普及啓発ができた ◎介護サービス利用率 H28 93.3% → R1 94.1% ◎居宅サービス及び地域密着型サービス受給率 H28 73.8% → R1 75.5%		・高齢者のニーズを把握し、施設整備、生活支援等について検討する ・地域包括ケアシステムの強化のため、在宅医療介護連携、地域ケア推進会議を継続していく ・認知症になっても安心して暮らすことができることを目指し、市民への普及啓発、認知症の方と家族を支援する体制が必要
基本目標	重点項目	主な取り組み	取組の内容
③高齢者総合相談・支援の充実	・地域包括支援センター「やすらぎ」のPRと総合的な相談機能の強化	・地域包括支援センターの更なるPR、健康の駅での相談窓口との連携 ・困難事例に対し、多職種と連携した相談対応	・市内のスーパー、銀行等に地域包括支援センターのチラシを配布。介護予防教室や訪問において周知 ・生活困窮や複雑な家庭の問題を抱える事例について、関係機関等と連携して対応を行った
	・介護者の負担軽減と健康保持に向けた施策の充実	・家族介護支援事業の実施 ・要介護老人介護者支援金支給事業の実施	・家族介護支援事業6件（R1） ・認知症家族のお話会6回（R1）
	・高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進	・高齢者虐待防止ネットワーク会議、研修会の実施	・高齢者虐待防止ネットワーク会議2回実施。事業所対象の虐待防止研修会3回実施（R1）。高齢者虐待に関する相談及び対応
	・成年後見制度の周知と活用	・成年後見普及啓発・活用促進事業の実施	・嶺北地域と連携し、成年後見制度基本計画の策定と中核機関の設置に向けた準備
	評 価		課 題
	・他機関と連携をとりながら、複雑な問題を抱える事例に対応している ◎地域包括支援センターの相談件数 H28 1,404件 → R1 2,240件		・複雑な問題を抱える家族に対して、医療、介護、福祉、地域等と連携した支援体制が必要 ・高齢者の増大に伴い、相談件数が増加すると考えられ、地域包括支援センターの窓口の周知と体制強化が必要

【第 8 次介護保険事業計画における施策指標】

要介護認定率	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標値	18.4%	18.4%	18.3%	18.0%	18.0%	18.0%	18.0%
実績値	18.0%	18.4%	17.8%	—	—	—	—

健康寿命の延伸	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標値（男）	78.6 歳	78.6 歳	78.6 歳	78.6 歳	78.7 歳	78.7 歳	78.7 歳
目標値（女）	84.0 歳	84.0 歳	84.0 歳	84.0 歳	84.5 歳	84.5 歳	84.5 歳
実績値（男）	78.4 歳	78.0 歳	—	—	—	—	—
実績値（女）	84.4 歳	84.1 歳	—	—	—	—	—

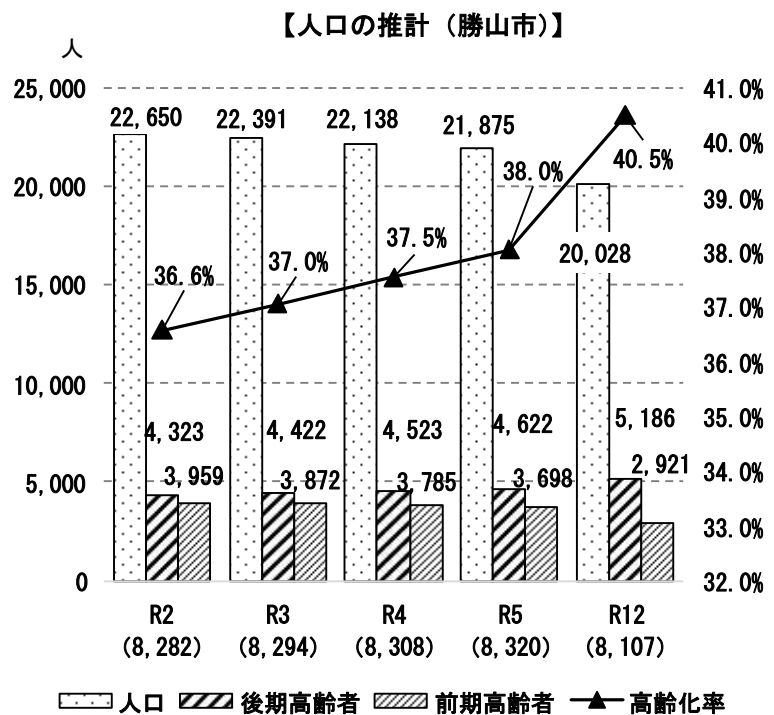
※健康寿命・・・要介護 2～5 を健康でない期間として設定。介護保険制度を利用した簡易的なものであり、疾病や若年者の障害については考慮しない。国などが算出するものとは一致しない。
健康寿命は実績値の公表が翌々年となるため、県の集計年度と 1 年ずれる。（H30 実績は県公表の H29 実績となる）

6. 第 8 次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画の概要

（1）勝山市の現状

【高齢者数の推移と推計】

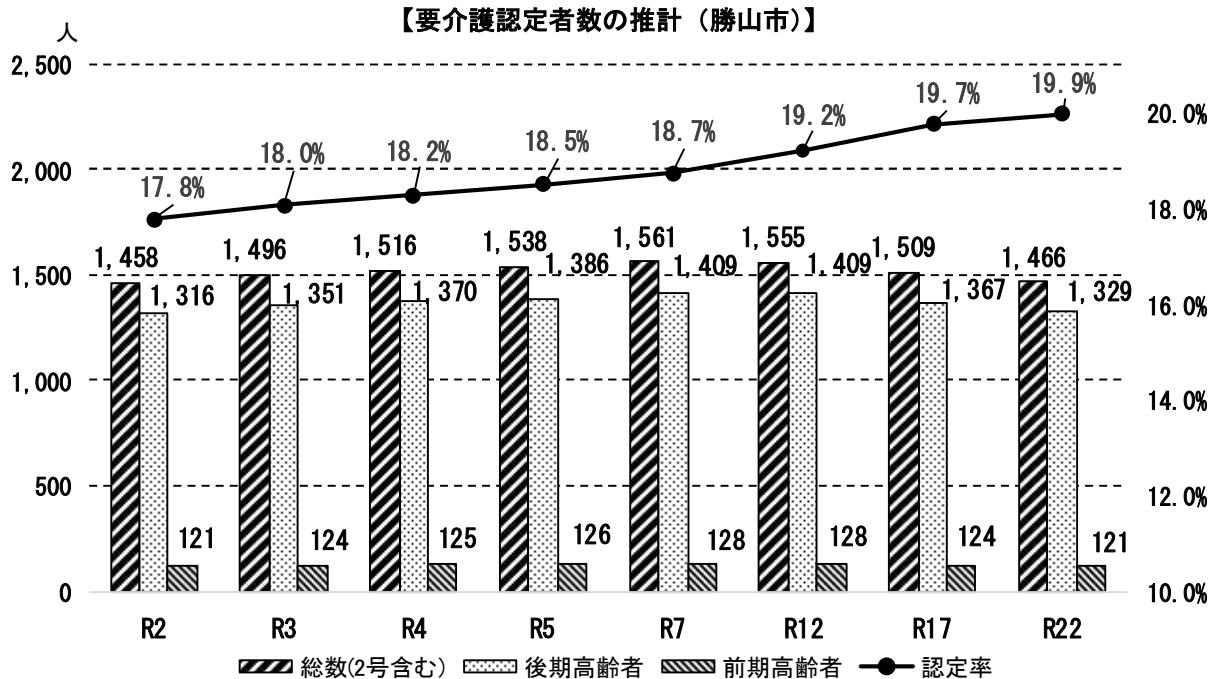
- ①令和 2 年時点で、高齢化率は 36.6%、令和 12 年には 40% を越える見込み。
- ②65 歳未満の人口は令和 2 年時点で 14,368 人から、令和 12 年で 11,921 人となり、支え手となる人口が減少する。
- ③圏域別では、中部圏域の高齢化率が高い。（P.19 参照）
- ④ひとり暮らし、高齢者のみ世帯が増加する。（P.16 参照）
- ⑤認知症高齢者数は年々増加していく。
- ⑥前期高齢者は減少するが、75 歳以上の後期高齢者数は増加する。



※人口は令和 2 年 9 月末時点の人口を基に独自推計

【要介護・要支援認定者の推移と推計】

- ①要介護・要支援認定者数は後期高齢者の増加に伴ってゆるやかに増加し、令和7年から令和12年にピークを迎えると見込まれる。
- ②要介護認定率は、後期高齢者の増加と前期高齢者の減少により、上昇すると見込まれる。
- ③介護予防事業等により要介護認定率の上昇を抑制していく。



※令和2年9月末時点の人口を基に推計

【勝山市の介護保険の現状】

- ①要介護認定率は県内9市の中で5番目である。
- ②施設整備率は33.9%で、県内9市の中で最も高い。
- ③後期高齢者のうち3割が要介護認定を受けている。
- ④要介護認定者のうち3人に1人が認知症である。

(R2.1)

施設・居住系の ベッド数	要介護 認定者数	施設整備率
499	1,472人	33.9%

(R2.1)

介護サービス利用率	1人当たりの費用/月
93.5%	151,410円

※高齢者・・・65歳以上（＝第1号被保険者）

※前期高齢者・・・65歳以上75歳未満

※後期高齢者・・・75歳以上

※高齢化率・・・人口に占める高齢者の割合

※第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満

※要介護認定率・・・高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合

※施設整備率・・・入所施設のベッド数/要介護・要支援認定者数

※介護サービス利用率・・・要介護・要支援認定者のうち、介護サービスを利用している方の割合

※（1人当たりの）費用・・・介護保険サービスにかかる費用。費用×負担割合（1～3割）＝個人負担額

（２）介護保険制度改正の主な内容

地域共生社会の実現
・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ・ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ・ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ・ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ・ 社会福祉連携推進法人制度の創設
第 1 号事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に関する見直し
・ 第 1 号事業の対象者の弾力化 ・ 第 1 号事業のサービス価格の上限の弾力化
持続可能な制度の再構築
・ 1 号保険料と 2 号保険料の負担割合の据え置き 第 1 号保険料（23％） 2 号保険料（27％） ・ 特定入所者介護サービス費の見直し （負担上限額を医療保険の高額療養費で制度の負担上限額に合わせる） ・ 高額介護（予防）サービス費の見直し （高額介護サービス費の負担限度額のうち、現行の現役並み所得者の上限額の見直しを行う） ・ 要介護認定期間の延長 （更新認定で前回の要介護度と同じ二次判定された場合、有効期限の上限を 48 ヶ月に延長する）

(3) 基本理念

『安心して暮らせる長寿社会の実現』

基本目標（重点項目）	第8次計画の主な取り組み
①高齢者の健康づくりと生きがいづくりの推進 ・高齢者の健康づくりの推進 ・元気な高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいづくりの推進	・フレイル予防事業の推進 ・介護予防事業等による集いの場づくりの推進 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体化作業の推進 ・リハビリテーション専門職を活用した介護予防事業 ・ふれあいサロン事業の実施 ・ボランティアの育成と活動の活性化を支援
②高齢者介護体制の充実 ・多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進 ・介護予防、生活支援サービスの充実 ・地域ケア会議の推進 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症対策の充実 ・地域の高齢者見守り活動の推進 ・高齢者福祉サービスの推進 ・介護給付の適正化 ・介護人材の確保・育成・定着 ・高齢者の住まいの確保 ・災害に対する備え ・新型インフルエンザ等の感染症対策の取り組み	・市民や医療・介護関係者等への自立支援、重度化防止の普及啓発 ・高齢者のニーズや地域に不足する資源の把握と多様なサービスの創出 ・地域ケア個別会議、多職種連携研修会の実施 ・在宅医療・介護の普及啓発 ・介護人材の確保 ・認知症相談窓口の周知 ・民生委員や地域見守り活動協定事業所等と連携した見守り活動の実施 ・緊急通報システム、救急医療情報キットの設置 ・医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業の実施
③高齢者総合相談・支援の充実 ・地域包括支援センター「やすらぎ」のPRと総合的な相談機能の強化 ・介護者の負担軽減と健康保持に向けた施策の充実 ・高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進	・地域包括支援センターの周知 ・重層的支援体制整備の検討 ・家族介護支援事業の実施 ・成年後見制度利用促進体制の充実 ・成年後見制度・高齢者虐待防止の普及啓発 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議、出前研修会の実施

(4) 介護保険サービスの整備について

【第 7 次計画期間中の介護サービス整備状況】

- ①小規模多機能型居宅介護 11 名の登録定員増
- ②介護予防通所介護相当サービス 10 名の登録定員新設

【第 8 次計画期間中の介護サービス整備】

①地域密着型サービス

介護保険サービスのうち、地域密着型サービスは保険者が指定します。要支援・要介護状態となっても住み慣れた地域で生活することができるよう、日常生活圏域（中学校区）ごとに整備を行っています。

第 8 次計画期間中のサービス整備予定数は、認知症対応型通所介護が 1 か所、認知症対応型共同生活介護が 1 か所とします。

サービス種類	第 7 次 期間の 整備数	第 7 次期間までの整備数				第 8 次期間整備予定基準	第 8 次 期間の 整備予 定数
		南部	中部	北部	合計		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	—	—	—	0	整備せず（第 9 次で検討）	0
夜間対応型訪問介護	0	—	—	—	0	整備せず（第 9 次で検討）	0
地域密着型通所介護	0	0	2	0	2	整備せず（第 9 次で検討）	0
認知症対応型通所介護	0	1	1	0	2	新設 1（定員 2 名）	1
小規模多機能型居宅介護	0	1	1	0	2	整備せず（第 9 次で検討）	0
認知症対応型共同生活介護	0	1	1	1	3	新設 1（18 床）	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	—	—	—	0	整備せず（第 9 次で検討）	0
地域密着型介護老人福祉施設生活介護	0	0	1	0	1	整備せず（第 9 次で検討）	0
複合型サービス	0	—	—	—	0	整備せず（第 9 次で検討）	0

②地域密着型以外の介護サービス

- ・ 特定施設入居者介護 増設 19 床
（既存の有料老人ホーム等から移行するもの）

第 8 次計画期間中は、既存の有料老人ホーム等からの移行による増加を見込んでいます。現入居者がほぼ要介護・要支援認定者であり、実際に介護が必要な状況であることから整備を見込むものです。

地域密着型サービス以外の介護サービス事業所の指定は県が行いますが、県の事業計画に反映されていることが必要となります。

【総論Ⅱ】

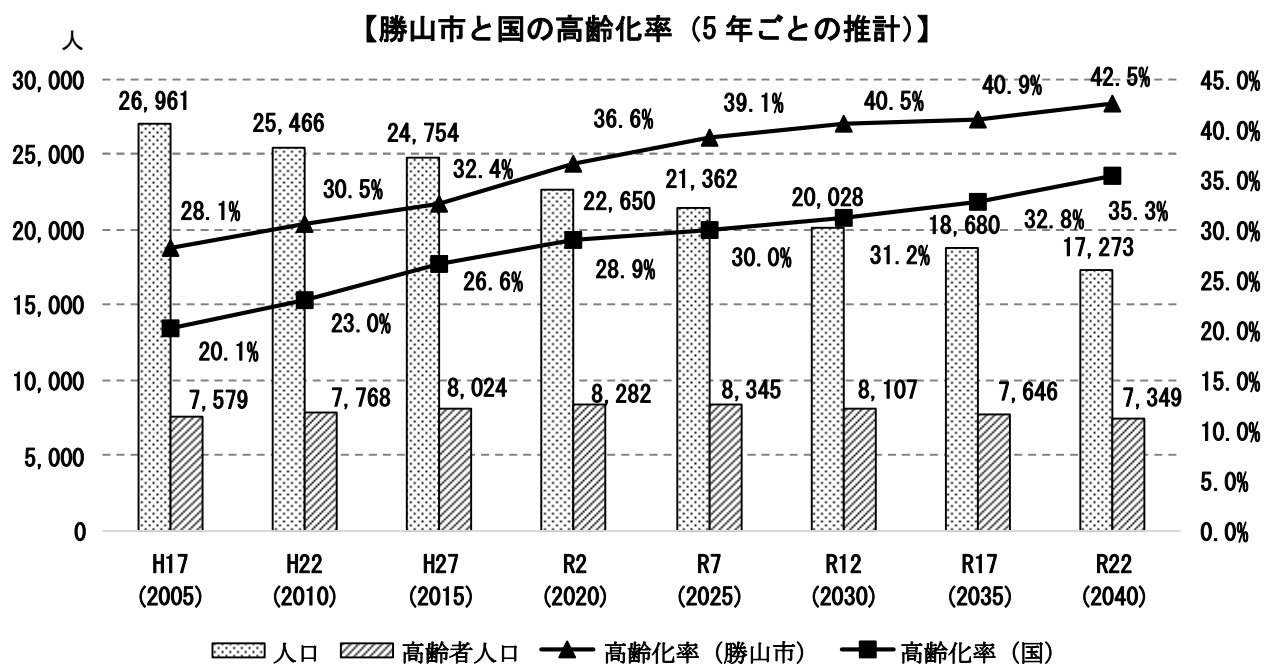
第2章

高齢者を取り巻く現状

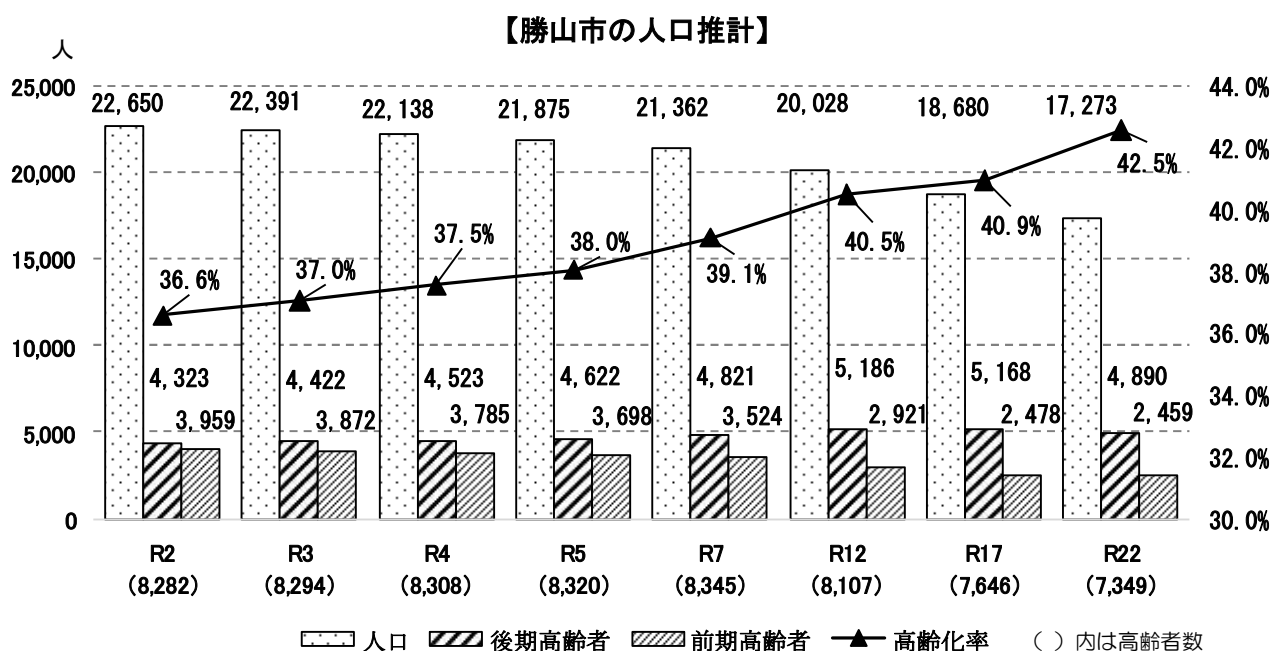
1. 人口の推移と推計

勝山市の総人口は年々減少しており、令和7（2025年）には21,362人になると推計しています。また、男女とも65歳未満の人口が減少しています。

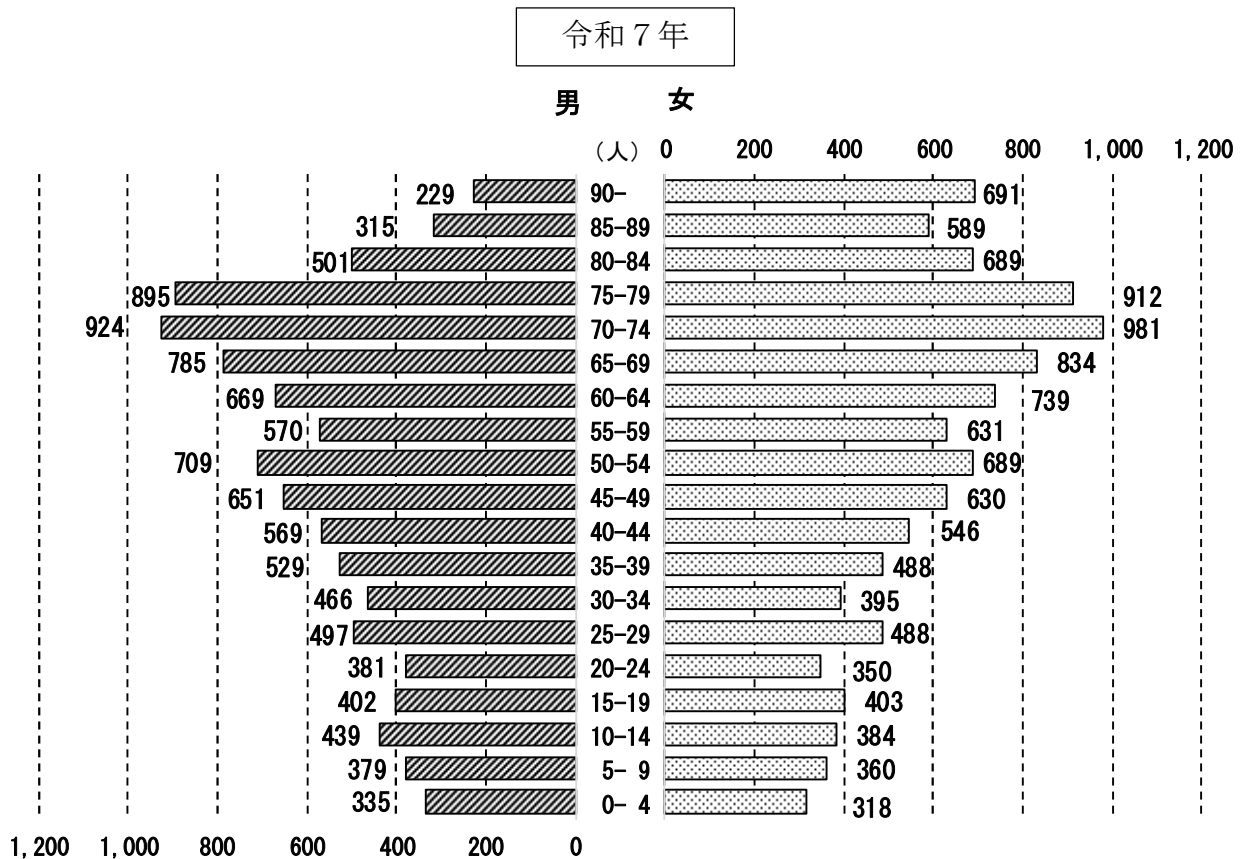
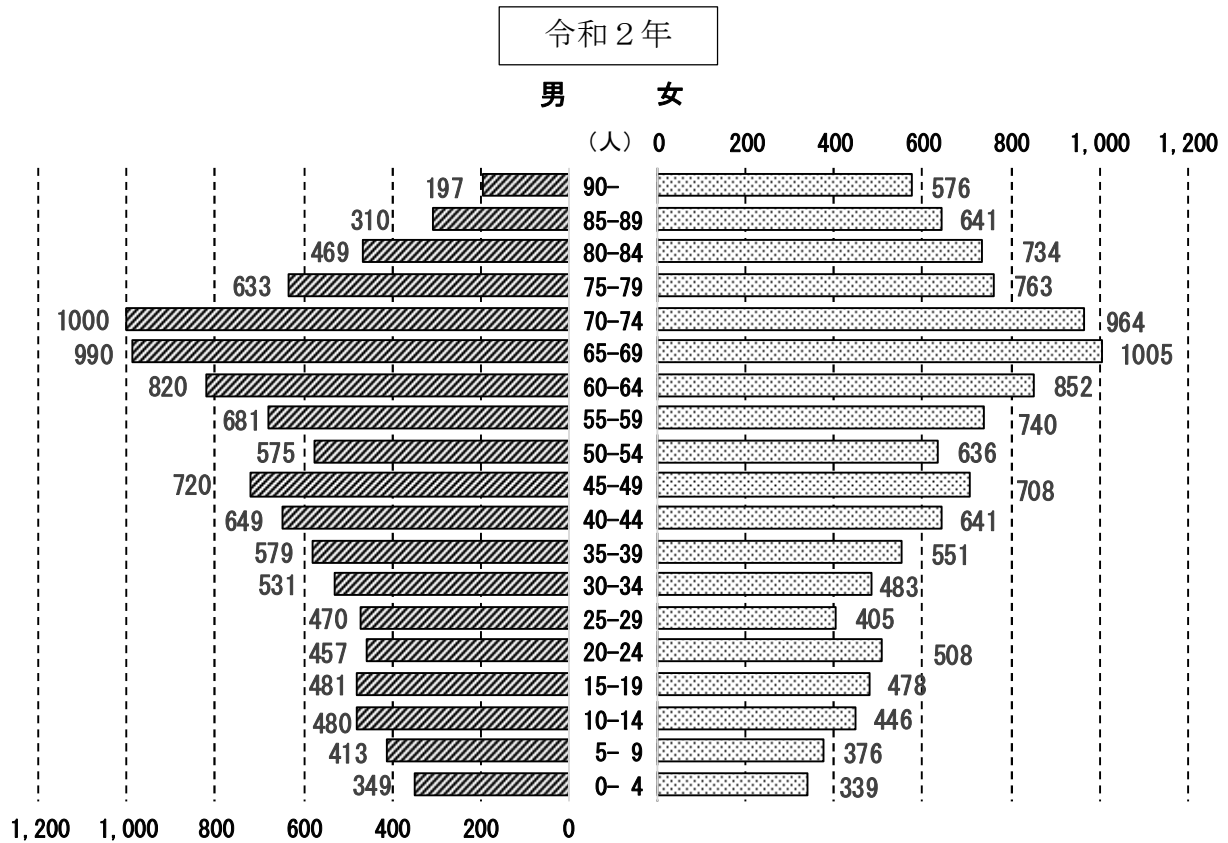
その一方で、高齢者数及び高齢化率は増加しています。団塊の世代が後期高齢者世代となる令和7年（2025年）以降も後期高齢者数は増え続け、高齢化率についても令和7年時点で39.1%となる見込みです。高齢化率の上昇は、65歳未満の人口減少も大きな要因となっています。



※ 勝山市の人口は令和2年9月末時点の人口を基に独自推計
 ※ 国の高齢化率は国勢調査からの推計



【勝山市の人口構成の変化】

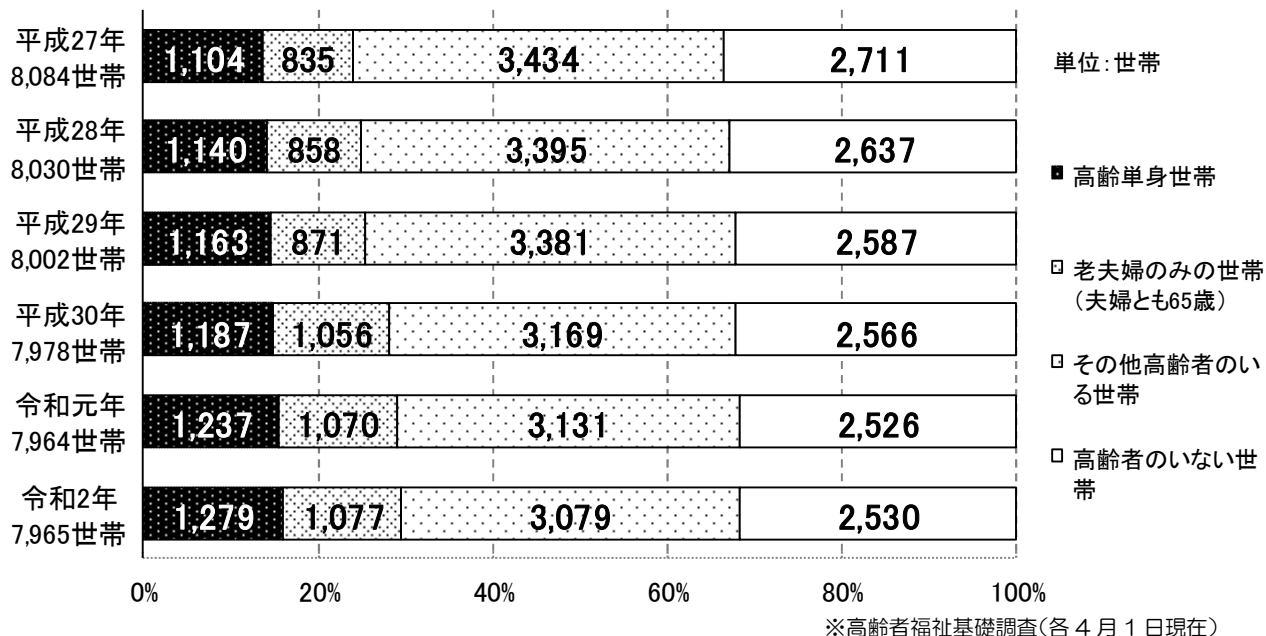


※勝山市の人口は令和2年9月末時点の人口を基に独自推計

2. 世帯構成の状況

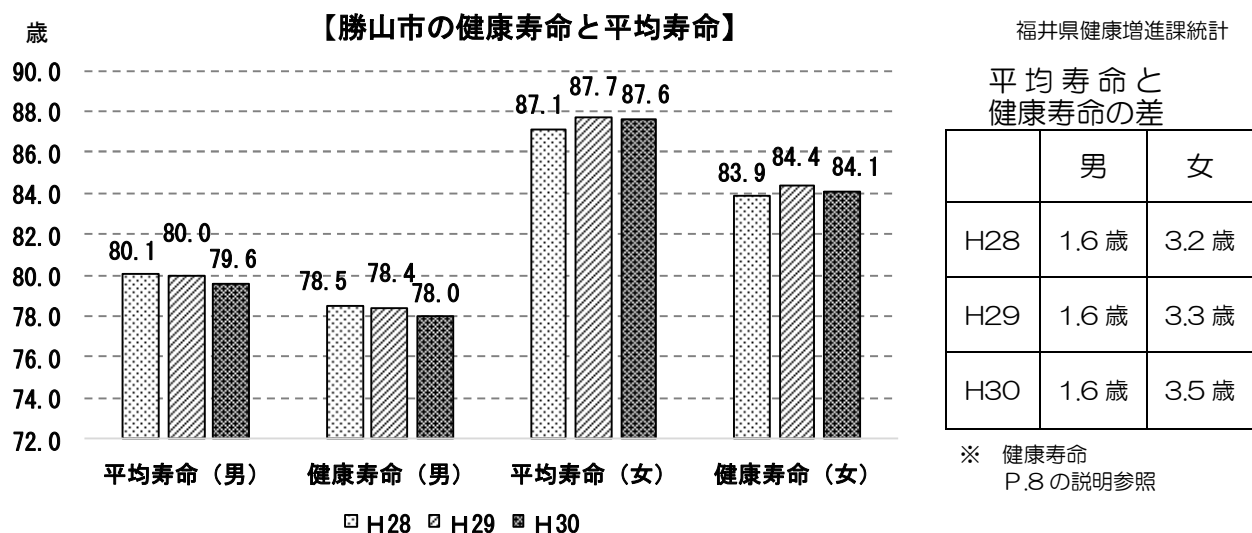
勝山市の総世帯数は、平成27年の8,084世帯と比べ、令和2年時点で7,965世帯となり、119世帯減少しています。高齢単身世帯と老夫婦のみの世帯が増加しており、老々介護世帯など、地域で何らかの支援が必要な世帯の割合も増えていと考えられます。核家族化が進んでいることもあり、引き続き行政と連携した地域ぐるみでの見守り体制の強化が重要となっています。

【世帯構成の推移】



3. 平均寿命と健康寿命

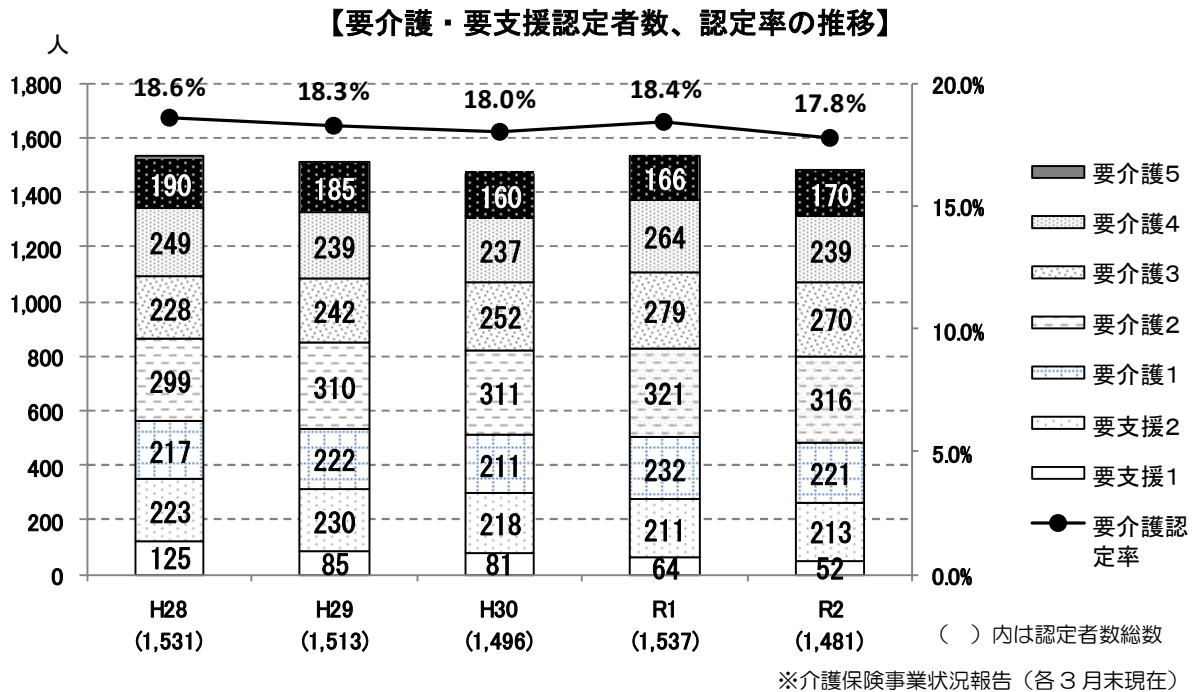
平均寿命と健康寿命の差は、平成30年で男性は1.6歳、女性が3.5歳となっています。この期間が要介護状態である期間と考えられ、平成28年と比べると、男性は同じ、女性は0.2歳上がりました。健康寿命と平均寿命の差を少しでも短くすることを目標にして、各種取り組みを進めていく必要があります。



4. 要介護・要支援認定者数の推移と推計

(1) 要介護・要支援認定者の推移

勝山市の要介護・要支援認定者数を介護度別に見ると、平成28年度から令和2年度の5年間で要支援者の割合が減少しています。特に要支援1では、平成28年度の介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴い、総合事業対象者としてサービスを利用することができるようになったため、減少しています。要介護認定率は近年18%台を推移し、令和2年には18%を下回りました。



(2) 要介護・要支援認定者の内訳

【第1号被保険者数、認定者、認定率】 ※介護保険事業状況報告 (R2.3月末現在)

内 訳	被保険者数	要支援者	要介護者数	認定者合計	認定率
第1号被保険者	8,208	259	1,200	1,459	17.8%
前期高齢者	3,839	29	92	121	3.2%
後期高齢者	4,369	230	1,108	1,338	30.6%

75歳以上の後期高齢者のうち、約3割が要介護認定を受けています。

【後期高齢者の介護度別認定者】

※介護保険事業状況報告 (R2.3月末現在)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
46人	184人	207人	281人	248人	221人	151人	1,338人
3.5%	13.8%	15.4%	21.0%	18.5%	16.5%	11.3%	100%

後期高齢者の介護度別割合は要介護2が最も高いものの、大きな差は見られません。

(3) 被保険者数、要介護・要支援認定者数の実績と推計

前期高齢者、後期高齢者ともに、推計値よりも実績値が低くなっています。推計よりも早い速度で被保険者数が減少しています。(推計値は第7次計画時の値)

	H30 (推計)	H30 (実績)	R1 (推計)	R1 (実績)	R2 (推計)	R2 (実績)
第1号被保険者数	8,283	8,196	8,359	8,214	8,438	8,235
前期高齢者数	3,841	3,795	3,899	3,772	3,960	3,910
後期高齢者数	4,442	4,401	4,460	4,442	4,478	4,325

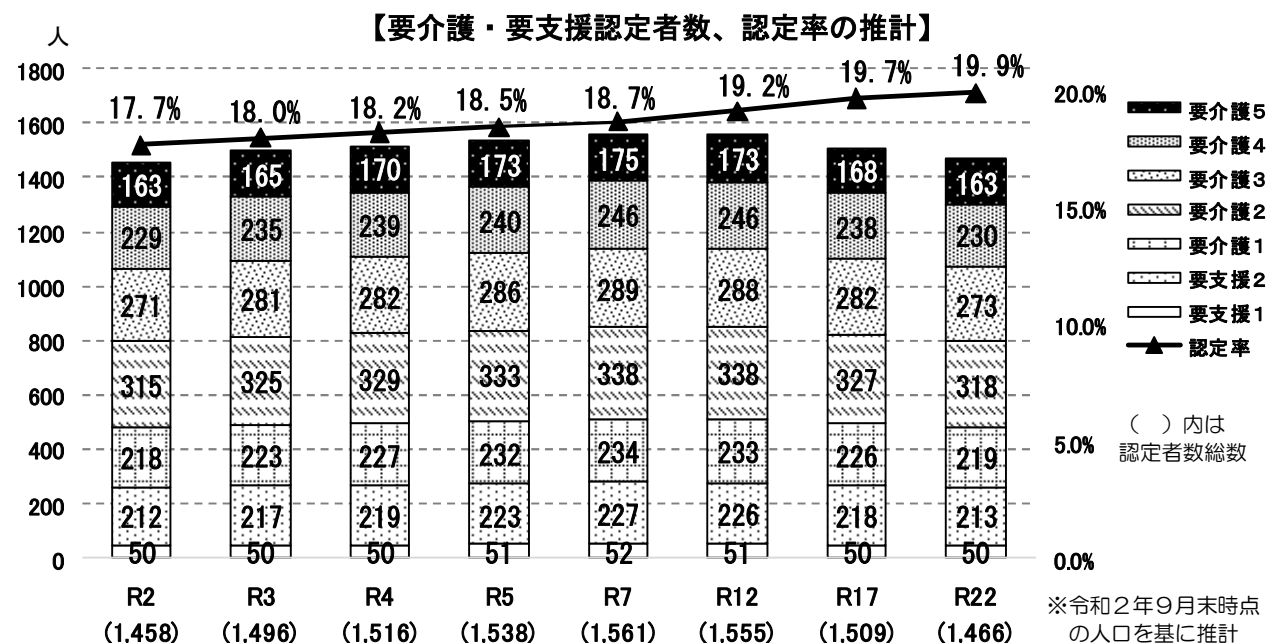
※ 推計値は第7次計画時の値、実績値は各9月末現在

要介護・要支援認定者数は、推計値よりも実績値が低くなっています。上記の第1号被保険者数の推計との差や、介護予防の効果が反映されたものと思われます。

	H30 (推計)	H30 (実績)	R1 (推計)	R1 (実績)	R2 (推計)	R2 (実績)
要支援1	83	75	85	62	85	50
要支援2	235	218	237	204	242	212
要介護1	220	233	222	227	225	218
要介護2	312	301	315	314	319	315
要介護3	260	266	263	275	267	271
要介護4	240	246	244	265	247	229
要介護5	186	174	187	170	190	163
合計	1,606	1,513	1,651	1,517	1,712	1,458

※ 推計値は第7次計画時の値、実績値は各9月末現在

令和3年度から令和5年度の第8次計画期間中は、高齢者数および要介護・要支援認定者数が緩やかに増加すると考えられます。しかし、団塊の世代が後期高齢者へと移行する令和7年度(2025年)から、後期高齢者数が最大となる令和12年度(2030年)の間に、要介護認定者数はピークを迎える見込まれます。



5. 日常生活圏域の状況

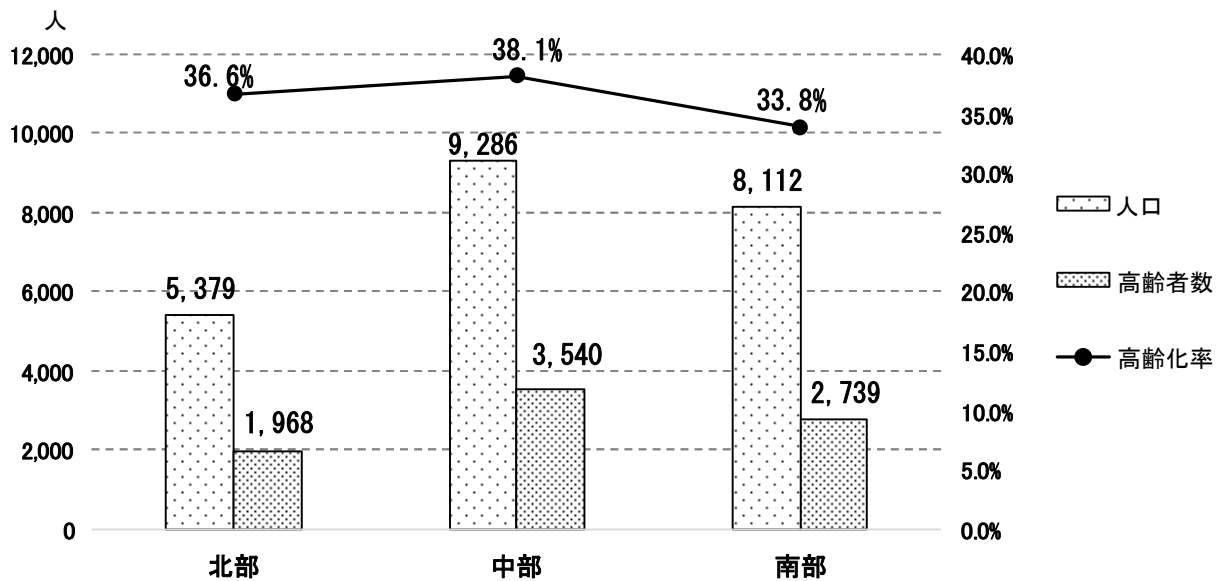
勝山市では、中学校区（3地区）を日常生活圏域と設定しています。

高齢者人口は中部地区と南部地区が多く、高齢化率は北部地区と中部地区が高くなっています。高齢者のみの世帯は、中部地区が高くなっています。

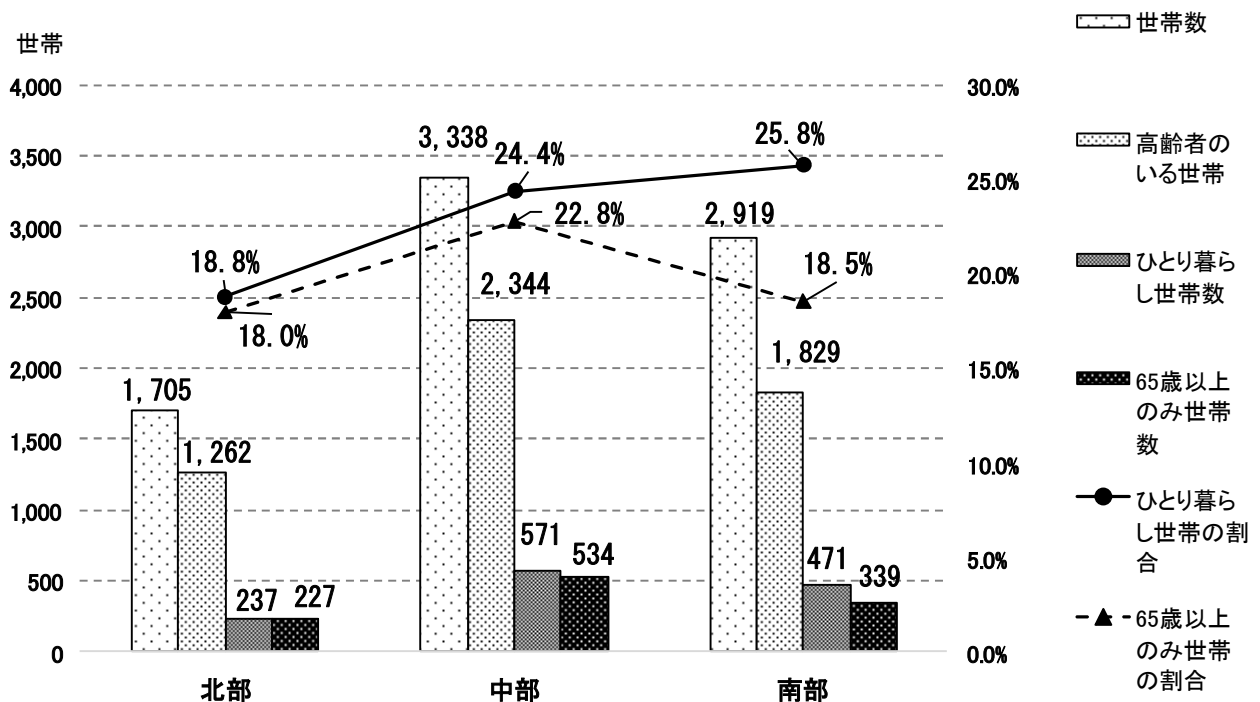
日常生活圏域別で比較すると、中部地区が高齢化率と高齢者世帯の割合が最も高いと言えます。

【日常生活圏域の人口等の概況】

住民基本台帳
令和2年3月末現在



【日常生活圏域の世帯の概況】



6. 介護サービス事業所の状況

【市内介護サービス事業所一覧】

令和2年4月1日現在

事業者 / 圏 域	北部	定員	中部	定員	南部	定員	
介護老人福祉施設			さくら荘	90	さつき苑	80	
					シルバーケア九頭竜	75	
介護老人保健施設	鷺巣苑	63	福井勝山総合病院付属 介護老人保健施設	100			
居宅介護支援事業所	わかば居宅介護支援事業 所	—	勝山市社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	—	ケアプランセンター九頭 竜	—	
	鷺巣苑居宅介護支援事業 所	—	さくら荘居宅介護支援セ ンター	—	さつき苑居宅介護支援セ ンター	—	
			福井勝山総合病院付属 居宅介護支援センター	—	県民せいきょう居宅介護 支援事業所	—	
訪問介護			勝山市社会福祉協議会 ホームヘルプサービス センター	—	県民せいきょうホーム ヘルプサービス	—	
			さくら荘訪問介護セン ター	—	花水木（介護タクシー）	—	
訪問入浴介護					さつき苑訪問入浴介護	—	
訪問看護			福井勝山総合病院附属 訪問看護	—	さつき苑訪問看護	—	
			クリニカ・デ・ふかや	—			
通所介護	デイサービスセンター えがお	25	さくら荘デイサービス センター	35	さつき苑デイサービス センター	25	
	ひなたぼっこデイサービ スセンター	25	デイサービスセンター わかば	35	デイサービスセンター 九頭竜	30	
			悠々いきいき倶楽部ちゃま	10			
通所リハビリ	鷺巣苑デイケアセンター	60	福井勝山総合病院付属 介護老人保健施設	40			
ショートステイ（福祉系） （各定員の内数）			さくら荘	(8)	さつき苑	(10)	
					シルバーケア九頭竜	(5)	
ショートステイ（医療系）	鷺巣苑		福井勝山総合病院付属 介護老人保健施設				
特定施設入所者生活介護					県民生協勝山きらめき	10	
					あさひけやハイツ九頭竜	10	
地域密着型サ ービス	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム 勝山荒土	18	愛の家グループホーム 勝山野向	18	グループホームはなみずき	15
	小規模多機能型居宅介護			よろこんでハウス・サン プラザ	29	県民せいきょう小規模多 機能ホーム勝山きらめき ハウス	29
	認知症対応型通所介護			デイサービスセンター よしの	12	デイサービスはなみずき	12
	ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設			さくら荘	20		
	通所介護			悠々いきいき倶楽部ちゃま	(10)		
総合 事業	介護予防通所介護相当サービス		カロリーロ福井勝山店	10			
有 料 老 人 ホ ー ム	サービス付き高齢者向け住宅				県民せいきょう勝山きら めき	10	
	住宅型有料老人ホーム	わかば	23	たいよう	14		
	介護付有料老人ホーム					あさひけやハイツ九頭竜	9

※医療系ショートステイ定員は、各施設定員数に含まれる

※居宅介護支援、訪問系サービスは定員が一定しないため「—」で表記

【各論】

第3章

高齢者福祉・介護サービス事業の 現状と方向性

1. 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができることを目指し、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

また、2025年が近づく中で、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、総人口、現役世代人口が減少し、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代が減少し、介護を支える人的基盤の確保が重要です。

このことを踏まえ、①自立支援、介護予防・重度化防止の推進、②介護給付等の対象サービスの充実・強化、③在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備、④日常生活を支援する体制の整備、⑤高齢者の住まいの安定的な確保、に配慮して、介護サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域包括ケアシステムの構築に努めることが重要です。

また、地域包括ケアシステムは地域共生社会（※）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められています。今後、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図っていきます。

（※）地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会のこと

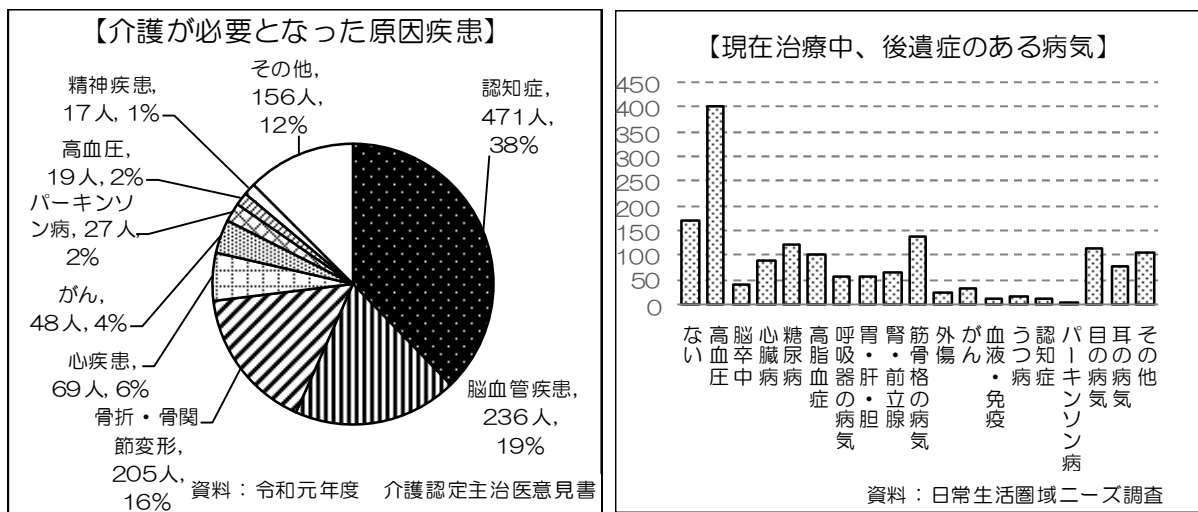
2. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

(1) 高齢者の健康づくりの推進

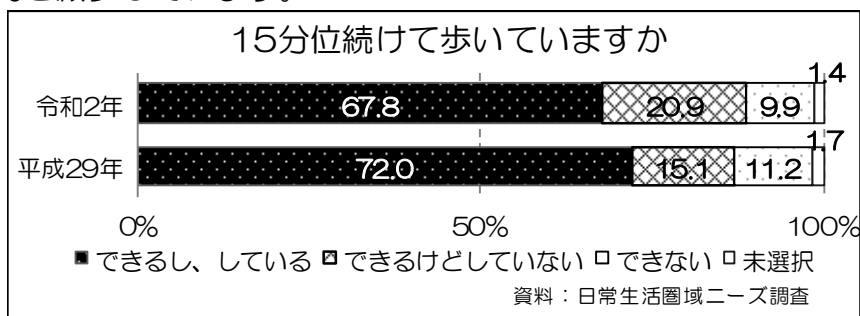
高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を過ごすことができるように支援することや、要介護状態になることの予防又は要介護状態等の軽減・悪化防止のため、自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上や低栄養防止のための活動を推進します。

現 状

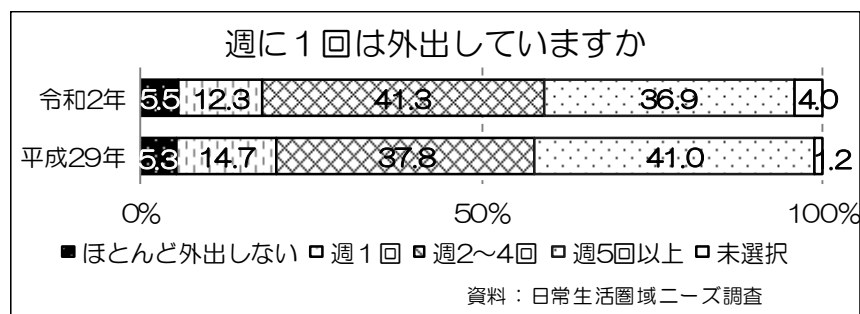
- ・介護が必要となった原因疾患は、認知症、脳血管疾患、骨折・骨関節変形が多く、全体の70%以上を占めています。
- ・現在治療中、後遺症のある病気では、高血圧や筋骨格系の病気が多い状況です。



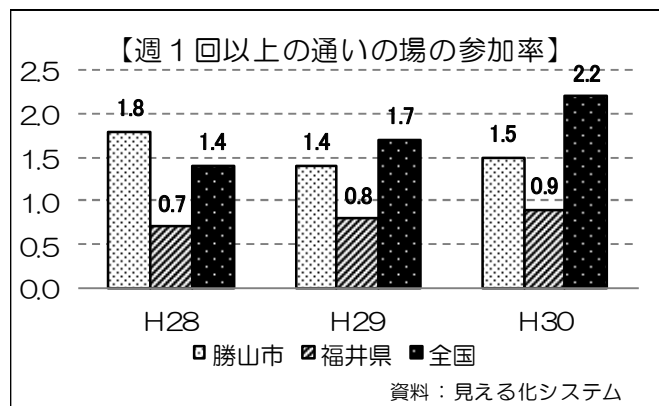
- ・「15分くらい続けて歩いている人」は、平成29年では72.0%でしたが、令和2年では67.8%と減少しています。



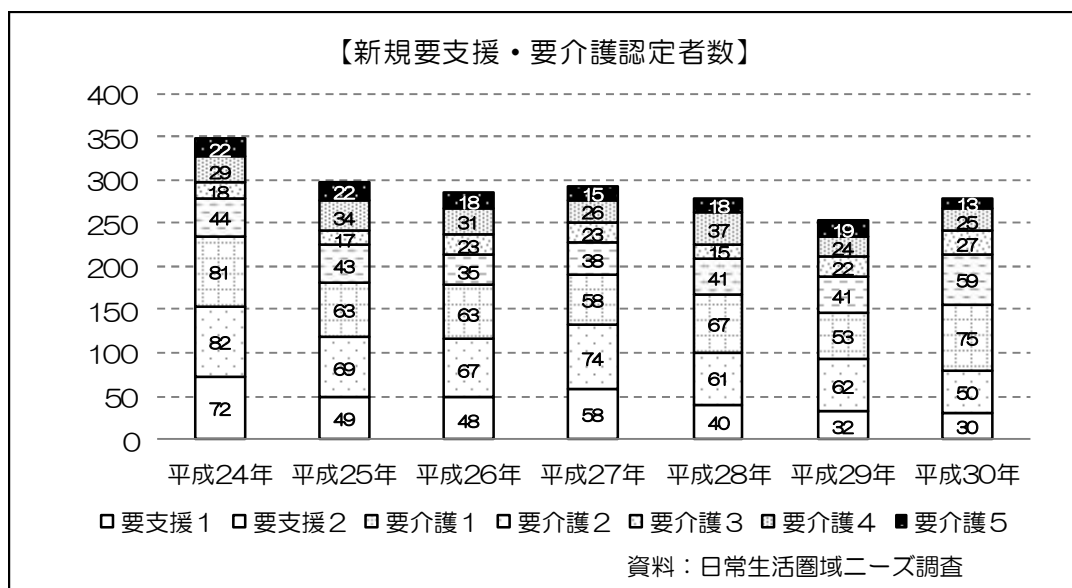
- ・「週に1回以上外出している人」は、平成29年は93.5%でしたが、令和2年は90.5%と減少しています。



- ・週1回の通いの場の参加率は平成28年は1.8%で、平成30年は1.5%です。



- ・新規要支援・要介護認定者数は、平成24年より減少しています。



【健康づくり・介護予防に関する実施状況】

項 目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護予防把握者数		385 件	262 件	358 件
出前講座参加者人数		3,224 人	2,997 人	2,498 人
フレイル予防	フレイルチェックの実施	—	—	1 地区
	フレイルサポーターの養成	—	—	12 名
健康長寿！一番体操実施地区		8 地区	7 地区	7 地区

課 題

- ・高齢者の外出頻度が減少しています。通いの場の利用促進や閉じこもり等で何らかの支援を要する方を介護予防事業や介護サービス等につなげることが必要です。
- ・介護が必要となった原因疾患は、認知症が最も多く、認知症予防の取り組みが重要です。
- ・認知症や脳血管疾患などの生活習慣病が原因で介護が必要となった割合が高いため、保健事業部門と連携した健康づくりや介護予防・フレイル予防事業の取り組みが必要です。
- ・高齢者が地域で健康づくりに関心を持ち取り組むための働きかけが必要です。また、継

続した取り組みができるような支援が必要です。

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、通いの場へ集まることが難しい状況となっています。感染症対策を行いながら高齢者が交流できる体制を整えていく必要があります。

今後の方向性

- 高齢者が健康を維持し自立して暮らすことができるよう、閉じこもり等、何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防・フレイル予防、認知症予防の普及啓発を行うとともに、通いの場の充実や、リハビリテーション専門職等と連携した介護予防を推進します。
- 介護予防の推進にあたっては、国民健康保険、後期高齢者医療等と連携し、高齢者の保健事業と一体的に推進します。
- 介護予防の取り組みが効果的・効率的な取り組みとなるよう各種データを活用し、PDCAサイクルに沿って、介護予防・重度化防止に取り組めます。
- 健康づくり、介護予防の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の対策を検討して実施します。
- 介護予防の拠点となる健康の駅「湯ったり勝山」を活用して健康づくり・介護予防を推進します。

（今後の取り組み）

項目	目 標	主な取り組み内容
介護予防 把握事業	閉じこもりや運動機能の低下等何らかの支援を必要とする人を把握し、支援が必要な人を、介護予防教室や介護サービス、もの忘れ検診へつなげる。	- 後期高齢者保健事業との連携 - 独居高齢者、高齢者夫婦世帯等訪問 - モデル地区における75歳以上高齢者訪問 - もの忘れ検診受診勧奨
介護予防普及 啓発事業	- 市民に、自立支援・介護予防に関する普及啓発を行う。 - 市広報の活用や、地区の集まり等で介護予防やフレイル予防、認知症予防についての講座を継続する。 - 通いの場への参加を促す。 - 高齢者が主体的に地域で取組める体操教室等の通いの場の充実と活動の継続を支援する。	- 市広報等による普及啓発 - 地区ふれあいサロン - 介護予防出前講座 - すこやか健康講座 - 水中運動教室 - いきいきサロン - はつらつ教室 - フレイルチェック - フレイル予防講座（運動、

	・住民主体の通いの場の担い手を養成する。	- 口腔、栄養) ・フレイルサポーター養成講座 ・健康長寿！一番体操教室
地域介護予防活動支援事業	・趣味や特技、サークル活動等を通じて社会と交流できる場、技能や経験を生かしたボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加を推進する。	・地域いきいきサポーター養成講座 ・地域いきいきボランティアポイント事業
地域リハビリテーション活動支援事業	・リハビリテーション専門職等と連携し介護予防、フレイル予防事業を実施する。	・介護予防講座、フレイル予防講座等において、リハビリテーション専門職による助言・指導を受ける。

【健康づくり・介護予防に関する数値目標】

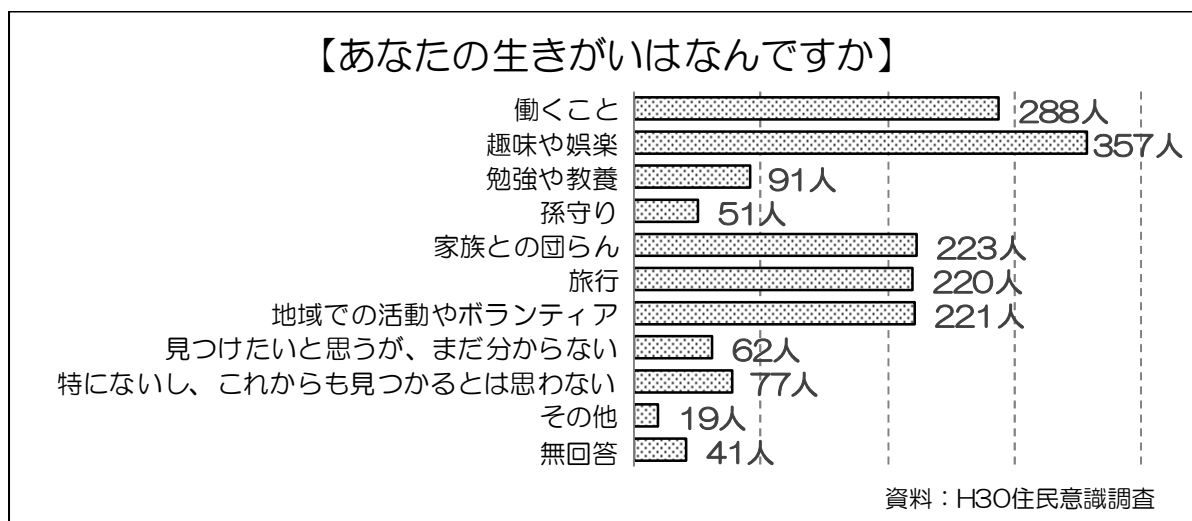
項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
フレイルサポーターの人数	12名	30名
フレイルチェックの実施地区	1地区	4地区
リハビリテーション専門職等と連携した介護予防・フレイル予防教室	1教室	毎年2教室
週1回以上通いの場の参加率	1.5% （平成30年度）	2.0%

(2) 高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいづくりの推進

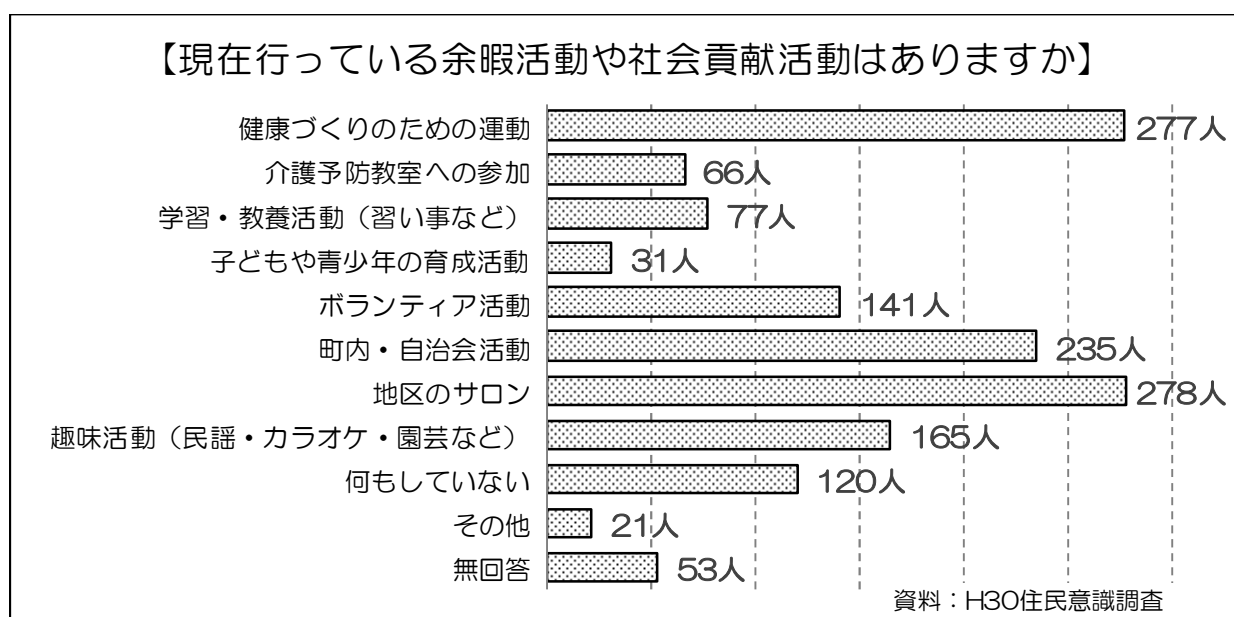
高齢者が自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいをもって日常生活を過ごすことが重要です。趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場やこれまでに得た技能や経験を生かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域や社会を構成する一員として、社会貢献をできる場の提供を推進します。

現 状

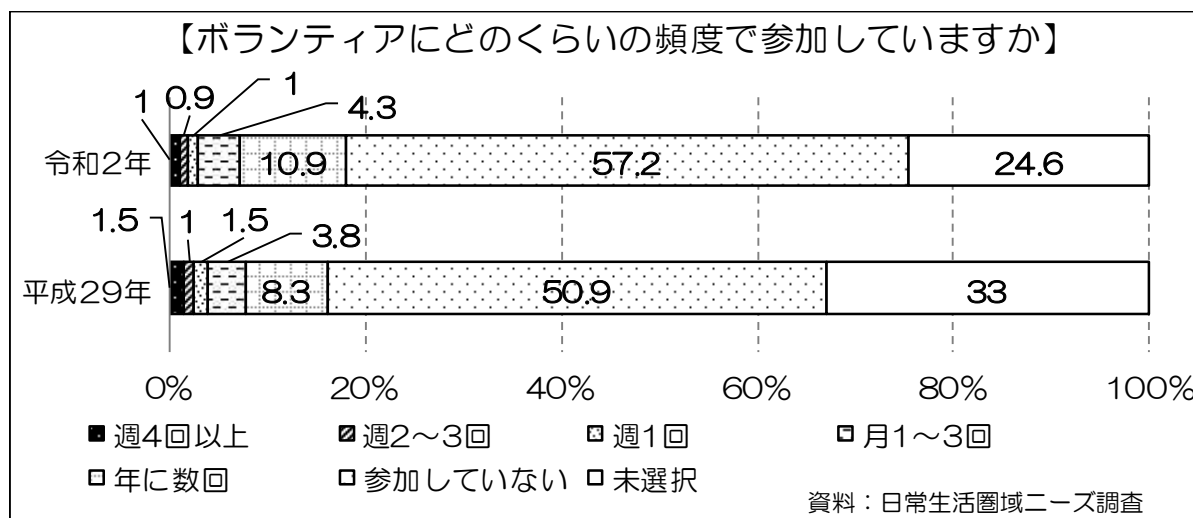
- ・65歳以上の人の生きがいは、「趣味や娯楽」「働くこと」が多いです。



- ・余暇活動や社会貢献活動は、「地区のサロン」「健康づくりのための運動」「自治会活動」「趣味活動」が多いです。



- ・ボランティアグループに参加していない人は、平成29年が50.9%、令和2年が57.2%です。



課題

- ・高齢者の生きがいとなる趣味活動、ボランティア活動、就労的活動について、活動の場づくりや継続できるような支援が必要です。
- ・ボランティア活動に関心を持ち、活動に取り組めるような体制づくりや支援が必要です。
- ・高齢者が主体的に参画する活動として老人クラブがあり、長年、様々な活動を通じ生きがいと健康づくり事業を推進しています。しかし、近年、若手高齢者の老人クラブへの加入者数が減少しており、老人クラブ未加入者への加入促進PRについても検討が必要となってきています。

今後の方向性

- ・高齢期においても活動的なライフスタイルを実践したいとする方も増えていることから、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、地域社会への参画を促進します。

【主な生きがいづくり施策】

①老人クラブへの活動助成

老人クラブの社会参加活動等に助成しその活動を促進することで、老人クラブ等の活動を活発化、老後の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会を目指します。（生きがい健康講座、スポーツ大会事業、健康づくり事業、健康体操普及、ラジオ体操&体力測定教室等の実施）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
会員数	1,762 人	1,597 人	1,543 人
クラブ数	42 クラブ	39 クラブ	39 クラブ

(今後の取り組み)

会員数が年々減少してきているため、高齢者の年代に合わせた活動の見直しが必要になってきています。高齢者が気軽に参加できるような活動の支援を行うことで、生きがいきづくり、健康づくり及び介護予防につなげます。

②ふれあいまつり

高齢者連合会員による芸能等の発表を行い相互の親睦と交流を深めます。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加人数	516 人	526 人	新型コロナウイルス感染症対策のため中止

③ふくい健康長寿祭への参加

高齢者に適したスポーツ・文化を通じて、積極的な仲間づくりや世代間交流の機会を提供します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延利用人数	129 人	国体のため開催なし	94 人

④ふれあいサロン事業

虚弱あるいは閉じこもりがちな高齢者を対象に、公共施設を利用して健康チェック、健康相談や交流事業等を行うサロンを実施しています。サロンの運営形態は各地区に任せていますが、毎年新たに地区サロンが立ち上がるなど、地区ごとのサロン開催の裾野は少しずつ広がっています。一方で地区によってはサロン開催の中心となる方々が高齢化していて継続が難しいところもあります。今後、地域の関心を高めることと、地域ボランティアの育成が事業を継続していく上で不可欠です。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延利用回数	724 回	728 回	706 回

(今後の取り組み)

高齢者が健康づくりや気心のしれた仲間と集う場として気軽に参加できるよう、関係機関との連携を密にし、事業がよりよい形で継続発展していくよう支援を行います。また、介護予防や地区単位での見守り活動の意識の向上を目指して取り組みます。

⑤シルバーサロン事業

65歳以上の方を対象に、パソコン教室、花教室、カラオケ教室、ヨガ体操教室をそれぞれ年数回、開催しています。市広報紙等で参加を呼び掛けています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用人数	112人	142人	149人

（今後の取り組み）

高齢者の生きがいづくりや趣味を広げる場として、積極的に参加していただけるよう、関係機関と連携し、周知をするなど支援します。

⑥地域いきいきボランティアポイント事業

地域の高齢者に関するボランティア活動を（例：施設や地区サロン等での介助やレクレーションの補助、ごみ出しなど）奨励・支援し高齢者自身の社会参加を通じて介護予防を促進します。ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、商品券等（上限有）に引換えます。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録者数	121人	130人	124人

（今後の取り組み）

ボランティア活動のきっかけづくりとし、ボランティアのモチベーションを高め、より良い活動の継続、生きがいづくりや介護予防へ繋がるよう支援していきます。

⑦地域いきいきサポーター養成講座

高齢者の生きがいや健康づくり、認知症の理解、地域の見守りの意識を持ったボランティアを養成します。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加者数	65人 （うち新規8人）	41人 （うち新規10人）	63人 （うち新規21人）

（今後の取り組み）

新規参加者数を増やすとともに、養成講座参加者がボランティア活動につながり、新たな生きがいとして取り組めるよう支援していきます。

3. 高齢者介護体制の充実

(1) 多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進

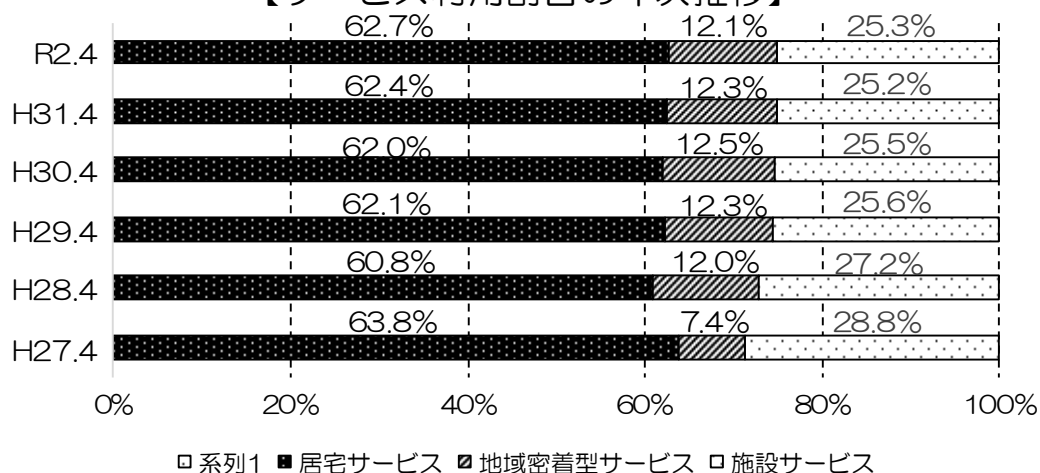
現 状

介護サービスは、要介護1～5の認定を受けた方に対する介護給付と、要支援1、2の認定を受けた方に対する予防給付から成り立っています。在宅介護である居宅サービスと地域密着型サービスは横ばい、施設サービスは減少しています。サービス全体は認定者数に応じて増減しますが、施設サービスの減少により、在宅介護の割合が増加しています。

●サービス区分ごとの利用者数の推移（介護保険事業状況報告より）

	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
居宅サービス	887	861	897	895	903	874
地域密着型サービス	103	170	177	181	178	168
施設サービス	401	386	370	368	365	352
介護老人福祉施設	207	211	253	256	254	246
介護老人保健施設	179	173	115	110	109	104
介護療養型医療施設	15	2	2	2	1	0
介護医療院(H30.4創設)	—	—	—	0	1	2

【サービス利用割合の年次推移】

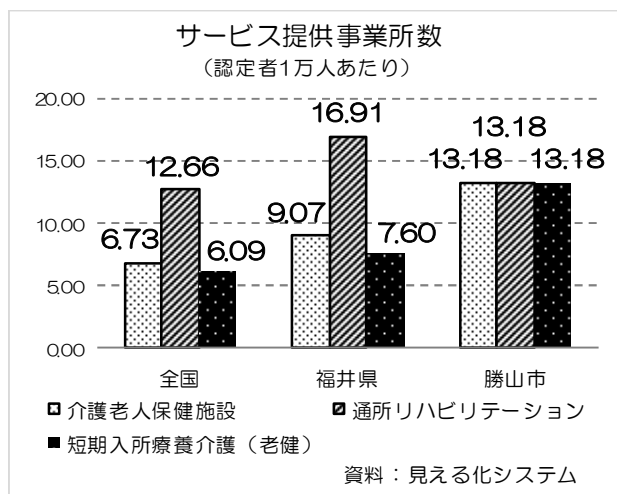


- ・要介護認定率は県内市では、5番目に高い（17.8%）（平成31年2月末現在）
- ・奥越地区は認知症高齢者の割合が県内市で最も高い（高齢者福祉基礎調査）
⇒ 後期高齢者割合が、県内市の中で1番高いことも要因と考えられる
- ・介護保険のサービス利用率は県内市で平均的（93.5%）（令和2年1月末現在）
⇒ これまでは県内市で最も高かったが、他市町に先駆けて介護予防・日常生活支援総合事業を始めたため、以前と比較して利用率が下がったと思われる。

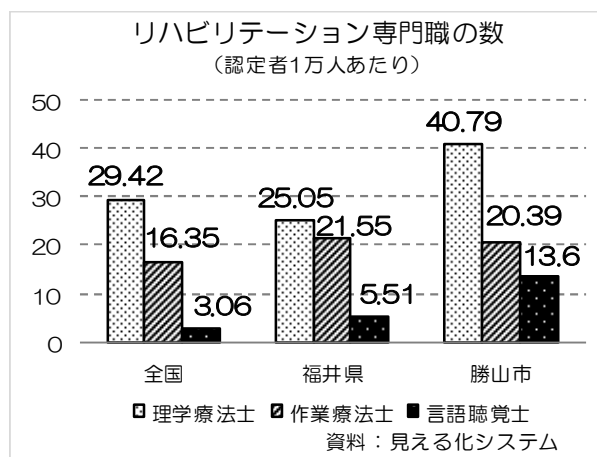
※認知症高齢者の日常生活自立度・・日常生活でどれくらいの自立度を維持しているかを測定するための指標。
I→Mまでのランク分けがあるが、IIa以上が日常生活に支障をきたす症状・行動が見られる。

●リハビリテーションサービス提供体制の状況

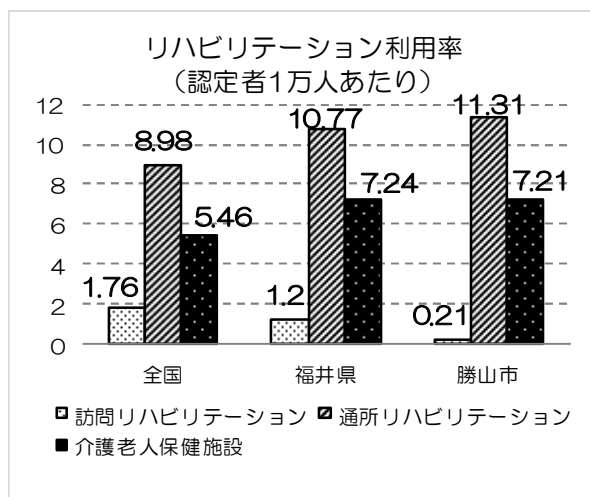
- ・要介護認定者1万人あたりのサービス提供事業所数は、全国や県と比べ、介護老人保健施設、短期入所療養介護（老人保健施設）で多くなっています。



- ・リハビリテーション専門職数は、3職種ともに全国や県と比べて多い状況です。



- ・リハビリテーション利用率を全国や県と比較すると、市内に事業所がない訪問リハビリテーションは低く、市内に事業所がある通所リハビリテーション及び介護老人保健施設の利用率は高くなっています。



課 題

- 要介護状態となっても、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備が必要です。
- 全国、県と比べて、サービス提供事業所数、リハビリテーション専門職数が多く、通所リハビリテーション、介護老人保健施設利用率も高くなっており、リハビリテーションサービス提供体制が整っています。

今後の方向性

- 適切な居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成することができるよう介護サービスや医療等の情報交換や事業所等の連携強化を推進します。
- 地域ケア会議等における事例検討や専門職と連携をとりながら、適切なリハビリテーションの利用につながるよう推進していきます。

【高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進に関する数値目標】

項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
介護保険サービスの利用率	94.1%	維持
リハビリテーション利用率	訪問リハビリテーション 0.2% 通所リハビリテーション 11.3% 介護老人保健施設 7.2%	維持

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために、介護予防・生活支援サービス事業の充実を図っています。また、地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることを支援します。また、多様な生活支援のニーズに対して、住民等の多様な主体が参画し、サービスを充実することにより、効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

現 状

【介護予防・生活支援サービス事業実施状況】 (令和2年11月時点)

事業名	種類	実施事業所数
通所型サービス	従前相当サービス	市内8事業所、市外16事業所
	通所型Cサービス	市内2事業所
訪問型サービス	従前相当サービス	市内4事業所、市外5事業所
	訪問型Aサービス	市内3事業
介護予防ケアマネジメント		勝山市地域包括支援センター

【生活支援体制整備事業実施状況】

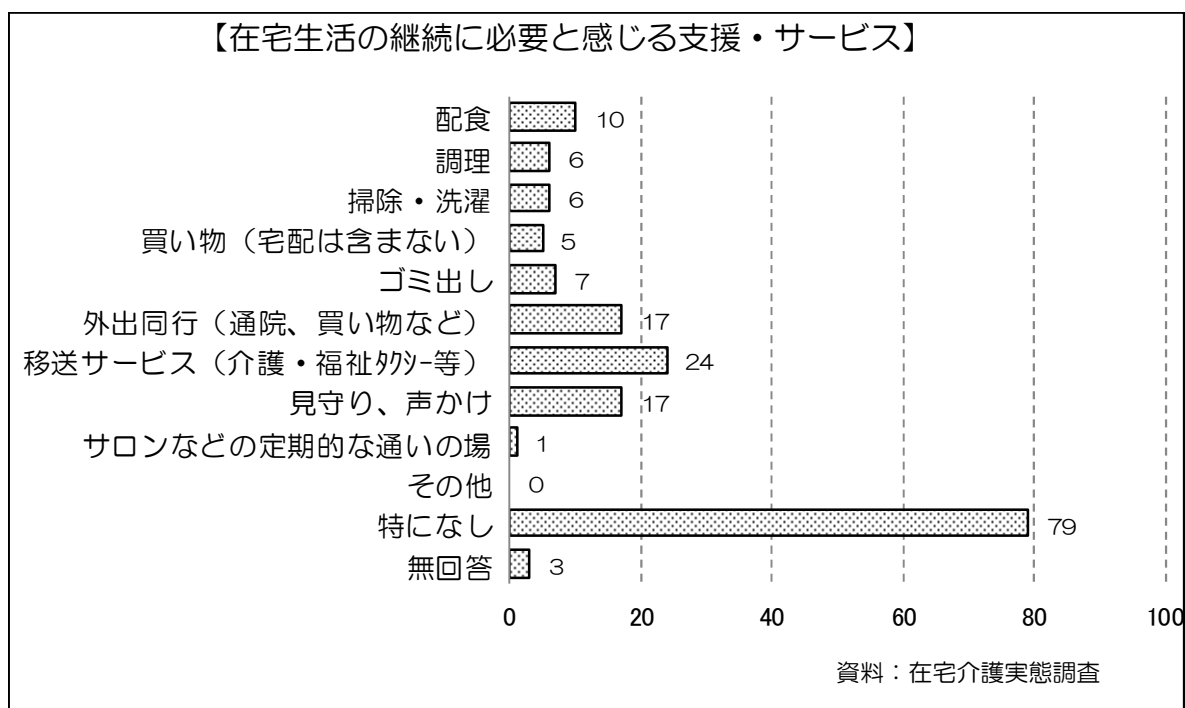
高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民がともに支えあう地域づくりを進めています。

第1層生活支援コーディネーターを勝山市社会福祉協議会、第2層コーディネーターを地区社会福祉協議会に配置しています。

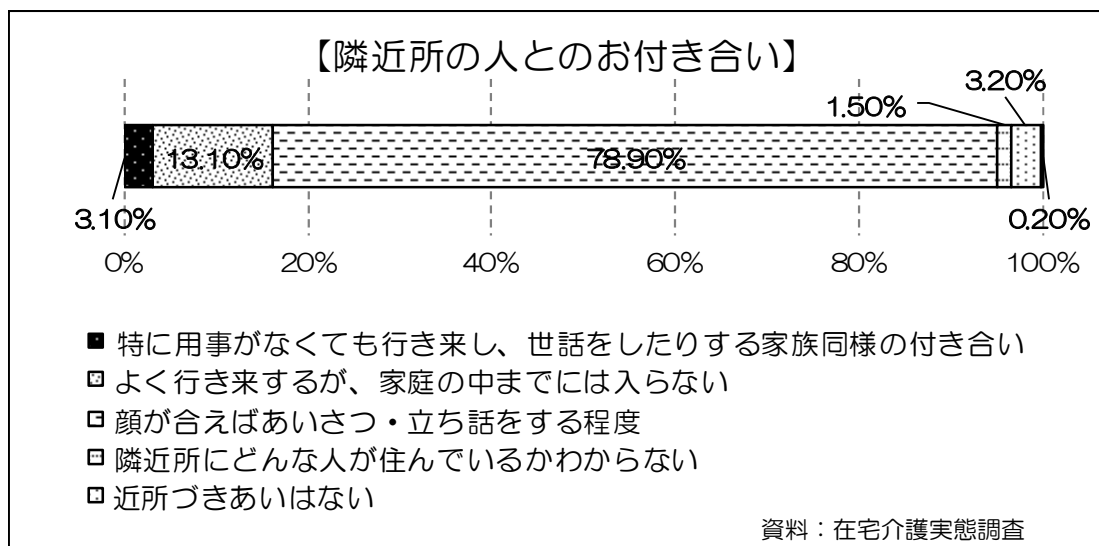
(取り組み内容)

- ・ 地域の実情の把握、通いの場の創設
- ・ 一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の生活支援サービスのコーディネート
- ・ 生活支援の担い手の養成と地域に不足するサービスの創出
- ・ 関係者のネットワークづくり（多職種連携研修会、地域ケア個別会議への参加）
- ・ まちなかCaféの運営
- ・ 買い物支援体制の構築
- ・ 各区長会等へ生活支援体制整備事業についての説明
- ・ 地域での支え合いに関する研修会の開催

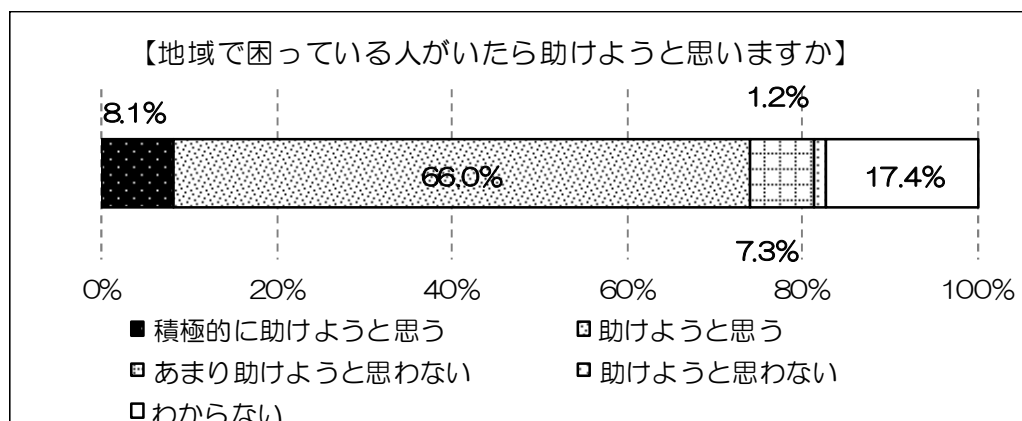
- ・在宅介護実態調査では、「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」について、「外出同行」「移送サービス」「見守り・声かけ」と答えた方が多くなっています。



- ・隣近所の人との付き合いについて、「顔が合えばあいさつ・立ち話をする程度」という人が最も多いです。



- ・地域で困っている人がいた時に、「積極的に助ける」「助けようと思う」人は74.1%です。



【生活支援体制整備に関する実施状況】

項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
不足する資源の開発	資源の把握	資源の把握	資源の検討

課 題

- ・一人での通院や買い物に不安を感じる人があり、外出同行の支援が求められています。
- ・見守り、声かけを必要とする方がおり、日頃からの近所つきあいや地域の支え合いが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、これまでのような地区サロンの実施や地域での交流が難しい状況です。
- ・地域ケア個別会議の事例検討により、地域資源の情報が不足しており、要介護高齢者等が地域で参加できる通いの場が不足しているという課題が出されました。

今後の方向性

一人暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者の生活を支援するためには、医療、介護のサービス提供のみならず、民間企業やボランティア等が主体となっていく多様な生活支援サービスや地域の支え合いが求められています。生活支援コーディネーターの活動と連携しながら、地域課題の把握と新しいサービスを創出し、高齢者に適切な支援ができるようにしていきます。

（取り組み内容）

- ・今後、総合事業のサービスの充実を図るとともに、要介護認定を受けた方が総合事業のサービスを受けることについても検討していきます。
- ・ケアマネジメントを行う地域包括支援センターや介護支援専門員が適切なサービス提供につなげることができるよう総合事業を提供する事業所等の情報交換や連携を推進しま

す。

- 生活支援コーディネーターが中心となり、各地区ごとの地域課題の把握や資源の情報収集を継続して行います。すでに活用できる資源について、活用の促進をしていきます。
- 地域ケア個別会議、多職種連携研修会等と連携し、要介護高齢者等の生活支援の課題を把握します。
- 新型コロナウイルス等の感染症対策を踏まえつつ、各地区ごとの交流や支え合いができるよう支援していきます。
- 民間企業やボランティア等が主体となっていく多様な支援、支えあいのあり方を検討していきます。
- ボランティア活動や就労的活動など、元気な高齢者が担い手として活躍することを推進していきます。

【生活支援体制の整備に関する目標】

項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
不足する資源の開発	資源の把握・検討	資源の開発

(3) 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの深化・推進にむけて、医療・介護等の専門職や地域の関係機関を交えた地域ケア会議を推進することにより、高齢者個人に対する支援を充実するとともに、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていきます。

＊地域ケア会議とは・・・介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関等により構成される会議。（居宅介護支援事業所代表者会議、事例相談会、地域ケア個別会議、地域ケア推進会議）

現 状

- ・居宅介護支援事業所代表者会議を開催し、情報共有等を行いました。
- ・研修会や事例相談会等を開催し、介護支援専門員や地域の関係機関、多職種の連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援等を行ってきました。
- ・多職種の専門職による助言を得ながらケアマネジメントにつなげるための地域ケア個別会議を実施しました。
- ・地域ケア推進会議を開催し、研修会や事例相談会、地域ケア個別会議等で検討した事例から共通する地域課題等について話し合いを行いました。

【地域ケア会議の推進に関する実施状況】

項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
居宅介護支援事業所代表者会議	4回	4回	4回
事例相談会	4回	3回	4回
地域ケア個別会議	4回	6回	4回
地域ケア推進会議	—	—	1回

課 題

- ・地域住民の抱える課題が複雑化・複合化しており、地域包括支援センターだけで支援することが難しいケースが増えています。
- ・地域ケア個別会議、事例相談会による事例検討の積み重ねにより、次のような課題が出され、課題に対する対策の検討が必要です。

【地域ケア個別会議を実施してみえた課題】

- ・市民、医療・介護サービス事業者ともに自立支援・重度化防止について、意識の向上が必要。
- ・地域資源の情報不足

- ・新型コロナウイルス感染症により、多人数が集まって行う事例検討会やグループワークを実施することが難しい状況にあります。

今後の方向性

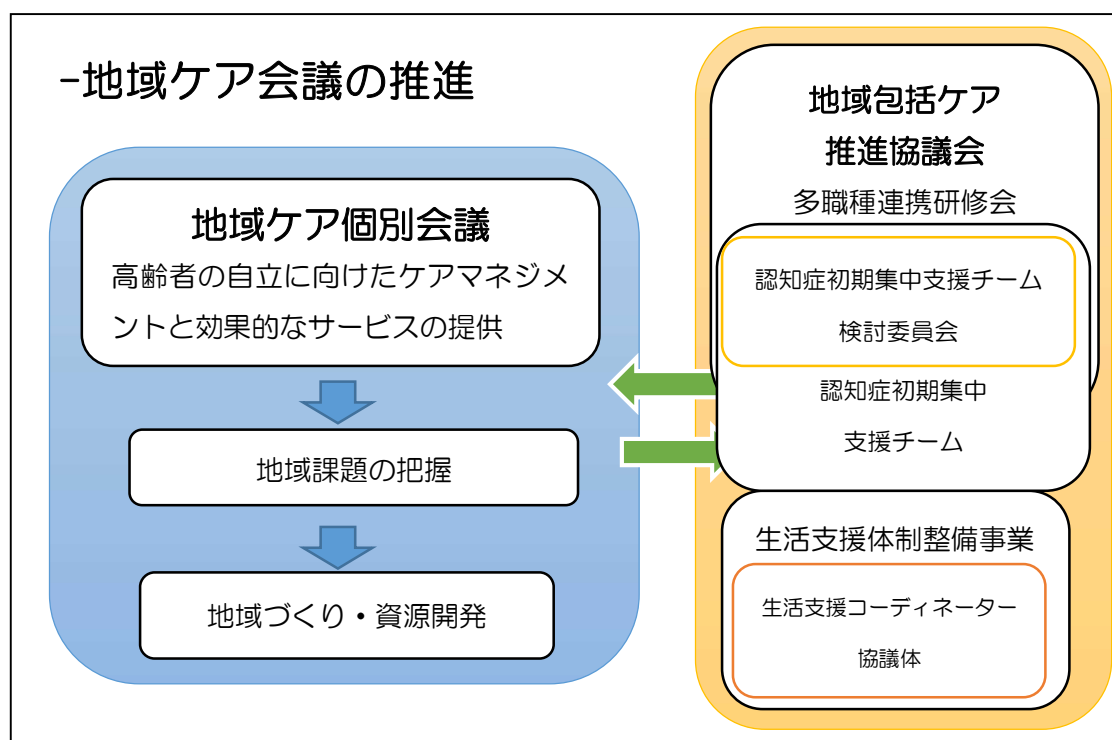
地域ケア会議の5つの機能（個別課題の解決、ネットワーク構築、地域課題の発見、地域づくり、資源開発、政策の形成）を発揮し、多職種連携研修会、生活支援体制整備事業等との連携・協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めていきます。

（取り組み内容）

- ・地域ケア個別会議が高齢者の自立支援につながるよう、参加者の質の向上と会議の定着を図ります。
- ・事例検討を積み重ねることにより出された課題について、生活支援コーディネーターと連携し、新たな支援やサービスの開発に努めていきます。
- ・支援困難ケースが増えており、障害、生活困窮等の様々な担当部署と連携し、対応していきます。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染予防を踏まえた事例検討会の実施方法を検討します。

【地域ケア会議の推進に関する数値目標】

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
地域ケア会議の開催数 （事例相談会、地域ケア個別会議、地域ケア推進会議）	9回	9回

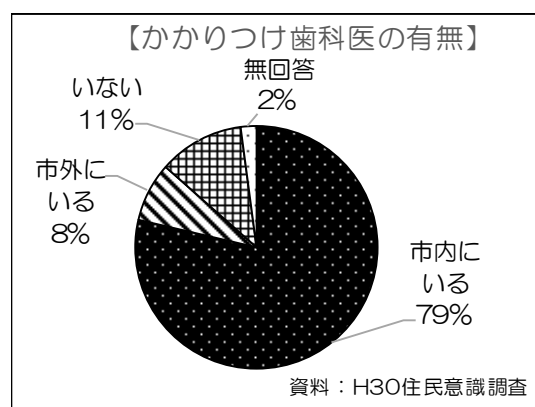
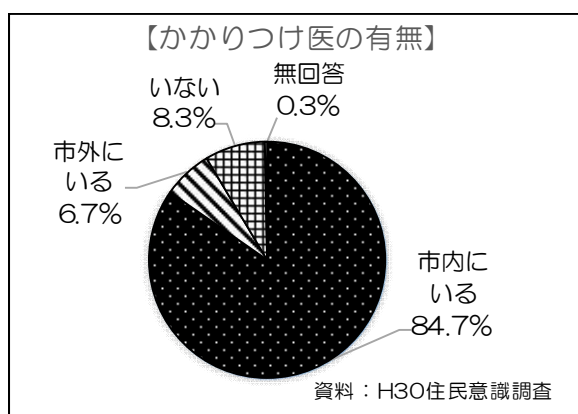


（４）在宅医療・介護連携の推進

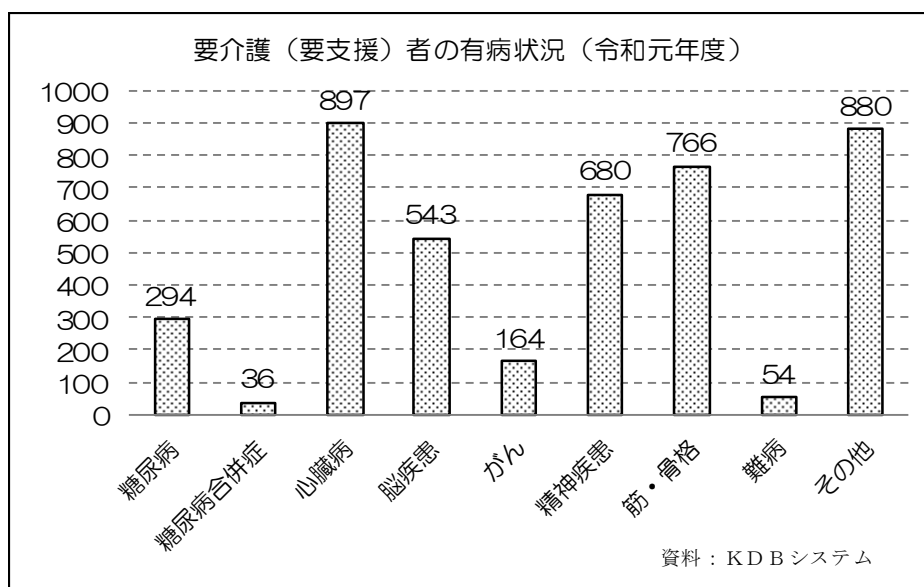
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

現 状

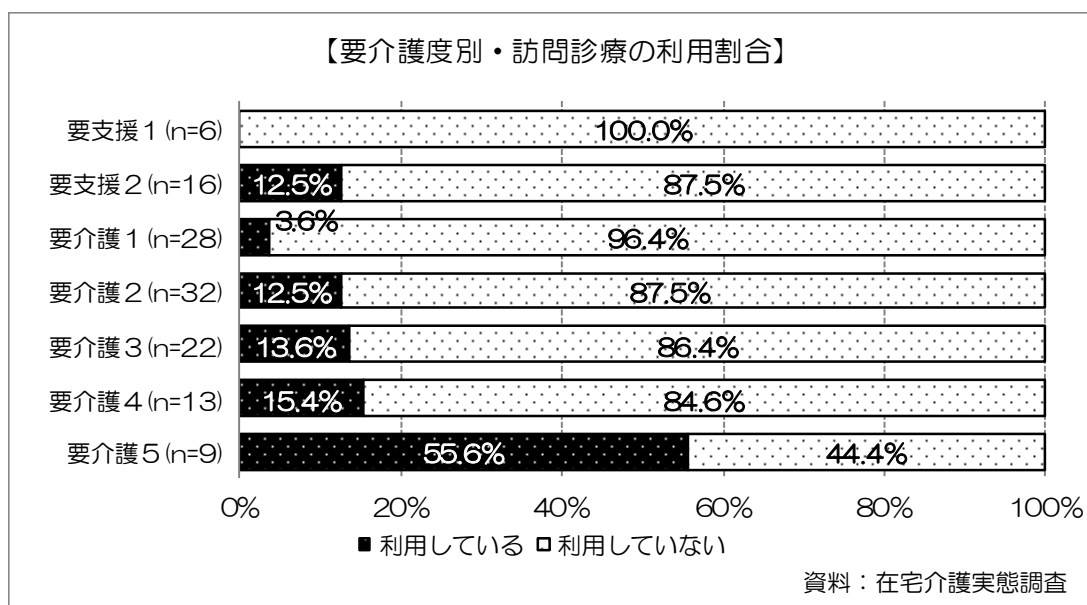
- ・65歳以上の人のうち、かかりつけ医を持っている人は、91.4%、かかりつけ歯科医を持っている人は87.0%です。（平成30年住民意識調査より）



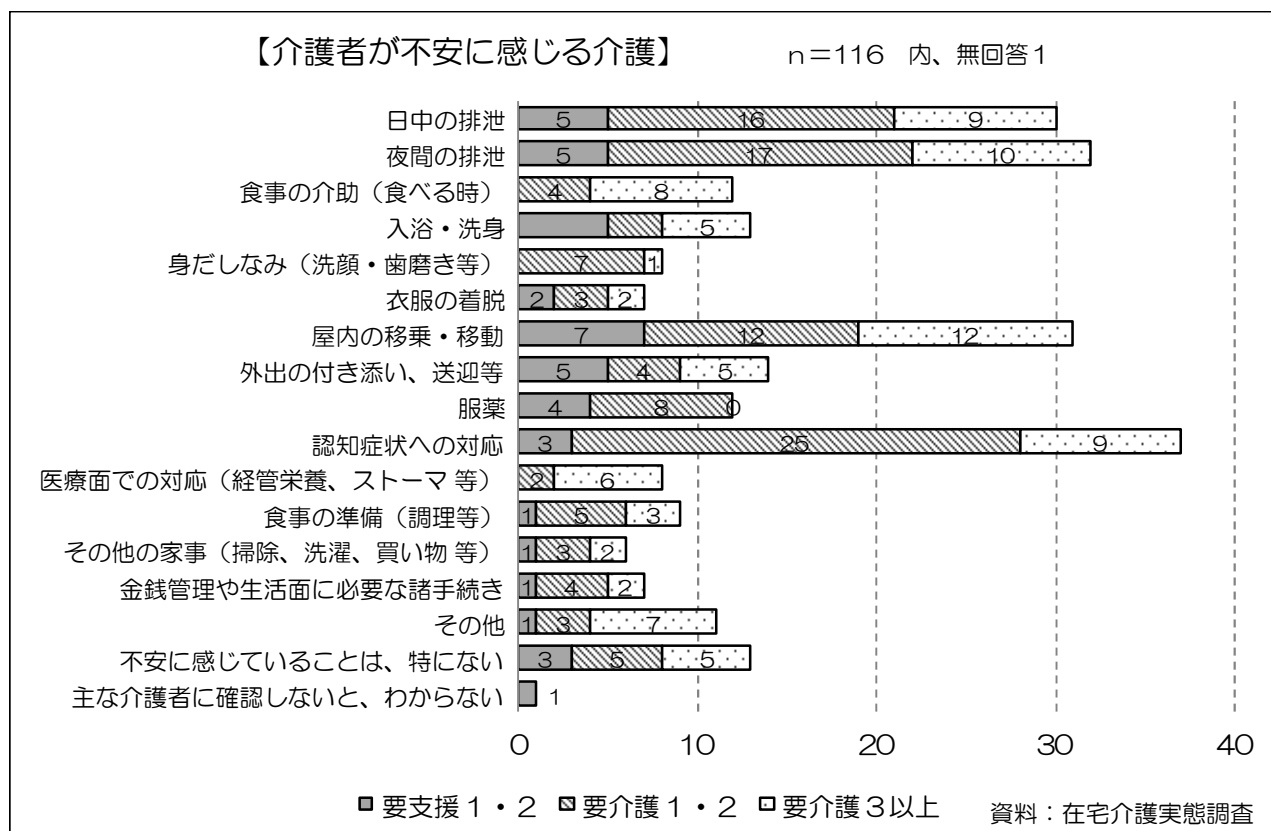
- ・令和元年度の介護が必要になった原因疾患のうち、認知症が471人（37.7%）と最も多いです。また、医療ニーズの高い「がん」は48人（3.8%）、「パーキンソン病」は27人（2.2%）です。（→P.23 図【介護が必要となった原因疾患】参照）
- ・要介護（要支援）者の有病状況では、心臓病、筋・骨格、精神疾患、脳疾患が多いです。



- ・在宅介護実態調査では、訪問診療を利用している人は、13.4%であり、そのうち、要介護度別の利用状況をみると要介護度が重いほど、訪問診療の利用割合が増加しています。



- ・主な介護者が「不安に感じる介護」は、「認知症状への対応」と「日中・夜間の排泄」「屋内の移乗・移動」が多いです。



【在宅医療・介護連携の推進に関する実施状況】

項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域包括ケア推進協議会の開催	2 回	2 回	2 回
医療サービスに関する相談	8 件	1 0 件	29 件
多職種連携研修会の開催	3 回	5 回	5 回

課 題

- ・介護が必要になった原因疾患は認知症が最も多く、『介護者が不安に感じる介護』も『認知症状への対応』が多くなっており、認知症の理解や対応法についての普及啓発や支援が必要です。
- ・医療ニーズの高い「がん」「パーキンソン病」の方の場合、医療と介護が連携して支援していくことが大切です。
- ・要介護度が重いほど訪問診療の利用割合が多くなっており、日頃からのかかりつけ医との関係づくりが必要です。
- ・医療サービスに関する相談が年々増えています。
- ・近年、災害や感染症の発生により、医療や介護サービスの利用が困難となる状況があります。
- ・在宅ケアを推進するには、家族負担の軽減や緊急時の対応を充実し安心して介護できる体制づくりが必要です。
- ・在宅で医療や介護を受けながら最期まで自分らしく暮らすために、市民が医療のかかり方、ACP（※）や看取りについて理解し、老後をどのように生きるかを考え、意思表示できるように準備しておくことが必要です。

（※）ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とは、今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合うこと

今後の方向性

地域における在宅医療及び介護サービスの提供者、その他の関係者の連携を推進するための体制の整備を図ります。

（取り組み内容）

事業内容	主な取り組み
①地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療・介護の情報収集
②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域包括ケア推進協議会、地域ケア会議の開催
③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	①②⑤の実施により推進

④医療・介護関係者の情報共有の支援	医療・介護関係者の情報共有の支援
⑤在宅医療・介護関係者に関する相談支援	ケアマネジャー等からの困難ケース等の相談対応
⑥地域住民への普及啓発	地域住民に向けた、かかりつけ医を持つことや最期まで自分らしく暮らすための準備（ACP、看取り）等の講座の開催
⑦医療・介護関係者の研修	多職種連携研修会の開催
⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携	「福井県入退院支援ルール」に関する関係市町との連携

【在宅医療・介護連携の推進に関する数値目標】

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
地域包括ケア推進協議会の開催	2回	2回
多職種連携研修会の開催	3回	5回

－ 勝山市の在宅ケア推進のイメージ －

「できるだけ在宅・ときどき施設や入院・必要な時は施設入所」

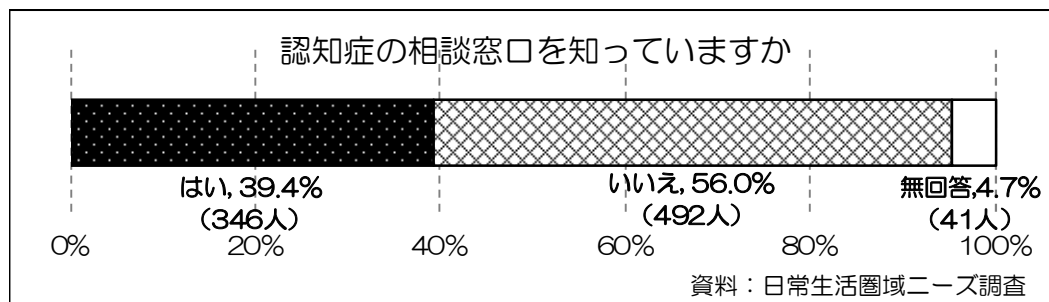


(5) 認知症対策の充実

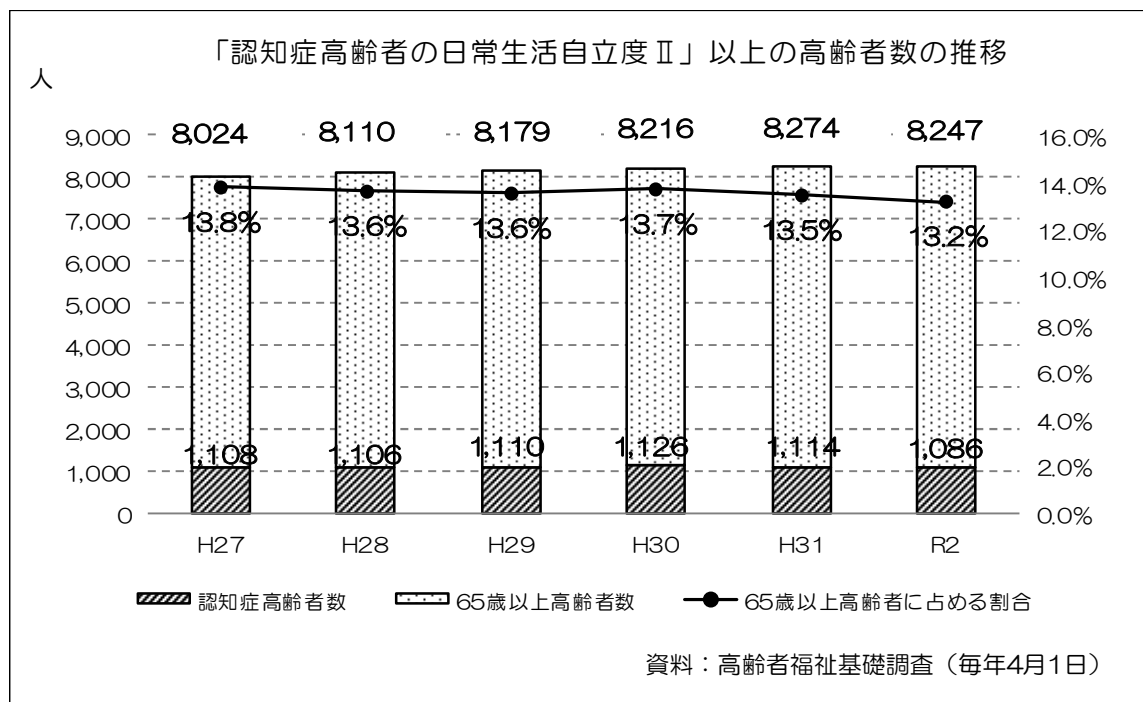
認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるように認知症対策に取り組みます。

現 状

- 日常生活圏域ニーズ調査の結果、65 歳以上の人で認知症の相談窓口を知っている人は、39.4%です。



- 令和元年度介護が必要となった原因疾患は、「認知症」が38%と最も多く、その割合は年々増加傾向にあります。
- 令和2年4月1日現在の65 歳以上高齢者のうち、認知症高齢者数は1,086 人で、高齢者全体に占める割合は13.2%となっています。



- 認知症予防のための介護予防事業、通いの場、趣味活動など、様々な形の外出・交流を推進していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出・交流の機会が減少しています。
- 65 歳以上の認知症患者数は、令和7 年で1,600～1,800 人程度と推計されますが、令和12 年には1,700～1,900 人となり、令和22 年には、高齢者数の減少により、1,500 人～1,900 人程度になると推計されます。

【65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計】

		2015 (平成28年)	2020 (令和2年)	2025 (令和7年)	2030 (令和12年)	2040 (令和22年)
65歳以上の高齢者数		8,185	8,574	8,521	8,206	7,315
各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定の場合	認知症患者数	1,285	1,475	1,619	1,707	1,565
	有病率	15.7%	17.2%	19.0%	20.8%	21.4%
各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇する場合	認知症患者数	1,310	1,543	1,755	1,904	1,858
	有病率	16.0%	18.0%	20.6%	23.2%	25.4%

*65歳以上高齢者数は、「見える化システム」より

*算出資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業、研究代表者 九州大学 二宮教授）」より

【認知症対策に関する実施状況】

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症サポーター養成講座	17回	16回	12回
認知症地域支援推進員相談延件数	23件	34件	39件
認知症カフェ（つながるcafe、家族会等）	18回実施 延103人	24回実施 延140人	21回実施 延182人
認知症初期集中チームの活動	—	検討委員会2回 チーム員連絡会1回	検討委員会1回 チーム員連絡会1回

*令和元年度に認知症フェアの開催

*令和2年度に勝山市ケアパスを作成し、市内店舗や金融機関へ設置

課 題

- ・認知症相談窓口の周知が必要です。
- ・軽度認知障害（MCI）の時期に、早期受診、早期対応が求められます。
- ・今後、認知症の人が増加することが予想され、認知症の人とその家族を支援する体制づくりが必要です。
- ・感染症拡大防止により、新しい交流の持ち方を検討していくことが必要です。

今後の方向性

高齢化が進み、認知症の人の数も増加していくことが予想されます。認知症になっても、住み慣れた勝山市で暮らしていけるよう、認知症施策推進大綱に基づき、「共生」と「予防」

を両輪として（※）、次の①～④の柱に沿って進めていきます。また、医療、介護の専門職のみならず、地域住民とともに、認知症の方とその家族を支援する体制を検討していきます。

（※）「共生」とは「認知症の人が、尊厳と希望持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味

「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

（取り組み内容）

項目	主な取り組み
①普及啓発・本人発信支援	・広報等による認知症の普及啓発 ・相談窓口の周知 ・認知症サポーター養成講座を職域や学生に対して実施（拡大） ・世界アルツハイマーデー及び月間などでイベント等により普及啓発
②予防	・認知症予防講座の開催 ・通いの場への参加を推進 ・通いの場等において、専門職による相談
③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	・認知症専門医・かかりつけ医との連携 ・認知症初期集中支援チームの活動推進、検討委員会の開催、チーム員連絡会の開催 ・認知症地域支援推進院による認知症カフェの実施 ・認知症ケアパスの周知と活用 ・認知症カフェ等により、家族同士の交流や家族教室の実施
④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	・地域の見守り体制の強化 ・認知症サポーターによる本人、家族を支援するチームオレンジの体制の検討。 ・成年後見制度の利用促進 ・若年性認知症の人の相談対応、若年性認知症支援コーディネーターへつなげる。

【認知症施策に関する数値目標】

項目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
認知症相談窓口の認知度	39.4%	43.3% （1割増加）

（6）地域の高齢者見守り活動の推進

現 状

- ・勝山市の世帯数は減少していますが、高齢者の一人暮らし又は夫婦のみの世帯は増加しています。また、同居世帯でも、日中は高齢者一人となる世帯があります。
- ・認知症の高齢者が増えており、徘徊などで家族の介護負担は大きくなっています。
- ・高齢者虐待など周囲の見守りが必要なケースがあります。

（実施状況）

項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域見守り活動協定事業所	23 事業所 1 協会	22 事業所 1 協会	22 事業所 1 協会
勝山市地域見守り事前登録者数	23 件	28 件	28 件
認知症サポーター養成講座	17 回 464 人	16 回 237 人	12 回 251 人

＊民生委員や近所との情報共有

＊令和 2 年度地域見守り活動協定事業所に、金融機関等 6 事業所が追加

＊令和 2 年度から QR コードの見守りシールを活用した勝山市見守り事業を開始

課 題

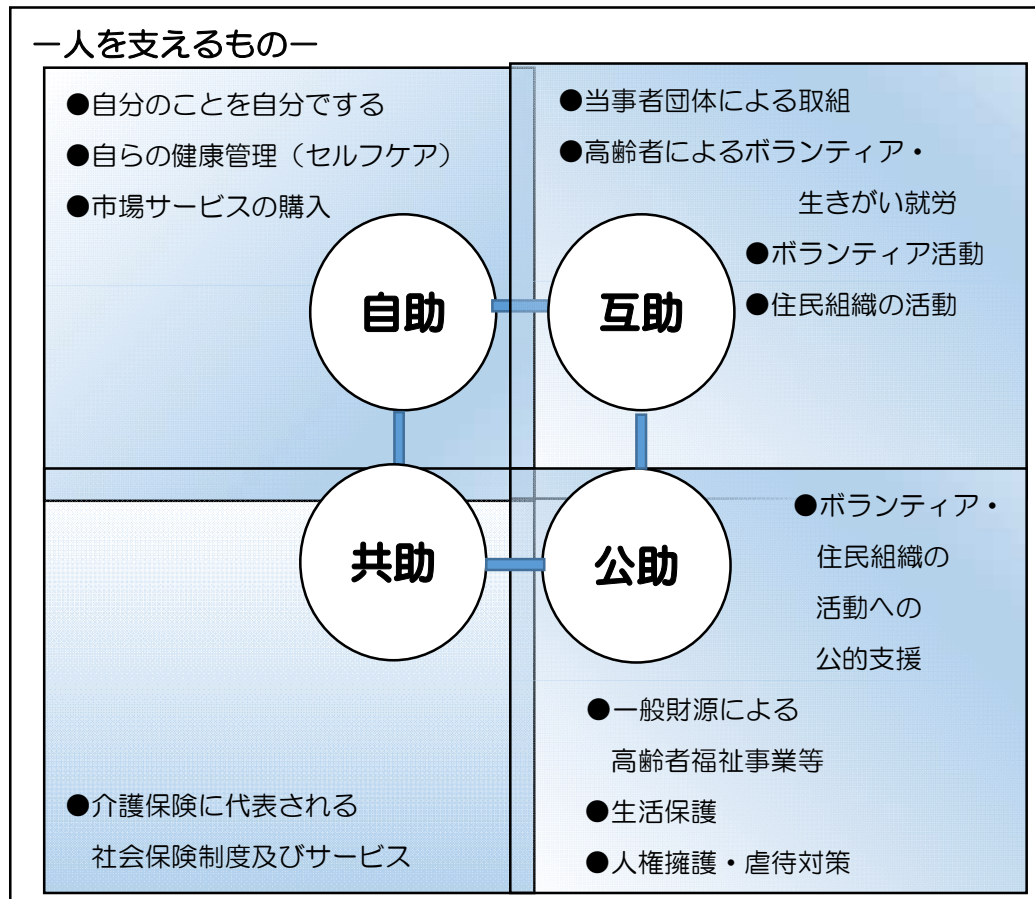
- ・地域住民一人ひとりが虐待や介護、認知症について知り、勝山市の現状を踏まえて、地域での見守りの必要性を理解することが必要です。
- ・地域見守り事前登録制度や勝山市見守り事業の周知が必要です。
- ・家族が、本人の状況を適切に知り、地域や専門家の支援を得ることの必要性を理解し、支援を求める行動や発信ができることが必要です。
- ・自主防災組織をはじめとする地域、民生委員、見守り活動協定事業所との見守りネットワークの拡大・情報共有が必要です。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、「自助」「共助」「公助」「互助」それぞれが効果的に機能する取り組みが必要ですが、特に「自助」と「互助」の果たす役割が大きくなっています。地域の見守り活動を強化するとともに、高齢者自身が自分で身を守ることができ、必要時に支援を求めることができるような取り組みを行っていきます。また、地域住民による地域での見守りの必要性と、認知症への理解を促します。

(取り組み内容)

- ・地域での見守りについての周知や講座等を開催します。
- ・認知症高齢者等の行方不明時の早期対応、発見につながるように地域や家族に事前登録制度や勝山市見守り事業を周知し、効果的な活用を促進します。
- ・高齢者徘徊 SOS ネットワークや、警察、見守り活動協定事業所、民生委員や地域の組織との連携により、地域での見守り活動を推進します。



(7) 高齢者福祉サービスの推進

現状と課題

一人暮らし高齢者等が増加し、軽度の支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性が高まっています。見守りが必要とされる世帯には、民生委員と連携し、緊急通報システムの貸与や救急医療情報キットの設置、給食サービス等の事業を行っています。今後も、各種サービスについて、関係機関と協力し、定期的に情報の提供を図っていきます。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して長く暮らせるよう、引き続き関係機関と連携して各種施策を展開していきます。

《主な高齢者福祉サービス》

①敬老会

敬老会を開催して、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いします。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象人数	4,039 人	4,051 人	4,074 人

②100歳の慶祝訪問

100歳を迎えられた方を訪問し、記念品を贈呈して長寿をお祝いします。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
100歳対象者	10 人	8 人	17 人

③高齢者移送サービス事業

常時、車椅子を使用する65歳以上の方に、車いすタクシー等の初乗り料金を助成し、通院や公共施設への外出を支援します。平成29年度からは、利用できる事業者に市外事業者が加わり、利便性が向上しました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延利用人数	671 人	492 人	348 人

(課題)

介護タクシーを運行する事業所が不足している状況です。

(今後の取り組み)

車椅子等で外出困難な高齢者のニーズを把握し今後の制度運営に活かしていきます。

④緊急通報システム

65歳以上のみの世帯で、病弱なため緊急時に対応が困難な世帯に対し、自宅に緊急通報システムを設置しています。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延利用人数	2,393 人	2,110 人	2,007 人

（今後の取り組み）

サービスの必要な方が利用できるよう関係機関と連携し、今後も市広報紙や民生委員会議等で周知していきます。地域を含めた見守り活動体制の強化を図っていきます。また、このシステムを利用していない高齢者への見守りをどのように行うか検討していきます。

⑤救急医療情報キット

65歳以上のみの世帯、日中独居高齢者、障害者のみの世帯等に、かかりつけ医や持病などの医療情報を自宅に保管しておくためのキットを無料配布し、万一の救急時に備えます。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規配布者数	59 人	37 人	23 人

（今後の取り組み）

民生委員やケアマネジャーによる各世帯訪問時に、情報の更新チェックを依頼します。一人暮らし等で、救急搬送時に本人が情報を伝えられないような状況の場合、迅速にキットが役立つよう今後も関係機関との連携を密にします。また、広報紙等で定期的に周知し、必要な世帯に配布できるよう推進していきます。

⑥保養施設の利用助成

市指定保養施設を利用する高齢者や障害者の方に、利用料の一部を助成することにより、健康保持と体力増進、外出支援を図ります。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延利用人数	31,122 人	30,609 人	28,801 人

（今後の取り組み）

広報紙、各公民館、事業所等を通じ、市民へ事業周知していきます。

⑦公衆浴場の利用助成

公衆浴場を利用する高齢者や障害者の方へ、利用料の一部を助成することにより、健康及び衛生の保持を図ります。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延利用人数	4,867 人	4,215 人	3,756 人

（今後の取り組み）

広報紙、各公民館及び事業所等を通じ、市民へ事業を周知していきます。

⑧住まい環境整備支援事業

要介護 3 以上の在宅要介護者、または要介護 1 以上の車イスで生活する方で、介護保険給付対象外で自宅のバリアフリー化など住宅改造工事（昇降機、段差解消機等）が必要と認められる場合、工事費の一部を助成し在宅生活の維持向上を図ります。

（実施状況）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延利用人数	1 人	1 人	2 人

（今後の取り組み）

引き続き、市民や事業所等へ事業について周知していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
目標利用人数	1 人	2 人	2 人

⑨心配ごと相談

高齢者がかかえる様々な問題の相談に弁護士など専門機関等が応じ、解決に努めます。

（実施状況）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延利用人数	183 人	233 人	237 人

（今後の取り組み）

高齢者の不安解消に繋がるよう、引き続き広報紙等で事業を周知していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
目標利用人数	235 人	254 人	223 人

⑩屋根雪下ろし支援

市民税非課税の65歳以上のみ世帯や高齢者のみ世帯等の方で、身内の方から除雪協力が得られない場合、業者等へ依頼する際の屋根雪下ろしにかかる費用の一部を助成し、冬季間の生活の安全を守ります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用件数	484件	1件	0件

⑪軽度生活援助（除雪）

要支援相当以上の状態で、一人暮らしや高齢者世帯の方に、玄関周りの除雪を行い、冬季間の生活の安全を守ります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用件数	201件	4件	3件

（課題）

- ・一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加により、雪下ろしや除雪の支援、その他の支援を必要とする世帯が増加しています。
- ・軽度生活援助事業は自宅から道路に出るまでの軽度の除雪が対象ですが、それ以上の支援の問合せも多い状況です。
- ・雪下し業者の確保、屋根雪を下ろした後の雪の始末など、雪に関する支援への要望が多くなっています。

（今後の取り組み）

- ・除雪困難世帯への支援のため、関係機関と連携し、除雪担い手の掘り起こしと情報提供体制の強化を図ります。
- ・「勝山市総合克雪・利雪・親雪計画」に基づき、自主防災組織等、地域ぐるみの除排雪体制が進んでいくためのしくみについて関係機関と連携します。
- ・現在の公的支援の更なる充実を図ります。

⑫給食サービス

65歳以上のみの世帯、または障害者と65歳以上のみの世帯で見守りが必要と判断された方に対し、民生委員が安否確認を兼ねて月2回程度、ボランティアの作った給食を配達しています。（一部、業者委託の地区もあります。）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用件数	5,024件	4,977件	4,763件

(課題)

- ・利用希望の増加により、給食ボランティアの負担が増えています。
- ・作り手であるボランティアが少なくなっています。

(今後の取り組み)

- ①民間の弁当配達事業所の情報収集や調整を行い、活用促進していきます。
- ②地域の見守りボランティア育成に向けた意識の向上を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標利用件数	4,781件	4,850件	4,900件

(8) 介護給付の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。

利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付を削減し、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

第4期介護給付適正化計画の検証

主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）と国保連の適正化システムから出力されるデータを活用し、国保連や広域事務組合と連携しながら給付適正化の取り組みを進めてきました。

(実施状況)

事業名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定調査票のチェック・点検	1,396件	1,176件	1,173件
ケアプランの点検	15ヶ所	13ヶ所	6ヶ所
住宅改修等の点検	121件	82件	80件
縦覧点検・医療情報との突合	440件	433件	426件
介護給付費通知（年2回）	2,329件	2,578件	2,687件

課 題

適切なサービスを利用者に提供するため、ケアプランの記載方法や自立支援に向けたケアプランの作成など、ケアマネジャーの質の向上を目指し、介護事業者へ継続して指導助言していく必要があります。

今後の方向性

継続してきた主要5事業を充実・強化し、県の介護給付適正化計画に基づいて介護給付の適正化を図ります。また、指導監督事務と適正化事業の情報共有を相互に行います。

【数値目標】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①認定調査票のチェック・点検	全件	全件	全件
②ケアプランの点検	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
③住宅改修等の点検	全件	全件	全件
④縦覧点検・医療情報との突合	継続実施	継続実施	継続実施
⑤介護給付費通知の送付	年2回	年2回	年2回

(9) 介護人材の確保・育成・定着

①人材確保に向けた取り組み

平成29年度から「勝山市介護人材確保奨励金事業」を実施しています。新たに勝山市の事業所に勤務し勝山市民となった者、または勝山市民の新規卒業者を対象に、1年につき10万円を3年間にわたり交付するものです。

この事業は、令和2年度に障害福祉サービス事業所を対象に加え、「勝山市医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業」として実施しています。

この事業を活用し、介護人材を確保できるよう事業所を支援していきます。

(実施状況)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
勝山市医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業（介護分）	3件	4件	5件

【数値目標】

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
勝山市医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業（介護分）	5件	7件

②質の向上に向けた取り組み

・介護相談員派遣事業

介護相談員が介護事業所を訪問し、介護サービス利用者から利用状況等を聞き取り、聞き取り内容を事業者に伝えることにより、利用者の疑問や日常的な不満、不安を解消していくと共に、事業者が行うサービスの質的な向上を図っています。1施設当たり派遣回数は年間4～6回ですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、派遣事業を中止しました。利用者からの主な相談内容は、健康や医療に関することが最も多く、次は生活全般となっています。

利用者の本音や問題点が発見できるよう、介護相談員のコミュニケーション技法の向上や知識の習得に努めるとともに、必要に応じて派遣回数を見直しを検討します。

(派遣実績)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
相談員数(人)	5	5	6
派遣事業者数(か所)	25	25	新型コロナウイルス感染症対策のため中止
延べ派遣回数(回/年)	143	128	

(相談内容)

相談内容	平成30年度		令和元年度	
	件数	%	件数	%
介護保険制度・利用料	49	2.7	60	4.2
設備・職員の対応	193	10.5	99	7.0
食事・嗜好品	187	10.2	171	12.0
トイレ・排泄	32	1.7	28	2.0
入浴・清潔	83	4.5	65	4.6
その他生活全般	330	18.0	213	15.0
健康・医療	743	40.4	581	40.9
その他	221	12.0	204	14.3
合 計	1,838	100.0	1,421	100.0

・地域密着型事業所連絡協議会の支援

自主組織である地域密着型事業所連絡協議会が行う研修会の講師謝礼の一部を負担し、介護サービスの質の向上につながるよう支援しています。

（10）高齢者の住まいの確保

高齢者数の増加、一人暮らしや高齢者夫婦世帯の増加、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等により、高齢者が安心して暮らすための住まいの在り方は多様化しています。住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、必要な支援を受けながら生活をする住環境を整備し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の心身状態や生活のニーズにあった住まいの確保に努めることが必要です。

【市内有料老人ホーム等の状況】

令和2年11月1日現在

施設名	施設種別	定員数
たいよう	住宅型有料老人ホーム	14
わかば	住宅型有料老人ホーム	23
あさひけやハイツ九頭竜	介護付有料老人ホーム	19（うち特定10名）
県民せいきょう 勝山きらめき	サービス付き高齢者向け住宅	20（うち特定10名）

（11）災害に対する備え

近年の災害の発生状況から、勝山市地域防災計画を踏まえつつ、日頃から災害に対する備えを行っていくことが必要です。

（今後の取り組み）

- ①介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災についての周知啓発活動
- ②介護事業所等における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認、輸送体制の整備
- ③県や市、関係団体が連携した支援、応援体制の構築

（12）新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大防止の取り組み

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行期においては、勝山市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえつつ、介護サービスの提供が行えるように感染拡大防止に取り組みます。

（今後の取り組み）

- ①日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発
- ②感染症発生時に備えた平時からの事前準備
- ③感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築
- ④県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備
- ⑤介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備

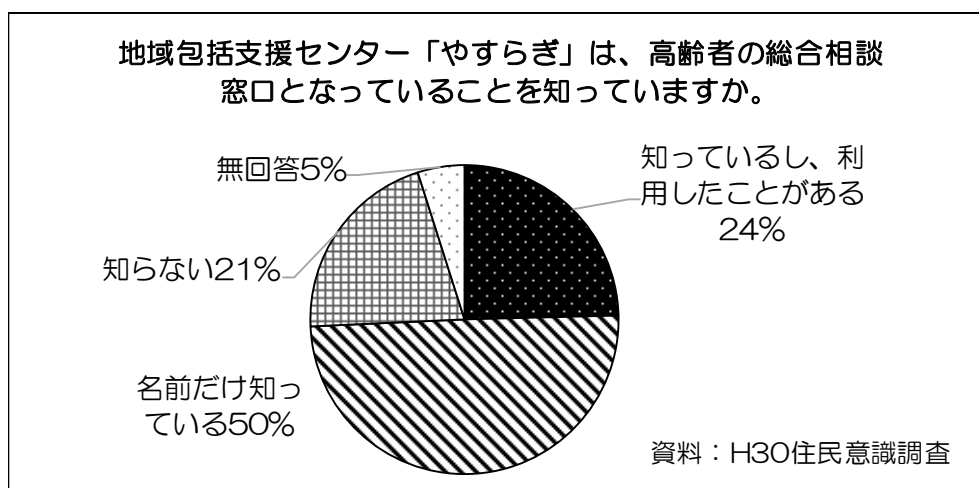
4. 高齢者の総合相談・支援の充実

(1) 地域包括支援センター「やすらぎ」の周知と総合的な相談機能の強化

地域包括支援センター「やすらぎ」は、高齢者の総合相談窓口として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種と、医療コーディネーター、認知症地域支援推進員等を配置し、様々な相談に対応しています。また、高齢者の情報の集約、関係機関との連携などにより高齢者施策の拠点としての役割を果たしています。

現 状

- 平成30年の住民意識調査では、地域包括支援センター「やすらぎ」が高齢者の総合相談窓口と知っている人は74%、知らない人は21%でした。



- 高齢者に関する相談は、令和元年度 2,240 件でした。

【高齢者に関する相談件数】

(単位：件)

	窓口	電話	訪問	出前	湯ったり	合計
平成29年度	348	242	424	10	1,387	2,411
平成30年度	385	262	568	15	1,406	2,636
令和元年度	371	247	428	5	1,189	2,240

- 相談内容のうち、認知症、医療サービス、困難事例に関する相談は、年々増加傾向にあります。

【認知症、医療サービス、困難事例に関する相談(再掲)】(単位：件)

	認知症	医療サービス	困難事例
平成29年度	65	20	13
平成30年度	73	26	24
令和元年度	99	29	21

課 題

- ・高齢化の進行に伴い、今後も医療や認知症に関する相談は増加すると思われます。
- ・地域包括支援センターだけでは対応しきれない困難事例について、今後も医療や福祉などの関係機関と連携をしながら、適切に対応していく必要があります。
- ・相談に対し、適切に対応し支援につなげ、その結果を把握していくことで、相談窓口としての質を向上していく必要があります。

今後の方向性

- ①高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応するため、地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者総合相談窓口としての機能を果たします。

（取り組み内容）

- ・地域包括支援センター「やすらぎ」の周知を行うとともに、窓口、電話相談や出前相談会等により、相談支援を強化します。
- ・困難事例が増える中、医療や介護等の関係機関と連携を強化し、対応していきます。
- ・医療コーディネーターや認知症地域支援推進員による専門的な対応を行い、増加すると思われる医療や認知症の相談に対応します。
- ・保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種の配置とそれ以外の専門職等を配置し、体制を強化します。
- ・地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握し、業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置を行い、安定的な運営を行います。
- ・地域包括支援センターの効果的な運営の継続のため、事業評価を行い、業務改善につなげていきます。また地域包括支援センター運営協議会において、運営方針の審議や運営の評価を受け、適切に行っていきます。

【地域包括支援センターの周知に関する数値目標】

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
地域包括支援センター「やすらぎ」の認知度	74%	90%

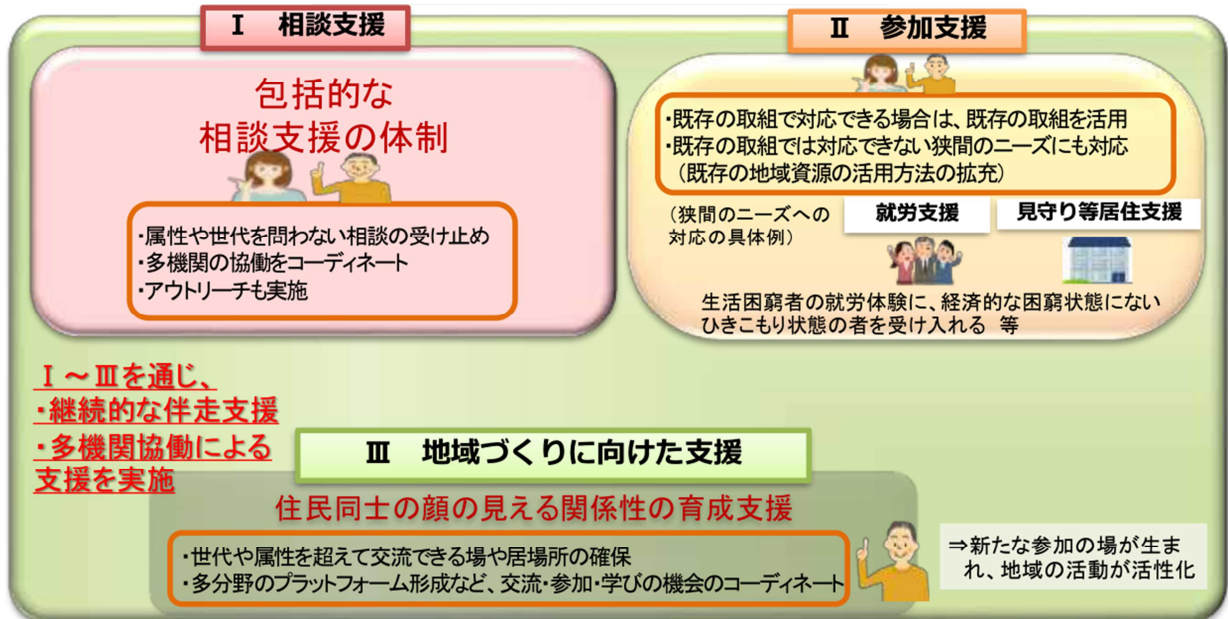
②地域共生社会に向けた取り組みの推進

地域包括支援センターへの相談事例の中には、介護が必要な高齢者と障害などにより支援が必要な子や孫とで構成される世帯、生活困窮の世帯などがあります。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）に取り組み、「断らない相談支援」、「社会とのつながりや参加の支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行えるよう、関係機関と連携し検討を進めていきます。

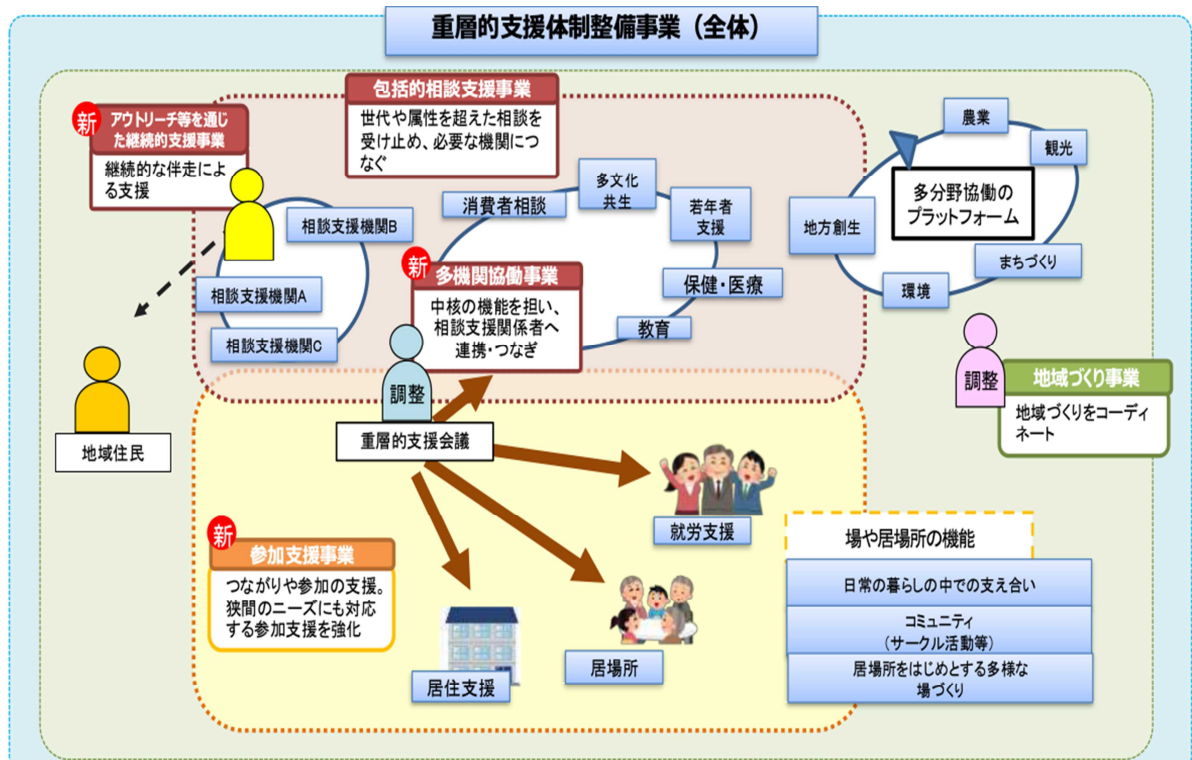
【地域共生社会に向けた取り組みに関する目標】

項 目	現状（令和2年度）	目標（令和5年度）
庁内関係機関における 取り組みの検討	重層的支援体制整備の 実施検討	重層的支援体制整備の 実施

＊重層的支援体制整備事業の全体像



＊重層的支援体制整備事業のイメージ図



（２）介護者の負担軽減と健康保持に向けた対策の充実

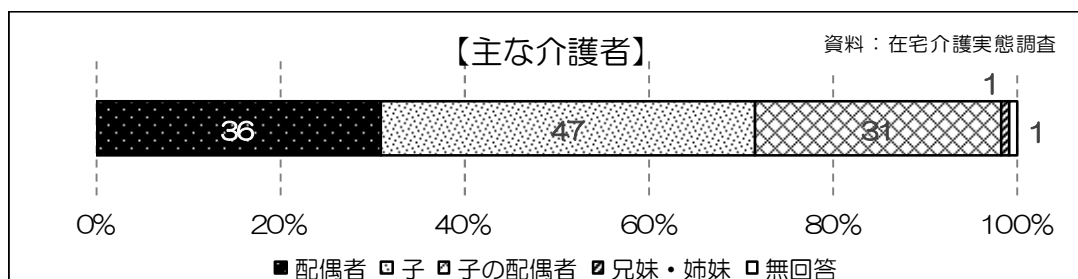
家族関係や、生活形態はさまざまであり、介護問題も多様化しています。そんな中、先が見えないことによる介護者の心身の負担は大きく、離職や転職など社会生活にも影響が及ぶこともあります。地域包括支援センターでは、家族からの相談も多く、本人の状態のみならず、各々の家族の状態を把握し、家族の介護負担軽減の視点を持ってサービスの紹介・調整・支援を行っています。

介護される側も介護する側も高齢化しています。要支援者でありながら、主たる介護者となっている方もいます。適切な介護手法を専門家から具体的に指導を受けられる家族介護支援事業を実施しています。

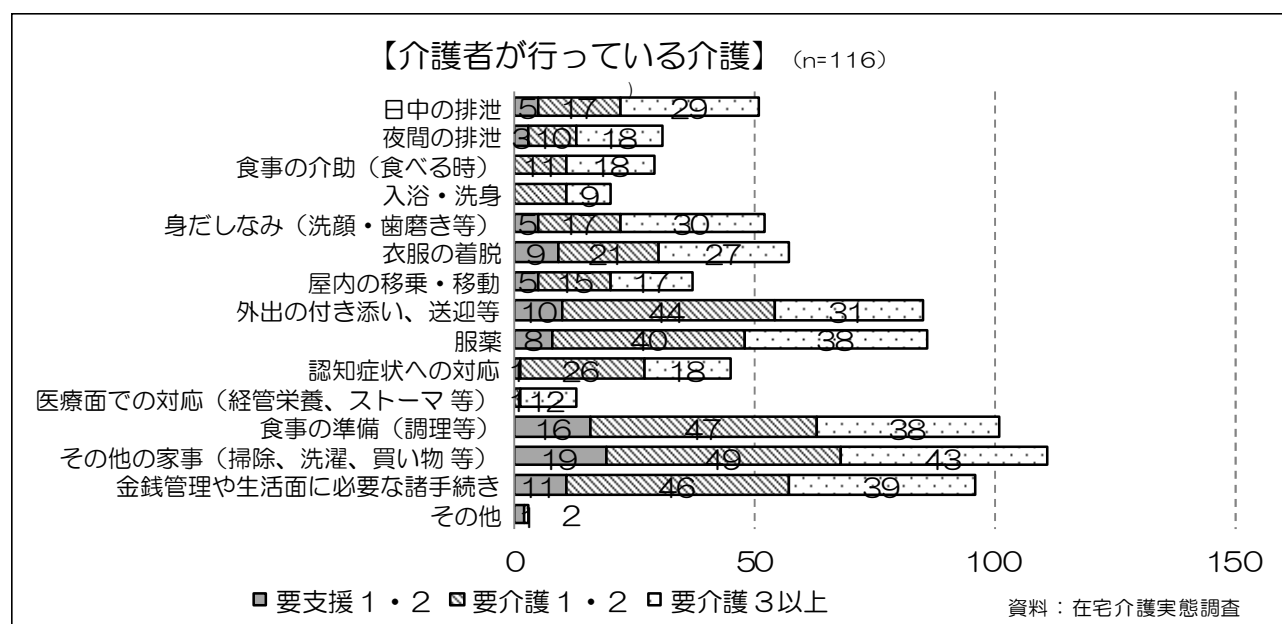
特に、認知症の方の介護者は心身の負担が大きく、虐待につながることもあり、多方面の支援が求められます。平成27年度からは、「認知症カフェ」を開催し、当事者、介護者が互いに交流・リフレッシュできる場を設けています。また、男性が女性を介護する際に、介護者であることが分からず、辛い思いをすることがあります。周囲に介護者であることが分かるように介護マークを作成し、希望者に無料で配布しています。

現 状

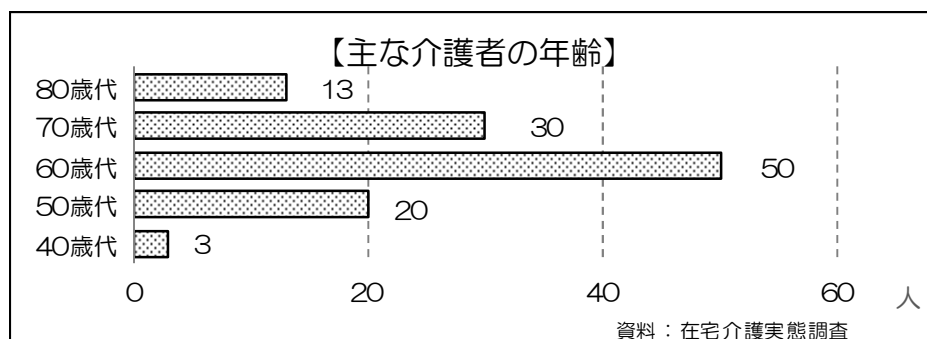
- ・主な介護者は、子が多めで多く、次いで配偶者が多い状況です。



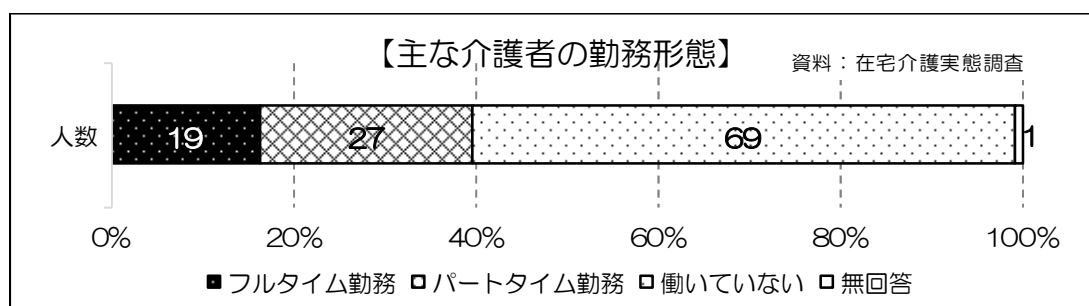
- ・介護者が行っている介護では、「その他の家事」「食事の準備」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「外出の付き添い、送迎」、「服薬」が多い状況です。



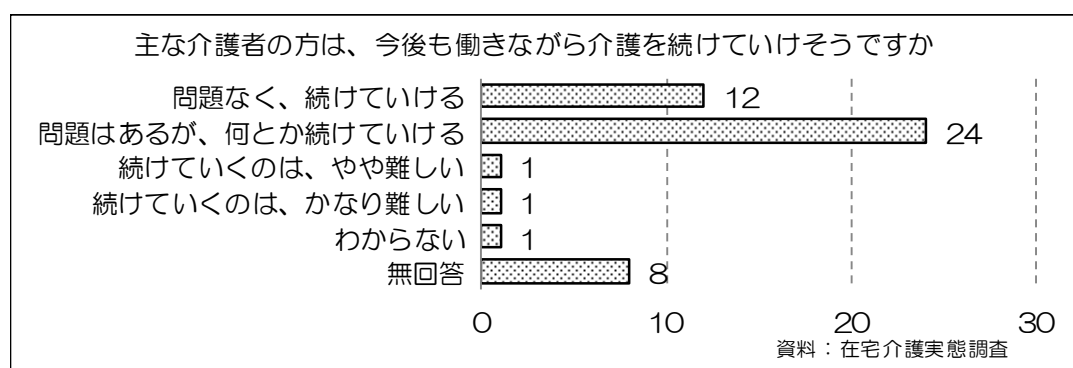
- ・主な介護者が「不安を感じる介護」は、「認知症状への対応」と「日中・夜間の排泄」「屋内の移乗・移動」が多くなっています。「医療面での対応」に不安を感じる人もあります。（P41 グラフ【介護者が不安を感じる介護】より）
- ・主な介護者の年齢は、60歳代がもっとも多く、次いで70歳代でした。



- ・主な介護者の勤務形態では、「フルタイム勤務」「パートタイム勤務」として、約4割の介護者が働いている状況です。



- ・今後も働きながら介護を続けていくことについて、「問題ない人」は12人、「問題がある」「続けていくことは難しい」と答えた方は、26人となっています。



【介護者の負担軽減に関する実施状況】

①介護用品（紙おむつ）支給事業

要介護1以上の方に紙おむつを支給限度額の範囲内で助成、配達支給します。
（要支援者は配達のためのサービス）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延利用件数	4,488件	4,493件	4,515件

②家族介護支援事業

在宅で介護している介護者の悩みや介護方法について、介護の専門家が訪問し相談します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延利用人数	9 件	4 件	6 件

③認知症カフェ

認知症の人やその家族が集まり、気軽に話をしたり、相談したりしながら交流を深めます。

項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症カフェ	18 回	28 回	21 回

課 題

- ・介護者が不安に感じる介護は、「認知症への対応」や「排泄」、「移乗・移動」が多いことから、適切な介護方法や認知症への対応方法の普及啓発が必要です。
- ・60 歳、70 歳代の介護者が多くなっており、80 歳代の介護者もいることから、適切な介護サービスへつなげることにより介護負担の軽減を図る必要があります。
- ・認知症の方を介護する家族の心身の疲労や不安が大きいため、お互いに交流や情報交換気分転換できる場が必要です。

今後の方向性

- ・地域包括支援センター「やすらぎ」を周知するとともに、窓口や電話相談、訪問等により介護に関する相談に対応します。
- ・適切な介護方法や認知症への対応方法、介護・医療サービスの利用などについて普及啓発を図ります。
- ・介護方法についての助言を得ることで、在宅で介護を行う家族の負担軽減につながるよう家族介護支援事業の周知と利用促進に取り組みます。
- ・介護者が交流できる場を作り、周知していきます。
- ・介護用品（紙おむつ）支給事業の対象者の見直しについて検討しながら、引き続き市民へ周知していきます。

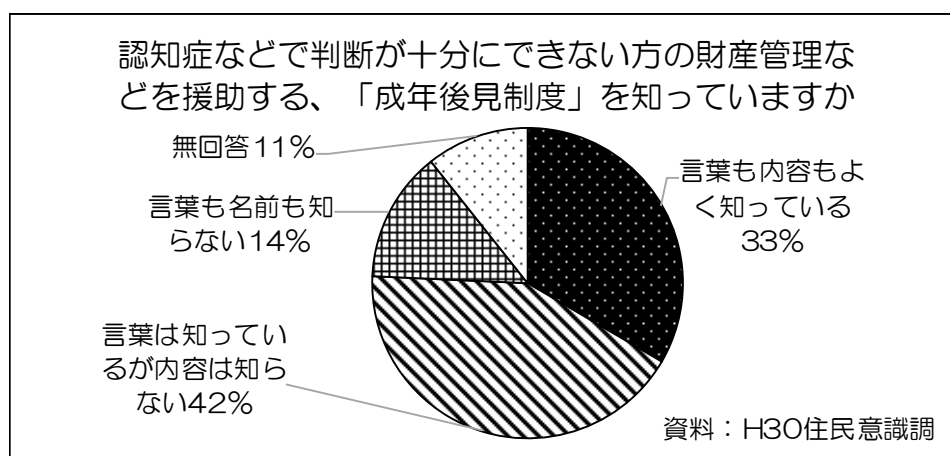
（３）高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進

①成年後見制度利用促進体制の充実

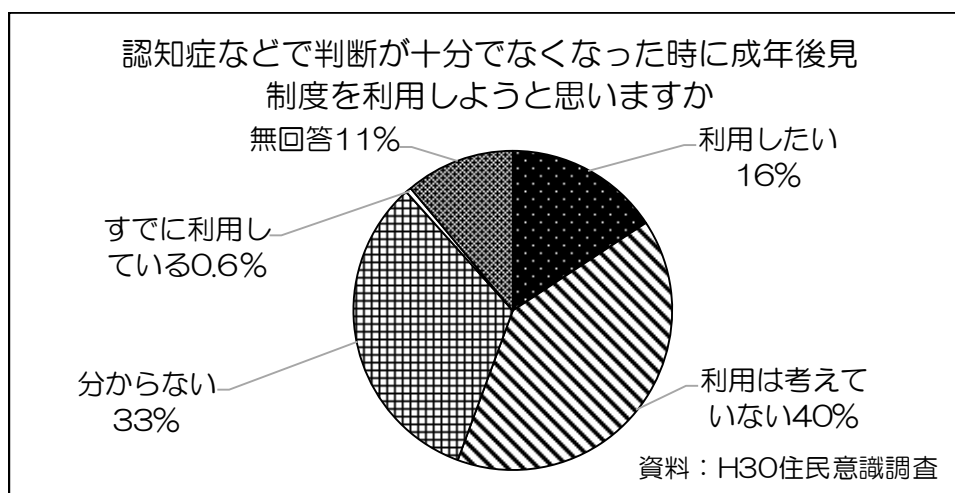
認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対して、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の命、身体、自由、財産等の権利を擁護することができます。今後、高齢者数の増加により、成年後見制度を必要とする人の増加が見込まれるため、成年後見制度の周知と活用を推進します。

現 状

- ・「成年後見制度」について、「言葉も内容もよく知っている人」は33%、「言葉は知っているが、内容は知らない人」は42%、「言葉も内容も知らない人」は14%でした。



- ・「成年後見制度を利用しようと思う人」は16%で、「考えていない人」は40%、「分からない人」は33%でした。



【成年後見制度に関する実施状況】

項 目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
成年後見制度の講座の実施	0回	1回	0回
成年後見制度利用促進基本計画に基づく体制の整備	—	関係機関と検討	関係機関と検討

- ＊平成29年度は大雪、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
- ＊令和元年度より、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置について、障害部門や他市町とともに検討中。

課 題

- ・認知症などで判断が十分でないなど成年後見制度を必要とする人が増加すると思われるため、制度についての周知が必要です。
- ・成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、利用できるように支援する必要があります。
- ・平成25年度に社会福祉協議会と連携し、市民後見人(成年後見に関する一定の知識や態度を身に付けた一般市民による成年後見人)養成講座を実施しましたが、その後は実施できていません。
- ・自身の権利を守り最期まで自分らしく生きることができるよう、成年後見等を含めた、老後の生き方を考える機会が必要です。

今後の方向性

成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるように周知を図ります。また、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関の設置や市町村計画の策定に取り組みます。

(取り組み内容)

- ・成年後見制度について、市広報等や研修会の開催などにより周知します。
- ・成年後見制度について、相談・対応していきます。
- ・日々の相談業務や、介護や福祉・医療関係者、民生委員等と連携することなどにより、制度を必要とする人を早期に発見し、利用に繋げます。
- ・成年後見制度の利用について、勝山市社会福祉協議会の成年後見サポートセンター「ささえ愛」と連携し、制度の説明や利用を進めていきます。
- ・成年後見制度の利用について、必要な方に対して市長申立や申立費用の助成を行います。
- ・中核機関の設置について、障害部門や他市町と連携します。
- ・市民後見人の養成に取り組みます。

【成年後見制度に関する目標】

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
成年後見制度の広報や講座等の開催	継続実施	継続実施
成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置	障害担当や関係機関等と検討	中核機関設置

②消費者被害

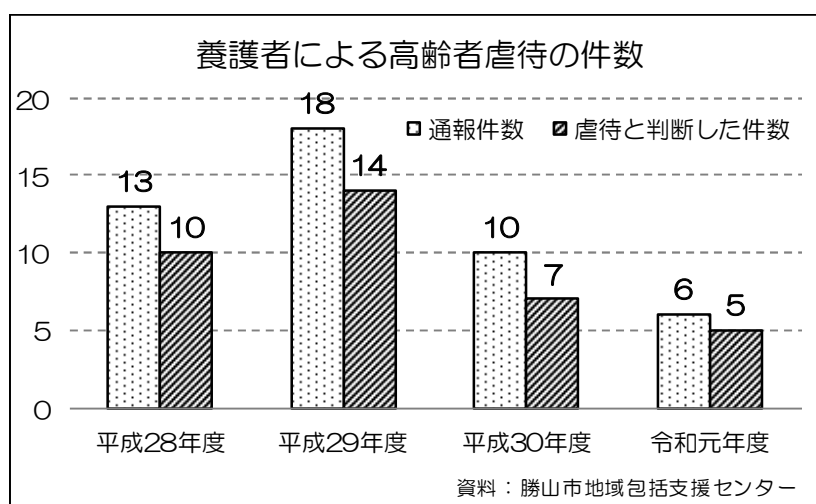
高齢者を狙った悪徳商法は後を絶ちません。被害にあった高齢者は、認知症などの病気や障害の特性から、自分から被害を訴えることができないことや、被害の自覚さえないことがあります。このような相談があった場合は、消費者センターと連携して対応をしています。また、認知症などにより金銭管理が難しくなっている高齢者には、病院受診を勧めたり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による金銭管理を勧めたりしています。

③高齢者虐待防止

現 状

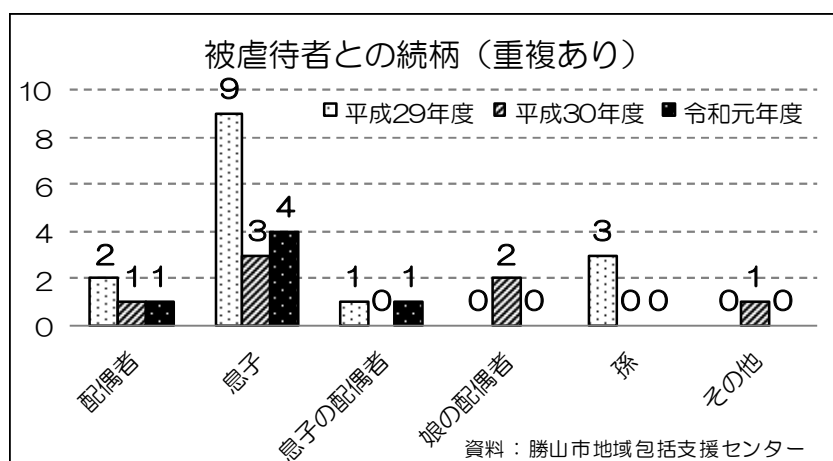
（家族等の養護者による虐待）

- 家族等の養護者による虐待は、令和元年度は通報が6件あり、そのうち5件を虐待と判断しています。虐待の原因は介護負担や認知症状への対応の苦慮等によるものがあります。



*養護者とは・・・高齢者を現に養護する者であって介護施設従事者等以外のもの

- 被虐待者との続柄では、息子からの虐待が多い状況です。そのうち、障害のある（疑われる）子からの虐待もあり、医療や福祉等の関係機関との連携が必要なケースが増えています。



- ・勝山市では平成19年度より「勝山市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、関係機関との連携の構築を図っています。また、介護支援専門員等と連携を行い、虐待リスクアセスメントシートを活用しながら、虐待防止や早期発見、早期対応に努めています。
- ・地区サロン等で虐待防止の講座を行うなど、市民に虐待防止について必要な知識を伝え、見守りについての啓発を行っています。

（施設従事者による虐待）

- ・施設従事者による虐待は、平成29年度から令和元年度までの間で、1件ずつ起きています。虐待が起きる要因としては、施設内の業務負担が大きいことや職場内の人間関係の悪化、認知症ケアに関する職員の理解不足などがあります。

【施設従事者による虐待の通報・相談受案件数】

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通報・相談受案件数	1件	1件	1件

- ・施設従事者等を対象とした研修会を行い、虐待防止法や虐待防止に関する知識の普及と対応窓口の周知を行っています。

【虐待防止に関する実施状況】

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
虐待防止出前研修			
市民対象	6回	2回	1回
介護事業所対象	3回	4回	3回
高齢者虐待防止ネットワーク会議	2回	2回	2回

課 題

- ・虐待は、被害に気づかない期間が長いほど深刻な事態になることが多いため、早期発見が課題となります。また、当事者が気づかないケースもあるため、周囲の人が異変に気づき対応につながるよう、地域の見守りについて普及啓発していく必要があります。
- ・虐待者自身が障害などの課題を抱えているケースも多いため、関係機関と連携をした対応が必要です。
- ・施設従事者による虐待は、虐待を行った職員個人だけに原因があるのではなく、施設・事業所全体の問題として虐待防止予防に取り組む必要があります。

今後の方向性

地域住民や関係機関と連携をしながら、高齢者の権利侵害の予防・早期発見を図ります。

(取り組み内容)

- ・広報、普及啓発

市民や民生委員等を対象に講座等を実施し、地域の高齢者見守り活動を推進し、消費者被害や高齢者虐待の防止・早期発見を図ります。

施設従事者による虐待防止についての研修会を行い、施設内での虐待防止を図ります

- ・相談、支援

虐待に関する相談に対応し、関係機関と連携しながら支援します。

- ・ネットワーク構築

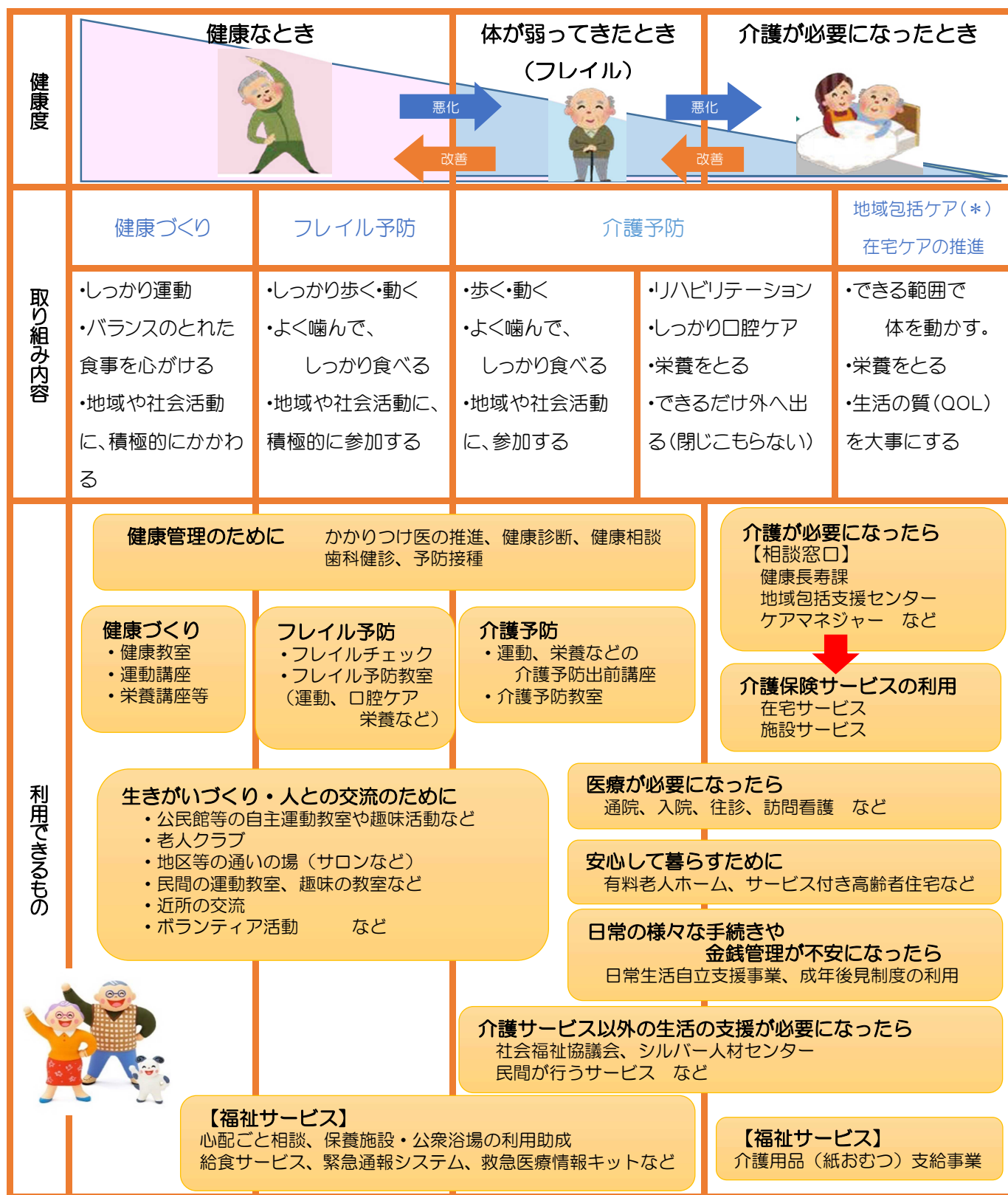
高齢者等虐待防止ネットワーク会議の開催や介護サービス事業所等の関係機関を対象とした虐待防止の研修会を行い、連携を強化して虐待の防止・早期発見を図ります。

【権利擁護と虐待防止に関する数値目標】

項 目	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
虐待防止出前研修	継続実施	継続実施
高齢者虐待防止ネットワーク会議	2回	2回

【勝山市の高齢者の健康度と取り組み内容】

高齢者が自分らしく自立した生活を過ごすことができ、介護予防や介護が必要になっても悪化しないように、健康度に応じた取り組みを行います。



(*) 地域包括ケアとは・・・高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように地域がサポートし合う社会のシステムのこと

【各論】

第4章

介護保険事業量の見込みと介護保険料

1. 介護保険事業量の実績

(1) 居宅サービス

①居宅サービス（要介護者対象）

居宅サービスは、要介護者を対象とするサービスです。自宅での介助・援助（訪問系）や送迎付きデイサービス（通所系）などのサービスがあり、組み合わせて利用することができます。

特定施設入居者生活介護が計画値を大幅に超える実績値となりました。市外施設の入居者が増加したことによるもので、サービスの需要が高まっていると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度で短期入所が大幅に減少しています。そのため、認定者数は減少していますが、通所介護や訪問入浴介護はサービス量が増加しています。また、通所リハビリテーションは減少し、訪問リハビリテーションが増加しています。

サービス別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)
訪問介護	回	2,379.3	2,266.5	95.3	2,464.4	2,187.4	88.8	2,543.1	2,050.5	80.6
	人	148	131	88.5	152	127	83.6	157	124	79.0
訪問入浴介護	回	51.0	47.0	92.2	51.0	57.0	111.8	51.0	95.0	186.3
	人	11	11	100.0	11	13	118.2	11	17	154.5
訪問看護	回	707.2	610.3	86.3	729.4	646.9	88.7	759.6	699.3	92.1
	人	110	97	88.2	114	98	86.0	119	112	94.1
訪問リハビリテーション	回	48.0	49.9	104.0	48.0	48.0	100.0	48.0	212.8	443.3
	人	5	3	60.0	5	3	60.0	5	6	120.0
居宅療養管理指導	人	91	73	80.2	92	67	72.8	94	66	70.2
通所介護	回	3,230.8	3,234	100.1	3,280.0	3,532	107.7	3,319.8	3,752	113.0
	人	296	300	101.4	302	326	107.9	309	331	107.1
通所リハビリテーション	回	1,134.0	1,132.1	99.8	1,143.4	1,131.8	99.0	1,175.5	1,055.1	89.8
	人	141	146	103.5	141	147	104.3	144	133	92.4
短期入所生活介護	日	721.8	768.6	106.5	750.8	761.1	101.4	773.6	523.6	67.7
	人	75	82	109.3	77	79	102.6	78	41	52.6
短期入所療養介護 (老健)	日	349.5	380.7	108.9	354.5	363.8	102.6	365.5	311.1	85.1
	人	68	68	100.0	69	59	85.5	71	53	74.6
短期入所療養介護 (病院等)	日	0.3	0	0.0	0.3	0	0.0	0.6	0	0.0
	人	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
短期入所療養介護 (介護医療院)	日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	人	401	423	105.5	402	436	108.5	406	422	103.9
特定福祉用具購入費	人	11	7	63.6	13	7	53.8	15	11	73.3
住宅改修費	人	12	4	33.3	13	5	38.5	15	3	20.0
特定施設入居者生活介護	人	19	26	136.8	19	31	163.2	19	33	173.7
居宅介護支援	人	628	618	98.4	645	659	102.2	652	610	93.6

※令和2年度は9月審査分までの実績を基にした見込値

②介護予防サービス（要支援者対象）

介護予防サービスは、要支援者を対象とするサービスです。訪問系や通所系などのサービスがあり、組み合わせて利用することができます。

全体的に実績値が計画値を下回っていますが、居宅療養管理指導は計画値を上回り、在宅での医療ニーズの高まりが見受けられます。

サービス別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)
介護予防訪問入浴介護	回	0.0	0.0	－	0.0	0.7	－	0.0	0.0	－
	人	0	0	－	0	0	－	0	0	－
介護予防訪問看護	回	163.0	93.8	57.5	169.5	89.8	53	176.0	104.2	59.2
	人	26	14	53.8	27	15	55.6	28	23	82.1
介護予防訪問リハビリテーション	回	8.0	12.3	153.8	8.0	6.7	83.8	8.0	0	0
	人	1	1	100	1	1	100	1	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人	6	5	83.3	6	6	100	7	8	114.3
介護予防通所リハビリテーション	人	52	45	86.5	53	38	71.7	54	31	57.4
介護予防短期入所生活介護	日	12.0	8.5	70.8	12.0	12.5	104.2	12.0	6.0	50
	人	3	2	66.7	3	3	100	3	1	33.3
介護予防短期入所療養介護(老健)	日	6.0	5.3	88.3	6.0	4.9	81.7	6.0	4.0	66.7
	人	1	1	100	1	1	100	1	2	200
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－
	人	0	0	－	0	0	－	0	0	－
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－
	人	0	0	－	0	0	－	0	0	－
介護予防福祉用具貸与	人	186	149	80.1	187	142	75.9	189	149	78.8
介護予防特定福祉用具購入費	人	4	2	50	4	2	50	4	4	100
介護予防住宅改修費	人	4	3	75	4	1	25	4	2	50
介護予防特定施設入所者生活介護	人	1	1	100	1	0	0	1	0	0
介護予防支援	人	187	171	91.4	188	159	84.6	190	161	84.7

※令和2年度は9月審査分までの実績を基にした見込値

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、身近な地域で提供する介護サービスです。原則として、その市区町村の被保険者のみをサービスの対象としています。

実績値は概ね計画値と同等、もしくは僅かに下回っています。認知症対応型通所介護は計画値を大きく下回りました。

サービス別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護 人	0	1	-	0	0	-	0	0	-
夜間対応型訪問介護	介護 人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	回	158.0	134.8	85.3	158.0	141.6	89.6	158.0	180.9	114.5
	人	20	21	105	20	21	105	20	26	130
認知症対応型通所介護	介護 回	631.0	451.3	71.5	666.0	476.6	71.6	701.0	319.5	45.6
	人	66	51	77.3	70	48	68.6	74	34	45.9
	予防 回	26.8	10.1	37.7	35.0	3.6	10.3	33.8	0.0	0
	人	4	1	25	6	0	0	6	0	0
小規模多機能型居宅介護	介護 人	25	26	104	26	29	111.5	28	30	107.1
	予防 人	13	9	69.2	14	10	71.4	14	15	107.1
認知症対応型共同生活介護	介護 人	50	51	102	50	51	102	50	52	104
地域密着型特定入居者生活介護	予防 人	1	0	0	1	0	0	1	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護 人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護 人	20	20	100	20	20	100	20	20	100
看護小規模多機能型居宅介護	介護 人	0	0	-	0	1	-	0	0	-

※令和2年度は9月審査分までの実績を基にした見込値

(3) 施設サービス

施設サービスは、要介護者が介護保険施設へ入所して受けられるサービスです。

介護老人福祉施設は、介護職員の不足等により令和2年度の実績値が計画値を下回りました。全国的にも介護人材の確保は重要な課題です。

また、令和元年度以降、介護老人保健施設は実績値が計画値を下回っています。

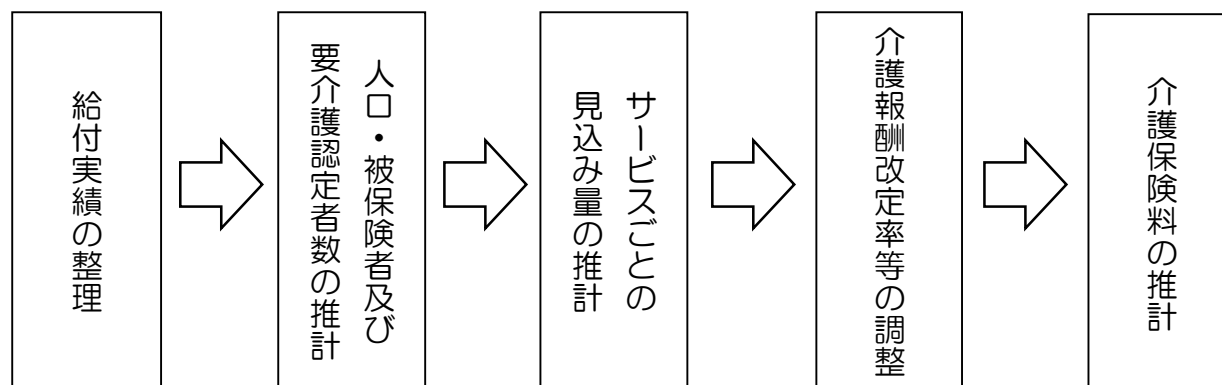
サービス別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)
介護老人福祉施設	人	245	252	102.9	250	251	100.4	250	242	96.8
介護老人保健施設	人	119	116	97.5	119	102	85.7	119	100	84
介護医療院	人	0	0	-	0	1	-	0	1	-
介護療養型医療施設	人	2	2	100	2	1	50	2	0	0

※令和2年度は9月審査分までの実績を基にした見込値

2. 介護保険事業量の見込み

現状の給付実績から見込まれる数値をもとに、第8次計画期間に取り組む施策等の効果を加味した調整を行い、介護給付等のサービス見込量を推計します。

【推計の流れ】



給付費等及び介護保険料の推計はP.82以降に記載

（1）居宅サービス

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、入浴、排せつ、食事などの身体介護や掃除、洗濯、食事づくりなどの生活支援を行うサービスです。

供給量は概ね確保できている状態です。第8次計画期間の介護給付は、高齢者人口の伸びに基づく要介護者認定者数増加に合わせた利用の伸びが予想されますが、居住系サービスの整備を行うことから、緩やかな増を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	2,191.0	2,200.0	2,224.5	2,262.0	2,167.5
	人数／月	128	129	130	132	127

②訪問入浴介護

自宅において、移動用の浴槽で入浴の介護を受けるサービスです。

利用実績はわずかに増加傾向で、介護予防入浴介護の利用はほぼありません。第8次計画期間では令和2年度の利用実績と同程度とし、介護予防訪問入浴介護の利用は見込みません。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	58.2	58.2	58.0	62.2	50.6
	人数／月	15	15	15	16	13
予防	回数／月	0	0	0	0	0
	人数／月	0	0	0	0	0

③訪問看護

医学的な管理が必要な在宅で療養生活を送る方が対象のサービスで、看護師などが家庭を訪問し、医師の指示に基づいて病状の観察や床ずれなどの手当を行うサービスです。

今後も在宅医療ニーズが高まることが予想されます。第8次計画期間では、高齢者人口の伸びに基づく要介護者認定者数増加に合わせた利用の伸びを見込まれますが、居住系サービスの整備を行うことから、緩やかな増を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	710.8	718.3	724.3	732.1	688.5
	人数／月	112	113	114	115	109
予防	回数／月	110.1	115.3	120.5	129.0	104.9
	人数／月	23	24	25	27	22

④訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

あまり変化は見られません。第8次計画期間では、一定の利用量を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	84.0	84.0	84.0	100.0	68.0
	人数／月	5	5	5	6	4
予防	回数／月	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
	人数／月	1	1	1	1	1

⑤居宅療養管理指導（医師等による管理・指導）

医師、歯科医師、薬剤師などが、通院困難な方の家庭を訪問し、療養上の管理や介護方法の相談指導を行うサービスです。

かかりつけ医の往診や訪問歯科のニーズは今後高まることが予想されます。第8次計画期間では、高齢者人口の伸びに基づく要介護認定者数増加に合わせた利用の伸びを見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	4,849	4,939	5,011	5,085	4,730
	人数／月	67	68	69	70	65
予防	回数／月	784	785	785	897	785
	人数／月	7	7	7	8	7

⑥通所介護（デイサービス）

日帰り介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、食事の提供などの日常生活の世話、機能訓練を行うサービスです。

利用量は居宅サービスの中で最も多く、サービスの供給量は市内と近隣市の事業所で概ね充足していると考えられます。第8次計画期間では、高齢者人口の伸びに基づく要介護認定者数増加に合わせた利用の伸びを見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	3,783.0	3,764.9	3,764.0	3,785.8	3,688.6
	人数／月	332	333	334	336	329

⑦通所リハビリテーション（デイケア）

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士などが介護老人保健施設、病院などにおいて、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

今後もニーズが高まることが予想されます。第8次計画期間では、高齢者人口の伸びに基づく要介護者認定者数増加の伸びを見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	1,107.3	1,133.4	1,166.2	1,174.7	1,127.1
	人数／月	137	140	144	145	139
予防	人数／月	34	37	39	40	36

⑧短期入所生活介護（福祉系施設のショートステイ）

介護者の一時的理由により自宅での介護が困難となったとき、介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を受けることができるサービスです。

各施設のサービス供給量が決まっているため、大きな伸びはないと予想します。第8次計画期間では、高齢者人口の伸びに基づく要介護者認定者数増加の伸びを見込みますが、予防給付の利用実績にほぼ変化がないことから、予防給付は一定の利用量を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	640.6	705.4	738.6	764.6	710.7
	人数／月	60	66	70	72	68
予防	回数／月	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2
	人数／月	2	2	2	2	2

⑨短期入所療養介護（医療系施設のショートステイ）

介護老人保健施設、病院等、介護医療院などに短期間入所し、医学的管理下で看護、介護、機能訓練等を受けることができるサービスです。

各施設のサービス供給量が決まっているため、大きな伸びはないと予想します。第8次計画期間では、高齢者人口の伸びに基づく要介護者認定者数増加の伸びを見込みますが、予防給付の利用実績にほぼ変化がないことから、予防給付は一定の利用量を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	364.3	377.5	390.2	411.0	376.6
	人数／月	57	59	61	64	59
予防	回数／月	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
	人数／月	1	1	1	1	1

⑩福祉用具貸与（レンタル）

心身の機能が低下して日常生活に支障がある人の自立を支援するための、ベッド、車椅子、歩行器、移動用リフトなどの福祉用具を借りることができるサービスです。

在宅介護を支える福祉用具の需要は年々高まっていることから、予防・介護給付とも利用実績が伸びています。第8次計画期間では、高齢者人口の伸びに基づく要介護認定者数増加に合わせた利用の伸びを見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人数／月	428	430	433	436	429
予防	人数／月	150	151	152	154	146

⑪特定福祉用具購入費

腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽などの購入費用が支給されるサービスです。

利用実績は令和2年度のみ伸びています。第8次計画期間では、第7次計画期間の実績の平均値を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人数／月	8	8	8	9	6
予防	人数／月	3	3	3	4	3

⑫住宅改修

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸など扉の取り替え、洋式便所への便器の取り換えなど、住宅改修の費用が支給されるサービスです。

利用実績は令和2年度のみ伸びています。第8次計画期間では、第7次計画期間の実績の平均値を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人数/月	4	4	4	4	3
予防	人数/月	2	2	2	2	2

⑬特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）

有料老人ホーム等の入居者が、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

第8次計画期間において整備を進めることから、利用者数の増加を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人数/月	40	50	50	50	50
予防	人数/月	0	0	0	0	0

⑭居宅介護支援・介護予防支援

要介護及び要支援者の介護サービス計画を作成するサービスです。アセスメントを通して心身の状況や環境、本人・家族の希望を把握し、必要なサービスの種類や内容等の計画を作成します。利用者の自己負担はありません。

居宅介護支援及び介護予防支援の利用実績は、認定者の増減により推移しています。第8次計画期間では、高齢者人口の伸びに基づく要介護認定者数増加に合わせた利用の伸びを見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人数/月	622	623	625	630	601
予防	人数/月	164	167	171	174	169

（２）地域密着型サービス

勝山市では、中学校区の3圏域（北部、中部、南部）を日常生活圏域として設定し、サービス基盤の整備を行ってきました。

第8次計画期間では、第1章で記載したとおり、南部圏域で新たに1箇所の施設整備を見込みます。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的、又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

現在、市内のサービス提供事業所はありません。要介護者の在宅生活を支えるのに有効なサービスであることから、今後の計画の中で検討が必要です。

②夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な訪問介護に加え、求めに応じて随時の訪問介護もあるサービスです。

現在、市内のサービス提供事業所はありません。要介護者の在宅生活を支えるのに有効なサービスであることから、今後の計画の中で検討が必要です。

③地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の通所介護サービスです。

第8次計画期間では、高齢者人口の伸びに基づく要介護者認定者数増加の伸びを見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	202.6	209.1	215.6	217.1	201.8
	人数／月	27	28	29	29	27

④認知症対応型通所介護

認知機能が低下した方に、デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供などの日常生活の世話、機能訓練を行うサービスです。

認知症の要介護者は増加しており、専門の通所サービスの必要性は高いことから、第8次計画期間では、北部圏域で新たに1か所の施設整備を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	回数／月	429.3	441.8	455.0	455.0	415.0
	人数／月	44	45	46	46	42
予防	回数／月	0	0	0	0	0
	人数／月	0	0	0	0	0

⑤小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心として訪問や宿泊を組み合わせ、日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

第8次計画期間において、高齢者人口の伸びに基づく要介護者認定者数増加の伸びを見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人数/月	31	32	33	33	29
予防	人数/月	14	15	16	17	15

⑥認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者に、家庭的な環境の中での共同生活、入浴、排せつ、食事等の介護や、機能訓練を行います。

第8次計画期間において、南部圏域で新たに1か所の施設整備を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人数/月	51	69	69	69	69
予防	人数/月	0	0	0	0	0

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29名以下の有料老人ホーム等で、入浴、排せつ、食事等の介護や、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をします。要介護1以上の要介護認定者が対象です。

現在、市内のサービス提供事業所はありません。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員29名以下の特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事等の介護や、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をします。

給付実績が一定しているため、伸びは見込まず現状程度とします。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人数/月	20	20	20	20	20

⑨複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るサービスです。

現在、市内のサービス提供事業所はありません。

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で自宅での介護が困難な中・重度の方が入所し、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理などが受けられるサービスです。入所対象者は原則として要介護3以上の要介護認定者です。

利用実績は横ばいで推移してきましたが、令和2年度は介護職員の不足等により減少しました。令和2年度の利用実績を踏まえ、一定の利用量を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人数/月	244	244	244	249	245

②介護老人保健施設

病気やけがなどの治療後、リハビリテーションなどを必要とする方が入所し、医学的管理下における介護、看護、リハビリテーションなどを受けるサービスです。

利用実績は令和元年度に大きく減少し、以降は横ばいで推移しています。令和2年度の利用実績を踏まえ、一定の利用量を見込みます。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護	人数/月	104	104	104	106	102

③介護医療院（介護療養型医療施設）

長期にわたって療養が必要な方が入所（入院）し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、リハビリテーション等を受けるサービスです。平成29年度末で廃止予定とされていた介護療養型医療施設は、令和6年3月31日まで転換期限が延長され、平成30年4月に新たな転換先として介護医療院が創設されました。

市内のサービス提供施設はありませんが、市外の施設で利用実績があるため、現状程度を見込みます。

サービス種別	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護医療院	介護	人数/月	2	2	2	2	2
介護療養型医療施設	介護	人数/月	0	0	0	-	-

(4) 地域支援事業

第8次計画期間の地域支援事業の方向性や事業量等については、次のとおりです。

①介護予防・日常生活支援総合事業

ア. 介護予防・生活支援サービス事業

訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスは、利用実績が伸びています。第8次計画期間では、高齢者人口の伸びに基づく要介護認定者数増加に合わせた利用の伸びを見込みます。また、訪問型サービスA及び通所型サービスC事業は一定の利用量を見込みます。

サービス種別	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護相当サービス	介護	人数/月	56	57	58	59	52
訪問型サービスA	介護	回数/月	23	23	23	23	17
通所介護相当サービス	介護	人数/月	140	141	142	143	137
通所型サービスC	介護	回数/月	2	2	2	2	1
介護予防ケアマネジメント	介護	人数/月	2	2	2	2	2

イ. 一般介護予防事業

⇒「第3章 2. 高齢者の生きがいと健康づくりの推進」に記載

②包括的支援事業

・地域包括支援センターの運営

⇒「第3章 4. 高齢者の総合相談・支援の充実」に記載

③包括的支援事業（社会保障充実分）

・在宅医療・連携推進事業

・認知症施策の推進

・生活支援体制整備事業

・地域ケア会議

⇒「第3章 3. 高齢者介護体制の充実」に記載

(5) 第8次計画期間中の給付費等の推計

【標準給付費及び地域支援事業】

(千円)

	第8次				令和7年度	令和22年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
標準給付費見込額(A)	8,142,674	2,649,015	2,737,908	2,755,751	2,794,423	2,687,600
総給付費	7,888,033	2,560,167	2,655,596	2,672,270	2,709,721	2,608,166
特定入所者介護サービス費	131,358	47,903	41,421	42,034	42,666	40,060
利用者負担見直しの影響額	57,068	14,050	21,360	21,658	21,978	20,650
高額介護サービス費等給付費	97,943	32,534	32,469	32,940	33,433	31,398
利用者負担見直しの影響額	4,007	987	1,499	1,521	1,544	1,450
高額医療合算介護サービス等給付費	15,776	5,240	5,230	5,306	5,385	5,057
審査支払手数料	9,565	3,171	3,193	3,201	3,218	2,919
地域支援事業費(B)	528,468	175,549	176,156	176,763	169,857	158,765
介護予防・日常生活支援総合事業	318,267	105,482	106,089	106,696	108,262	104,170
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	168,087	56,029	56,029	56,029	47,665	40,665
包括的支援事業(社会保障充実分)	42,114	14,038	14,038	14,038	13,930	13,930
総費用(A)+(B)	8,671,142	2,824,564	2,914,064	2,932,514	2,964,280	2,846,365
総費用のうち第1号被保険者負担分相当額(23%)…(ア)	1,994,363	649,650	670,235	674,478	693,642	762,826
市町村特別給付費等…(イ)	5,730	1,910	1,910	1,910	2,000	0
第1号被保険者負担分相当額(ア)+(イ)	2,000,093	651,560	672,145	676,388	695,642	762,826

※端数処理の関係上、合計値が一致しない場合があります。

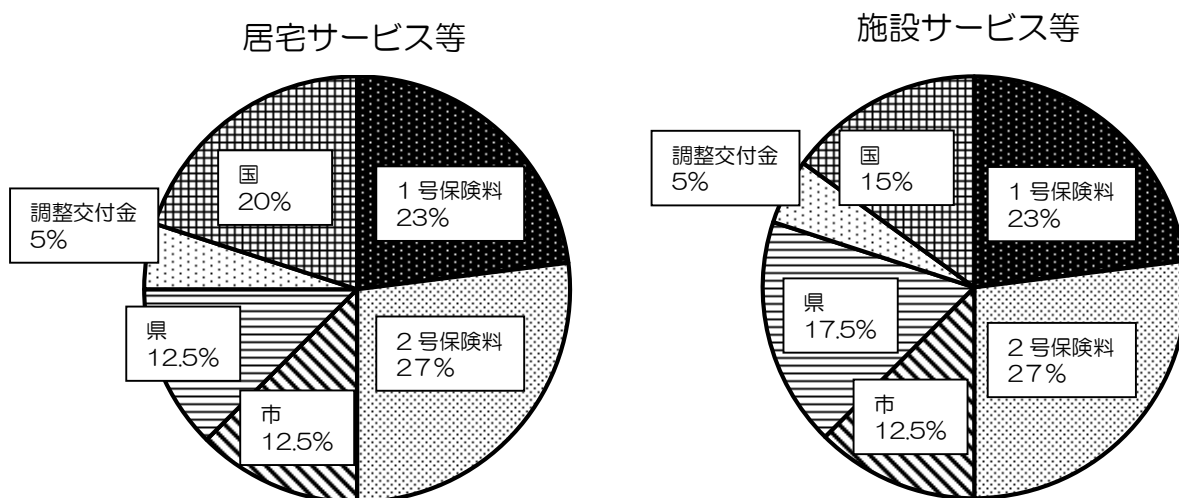
※総費用のうち第1号被保険者負担分相当額(ア)の負担割合は、令和7年度が23.4%、令和22年度が26.8%で推計しています。

3. 介護保険料について

(1) 介護保険事業にかかる費用の財源内訳

介護保険のサービスにかかる費用は次のような割合で負担します。令和3年度から令和5年度までの介護保険の財源内訳は、国、県、市の公費で50%、65歳以上の方の介護保険料で23%（1号保険料）、40歳～64歳までの方の介護保険料で27%（2号保険料）を負担する予定です。（第7次負担割合と同率）

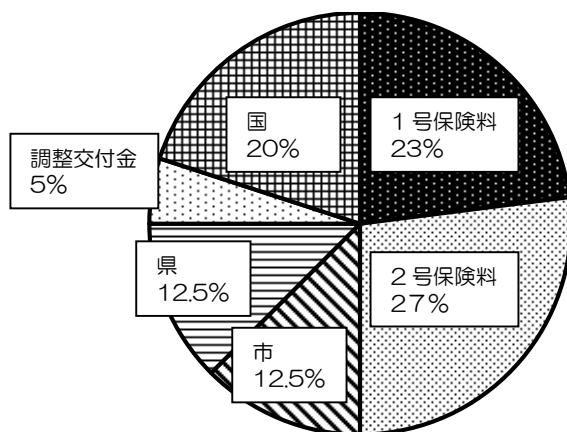
【標準給付費の財源内訳】



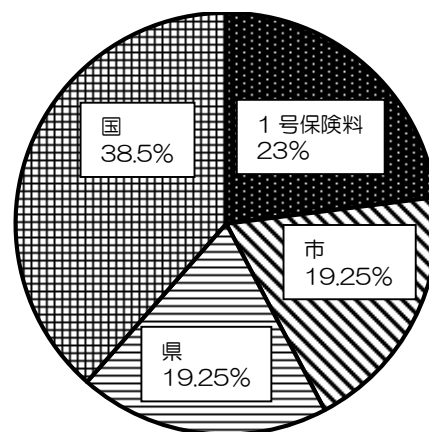
地域支援事業については、実施事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業」の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、「包括的支援事業・任意事業」の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号保険料と公費によって財源が構成されています。

【地域支援事業費の財源内訳】

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



(2) 介護保険料の算出

令和2年度から令和5年度の3年間の介護保険の各サービスにかかる給付費と、介護保険運営にかかる費用、介護予防事業等にかかる地域支援事業の費用を加えてサービス費用を推計します。算出した費用の合計の23%（65歳以上の方の負担分）を、各所得段階の比率を勘案した上で、3年間の65歳以上の人口で割り返し、控除分を差し引いて、第1号保険料の標準月額を算出します。個人毎の保険料は、標準月額をもとに所得に応じて決まります。

第8次計画期間の介護保険料については、介護サービスの利用量の見込や、介護報酬改定、利用者負担の上限額の見直し、保険者機能強化推進交付金等の新たな財源等を総合的に試算し、第7次計画期間より100円減の、標準月額「5,800円」となりました。

【第8次計画期間の第1号被保険者の保険料基準額】

$$\frac{\text{第8次の総費用}^{(*)} \times 23\% + \text{市町村特別給付費等}}{\text{3年間の第1号被保険者数 (24,922人)}} \div 12 \text{ヶ月} = \text{第1号保険料基準月額「5,800」円}$$

※ 総費用（P.82の総費用）

【第1号保険料基準月額の内訳と推計】

（単位：円）

費用内訳	第8次	令和7年度	令和22年度
総給付費 A	5,640	5,999	6,374
その他給付費 B	185	187	228
地域支援事業費 C	384	375	456
市町村特別給付費等 D	19	19	0
保険者機能強化推進交付金等 E	△70	△70	△79
保険料収納必要月額 F(A+B+C+D+E)	6,158	6,510	6,979
介護給付費準備基金取崩額 G	354	179	0
基準月額 H (F-G)	5,804	6,331	6,979

(3) 所得段階別の介護保険料

第7次計画期間と第8次計画期間の介護保険料額の比較は、下の表のとおりです。国の標準段階は9段階ですが、所得水準に応じたよりきめ細かい保険料設定とするため、本人課税所得層を多段階化し、10段階としました。また、市民税非課税世帯を対象に国の法改正により、給付費の5割とは別枠で公費が投入され、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料率が引き下げられています。

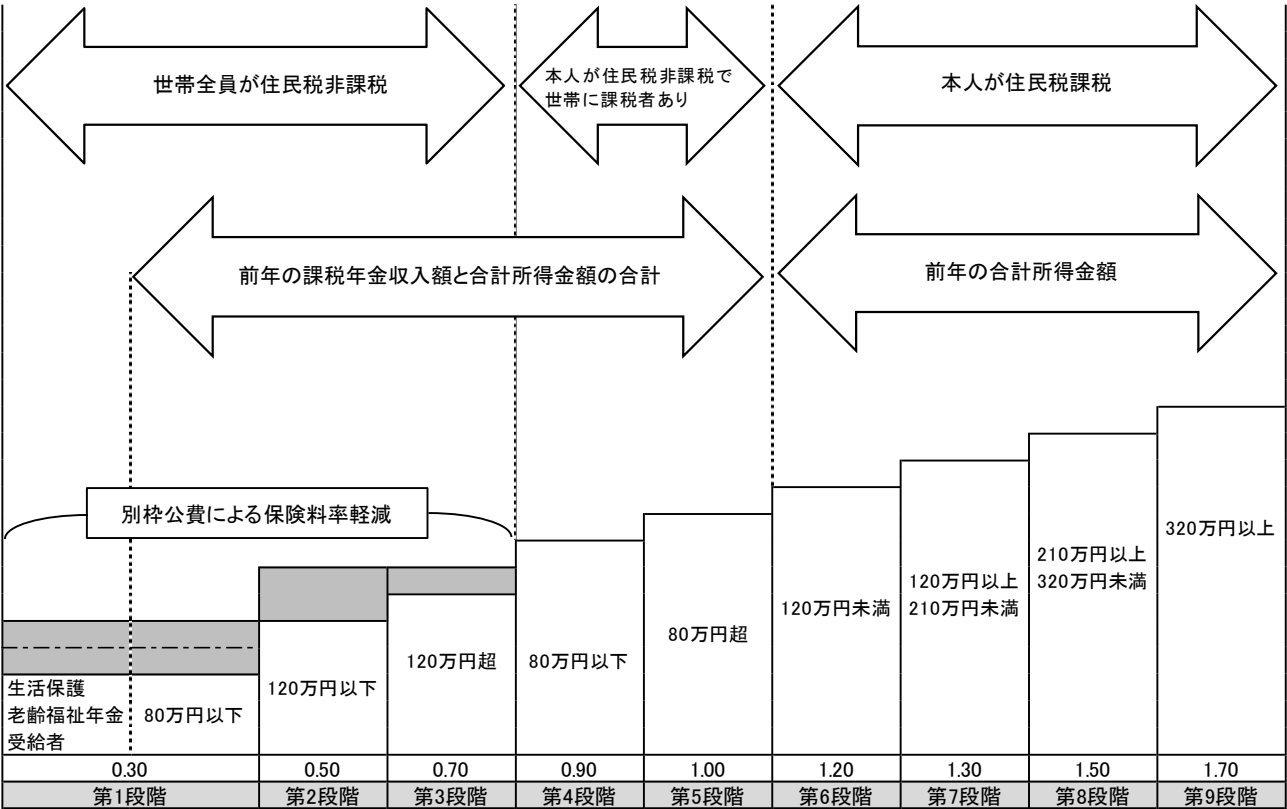
また、介護保険施行規則の改正に合わせ、第7段階と第8段階を区分する基準所得金額を200万円から210万円に、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額を300万円から320万円に変更しています。

【第7次計画期間と第8次計画期間の勝山市介護保険料の比較】

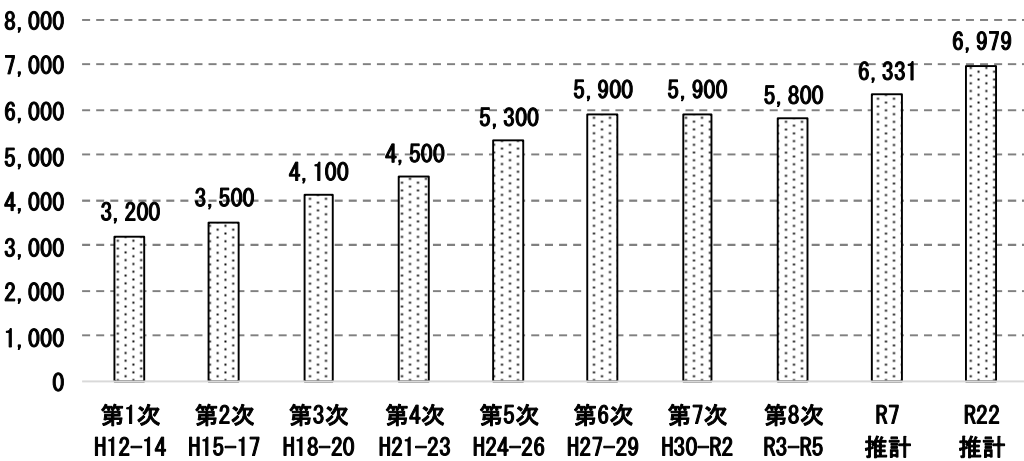
住民税 世帯	住民税 本人	保険料 段階	対象者 ()内の金額は第7次の基準	第7次介護保険料			第8次介護保険料		
				年額	調整率	月額	年額	調整率	月額
住民税 非課税世帯	本人 非課税	第1段階	老齢福祉年金受給者、要保護者 課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	31,800	0.45	2,650	20,900	0.30	1,742
		第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円以下の方	49,500	0.70	4,125	34,800	0.50	2,900
		第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円を超える方	53,100	0.75	4,425	48,800	0.70	4,067
		第4段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	63,700	0.90	5,308	62,600	0.90	5,217
		第5段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円を超える方	70,800	1.0 基準額	5,900	69,600	1.0 基準額	5,800
住民税 課税世帯	本人 課税	第6段階	合計所得金額が 120万円未満の方	84,900	1.20	7,075	83,500	1.20	6,958
		第7段階	合計所得金額が 120万円以上210(200)万円未満の方	92,000	1.30	7,667	90,400	1.30	7,533
		第8段階	合計所得金額が 210(200)万円以上320(300)万円未満 の方	106,200	1.50	8,850	104,400	1.50	8,700
		第9段階	合計所得金額が 320(300)万円以上500万円未満の方	120,300	1.70	10,025	118,300	1.70	9,858
		第10段階	合計所得金額が500万円以上の方	123,900	1.75	10,325	121,800	1.75	10,150

※第1段階から第3段階は、7次期間中に公費負担により保険料基準額に対する割合を次のように引き下げられています。第1段階 0.5→0.3、第2段階 0.7→0.5、第3段階 0.75→0.7

【(参考) 国の第8次計画期間の所得段階別設定】



【(参考) 介護保険料基準月額の推移と推計】



（４）低所得者対策について

①特定施設入所者介護サービス費

介護保険施設における居住費・食費について利用者負担段階が、上記第１～３段階の人に対して、所得に応じた利用者負担限度額を定め、基準費用額との差額を補足給付として保険給付します。（市への申請が必要です。）

令和３年８月より、負担限度額の改正が行われ、第３段階が２つの段階に区分され、利用者負担段階ごとの限度額が変更されます。また、利用者負担段階区分に応じた預貯金等の基準が変更されます。

【軽減の対象となる基準】

利用者 負担段階	対象者	預貯金等の基準
第１段階	・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	1,000 万円以下 (夫婦の場合は 2,000 万円以下)
第２段階	・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80 万円以下の方	650 万円以下 (夫婦の場合は 1,650 万円以下)
第３段階①	・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方	550 万円以下 (夫婦の場合は 1,550 万円以下)
第３段階②	・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120 万円超の方	500 万円以下 (夫婦の場合は 1,500 万円以下)

②高額介護サービス費

世帯の1か月の在宅サービスや施設サービスにかかる1割の利用者負担額の合計が所得区分に応じた上限額を超えた場合は、超えた金額を高額介護（介護予防）サービス費として介護保険から給付します。また、総合事業の利用者負担額が加わる場合は、保険給付の利用者負担額との按分計算により、高額介護予防サービス費相当事業費として支給します。

【負担段階ごとの上限額】

利用者負担段階区分	1ヶ月の上限額
年間収入額 約 1,160 万円以上	140,100 円
年間収入額 約 770 万円～約 1,160 万円未満	93,000 円
年間収入額 約 383 万円～約 770 万円未満	44,400 円
世帯全員が住民税非課税	24,600 円
・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額と合計所得の合計が 80 万円以下の方	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者	15,000 円

③高額医療・高額介護合算制度

年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し年間の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が高額介護合算療養費として、後から支給されます。

（※同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。また、自己負担額を超える額が500円未満のときは支給されません。）

④社会福祉法人減免制度

低所得で特に生計が困難な人に対して、社会福祉法人が提供する一定の介護サービスを利用した場合、国の制度により利用者負担段階に応じて、負担軽減を行います。

（※軽減割合 原則、利用者負担額等の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を軽減）

⑥訪問介護利用低所得者の負担軽減

市独自の制度として、訪問介護を利用する住民税非課税世帯に属し、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方に対し、自己負担分（1割）のうち30%を軽減し、市が負担します。

資料編

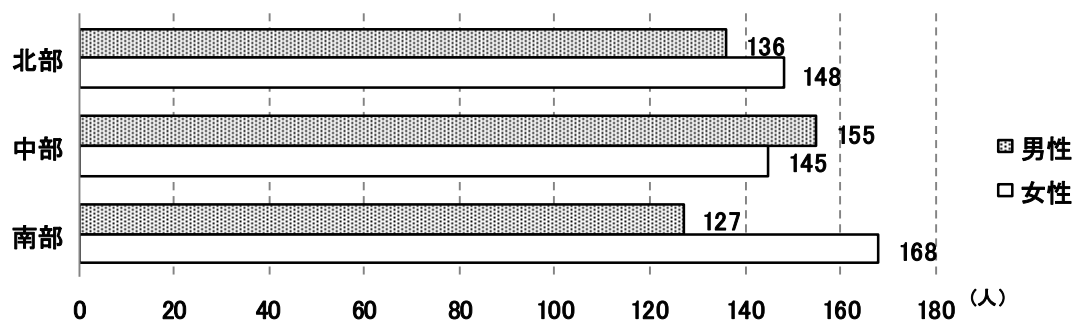
各種調査結果

1. 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

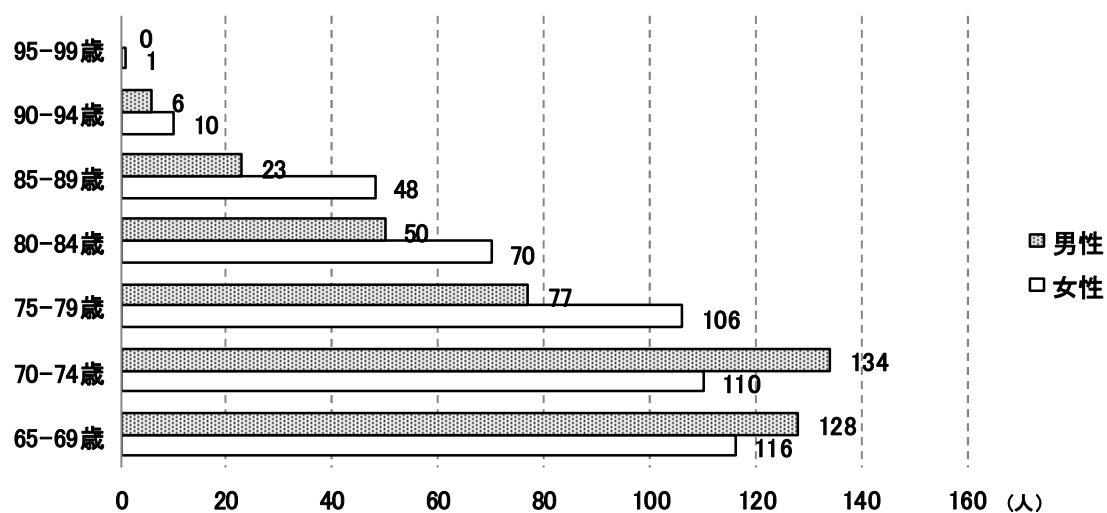
対 象 者：65 歳以上の一般高齢者
 調査方法：郵送
 標 本 数：879 人（1,200 人に実施）
 回 収 率：73.3%
 調査時期：令和 2 年 4 月

(1) 回答者の基本情報

① 圏域別・男女別人数



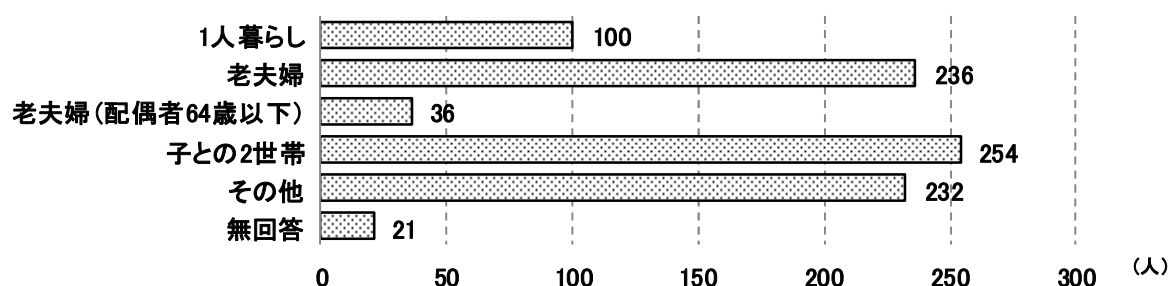
② 年代別・男女別人数



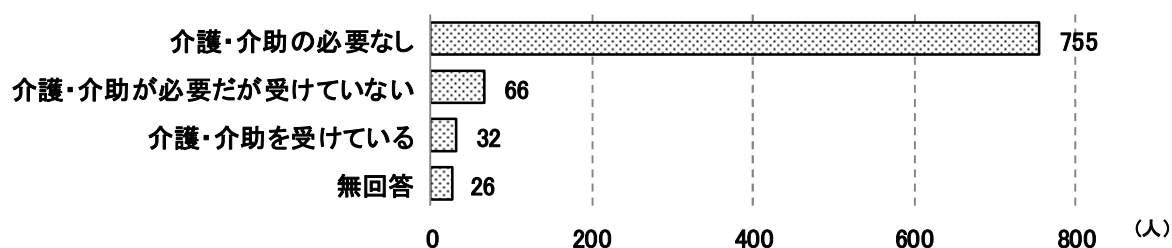
(2) 回答

問1 あなたのご家族や生活状況について

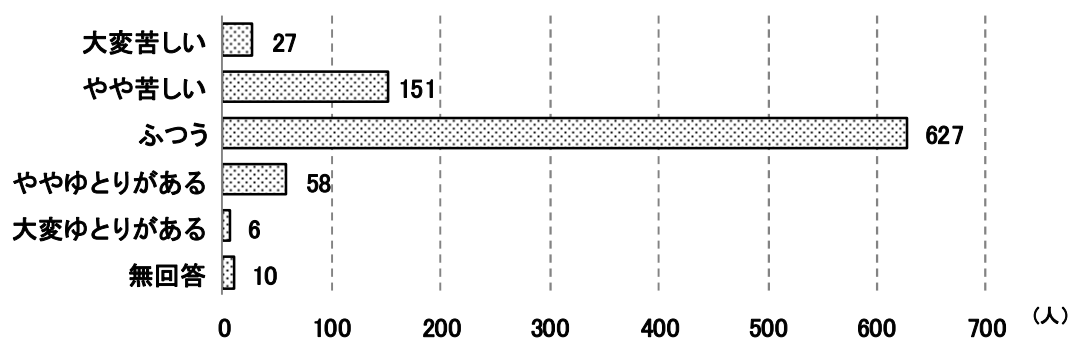
①家族構成をお教えてください



②あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

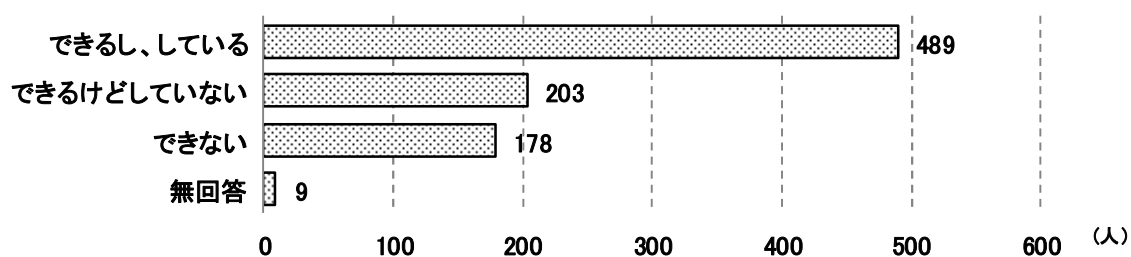


③現在の暮らしの状況を経済的に見てどう感じていますか

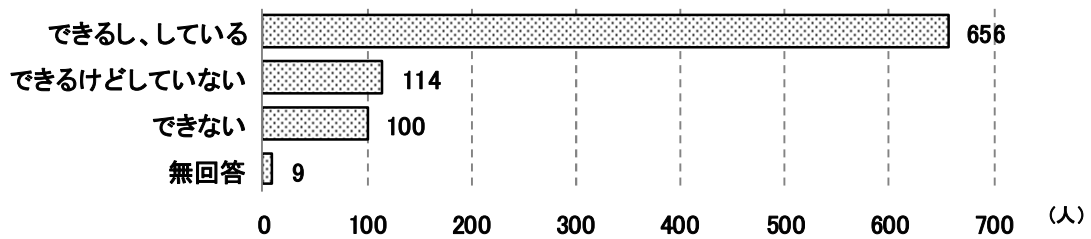


問2 からだを動かすことについて

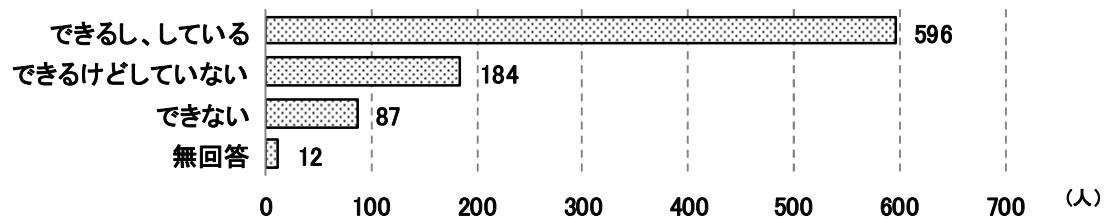
①階段を手すりや壁をうたわらずに昇っていますか



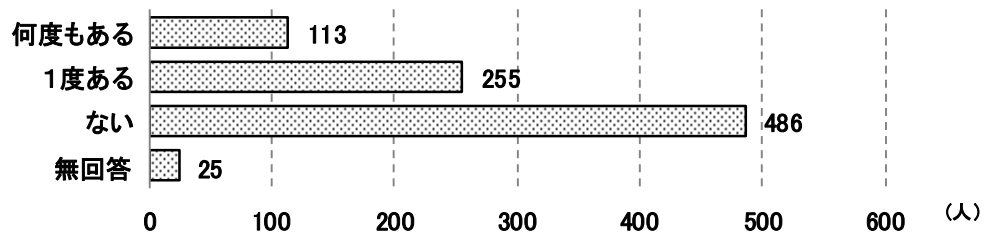
②椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか



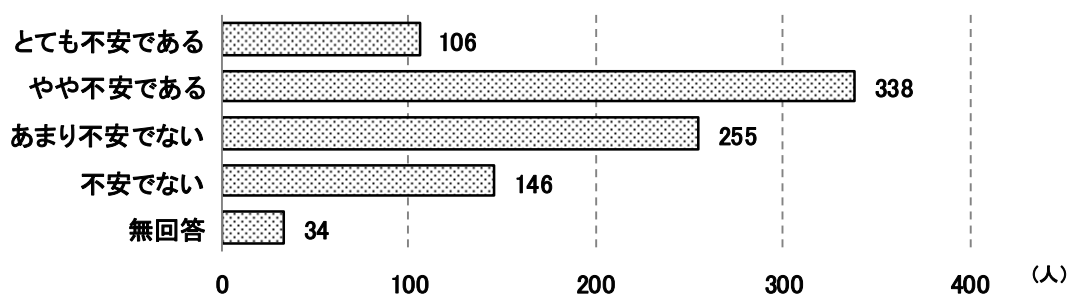
③15分くらい続けて歩いていますか



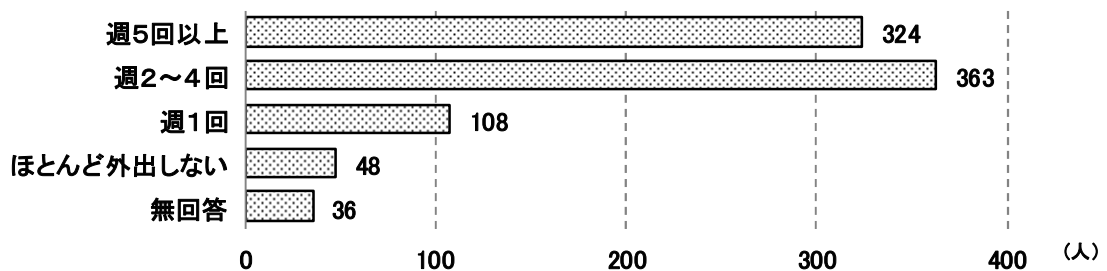
④過去1年間に転んだ経験がありますか



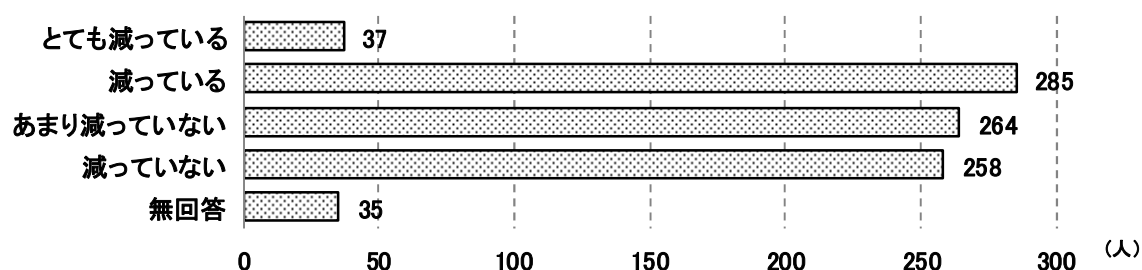
⑤転倒に対する不安は大きいですか



⑥週に1回以上は外出していますか



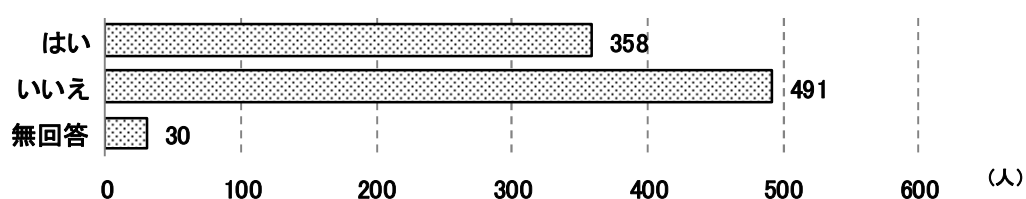
⑦昨年と比べて外出の回数が減っていますか



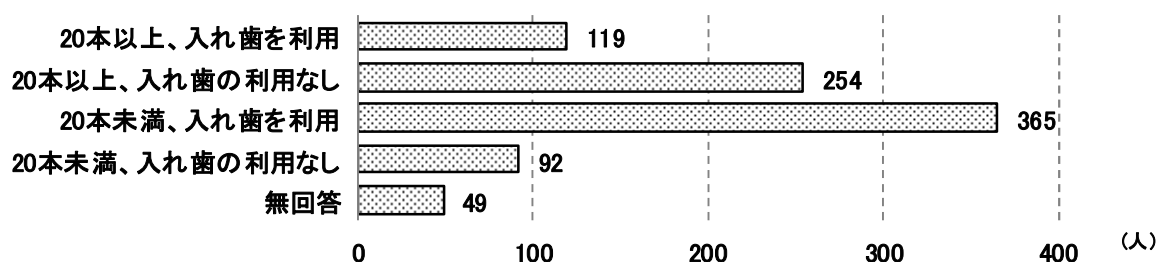
問3 食べることについて

①身長・体重 …… 省略

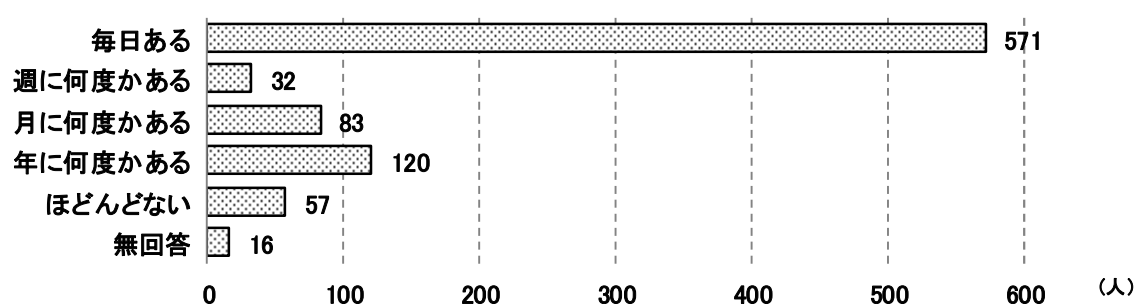
②半年前に比べて硬いものが食べにくくなりましたか



③歯の数と入れ歯の数をお教えてください

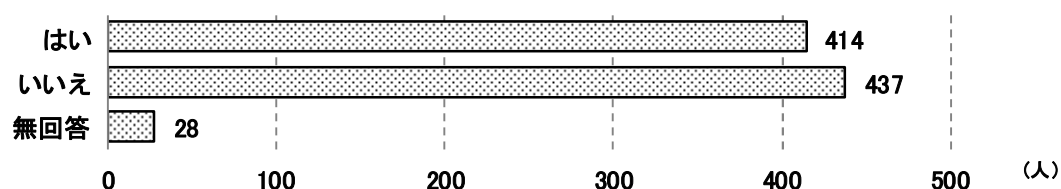


④どなたかと食事をとにもする機会がありますか

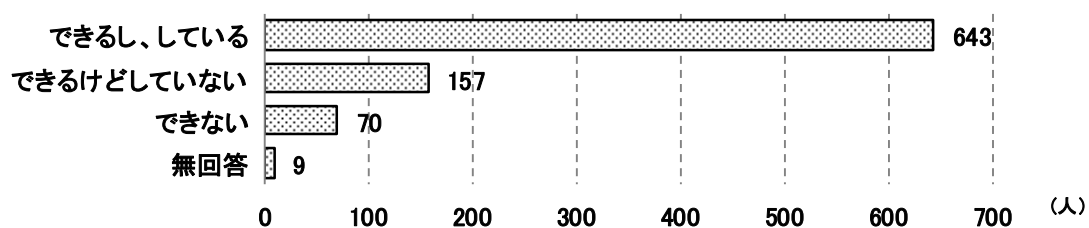


問4 毎日の生活について

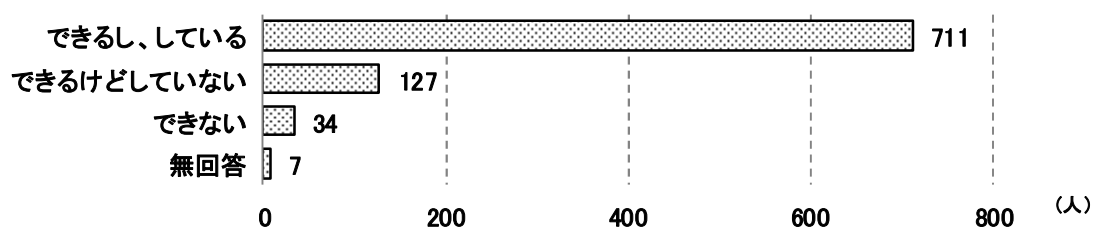
①物忘れが多いと感じますか



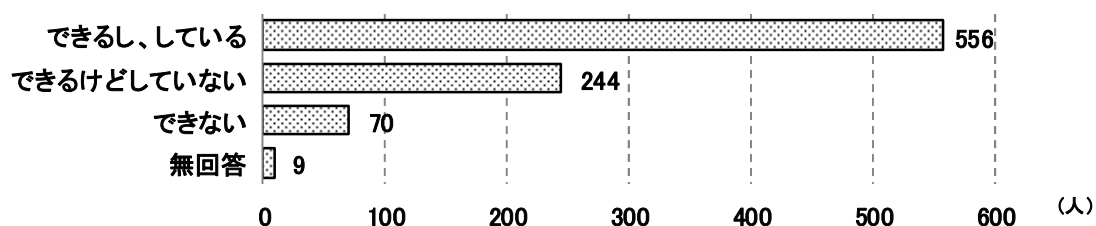
②バスや電車を使って一人で外出していますか



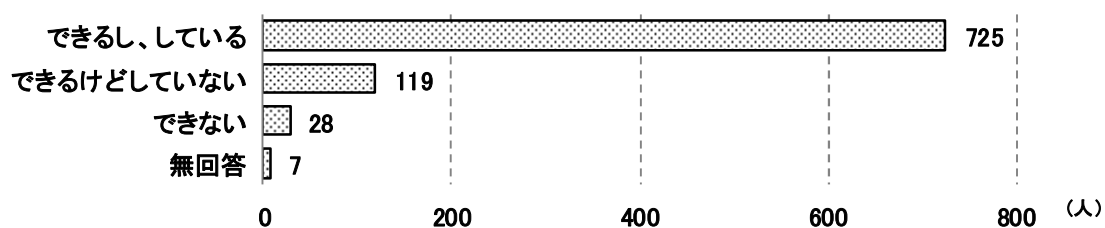
③自分で食品・日用品の買い物をしていますか



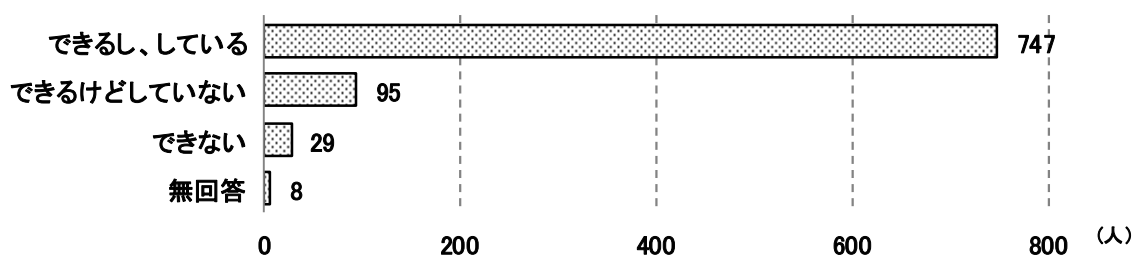
④自分で食事の用意をしていますか



⑤自分で請求書の支払いをしていますか



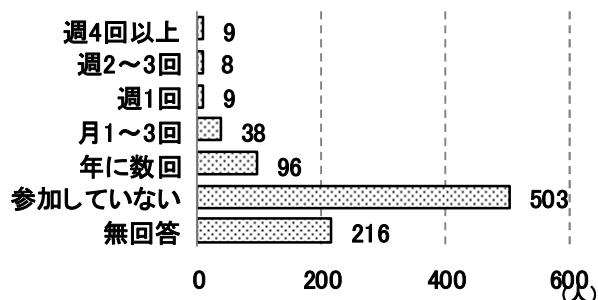
⑥自分で預貯金のおし入れをしていますか



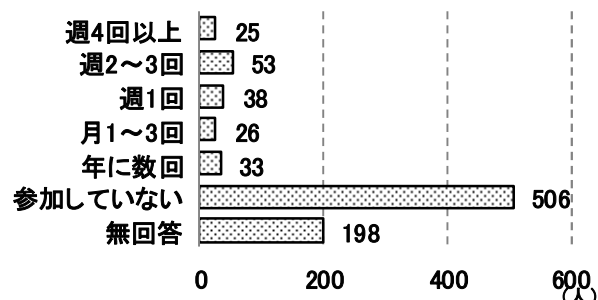
問5 地域での活動について

①以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

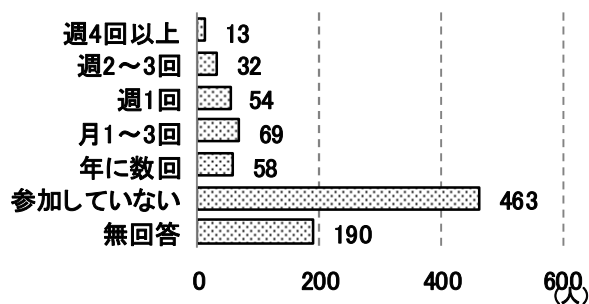
ボランティアのグループ



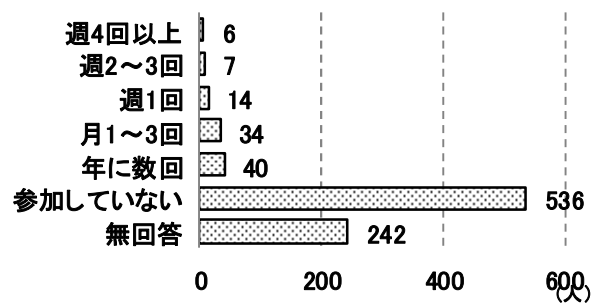
スポーツ関係のグループ



趣味関係のグループ

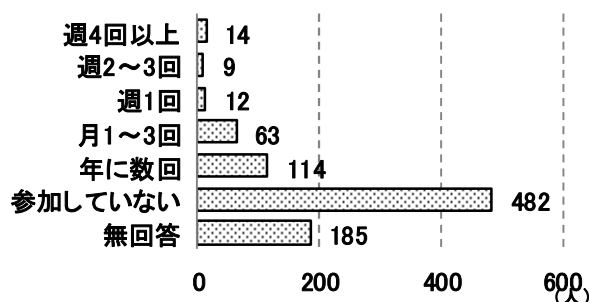


学習・教養サークル

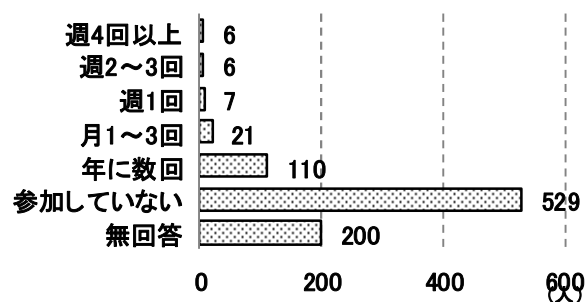


介護予防のための通いの場

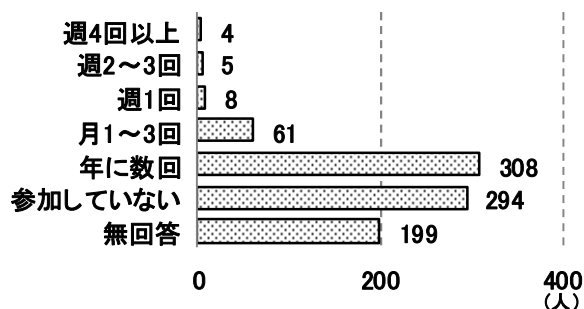
(ふれあいサロン、おでかけサロン、地区の体操教室など)



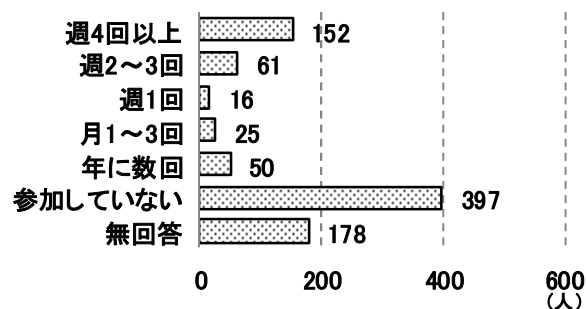
老人クラブ



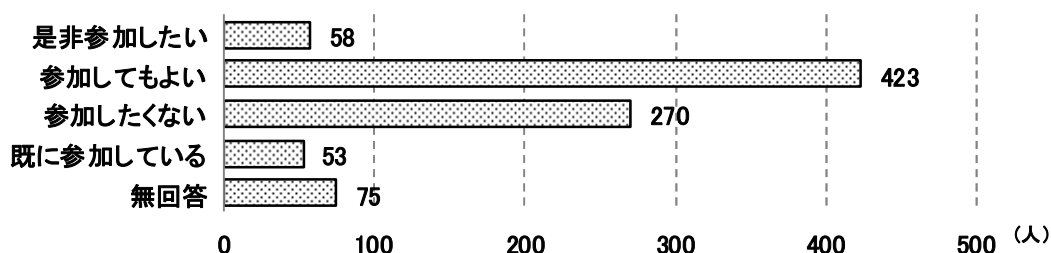
町内会・自治会



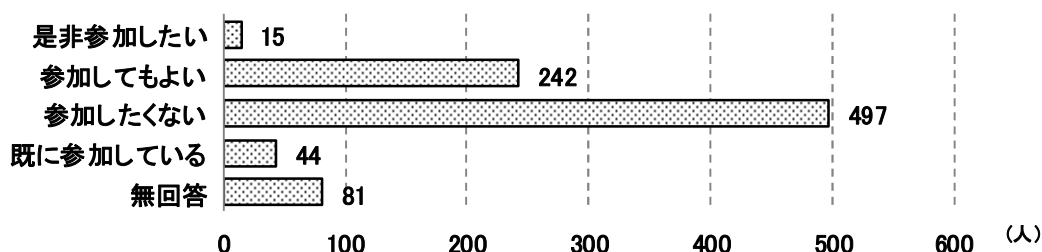
収入のある仕事



②地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加したいと思いますか

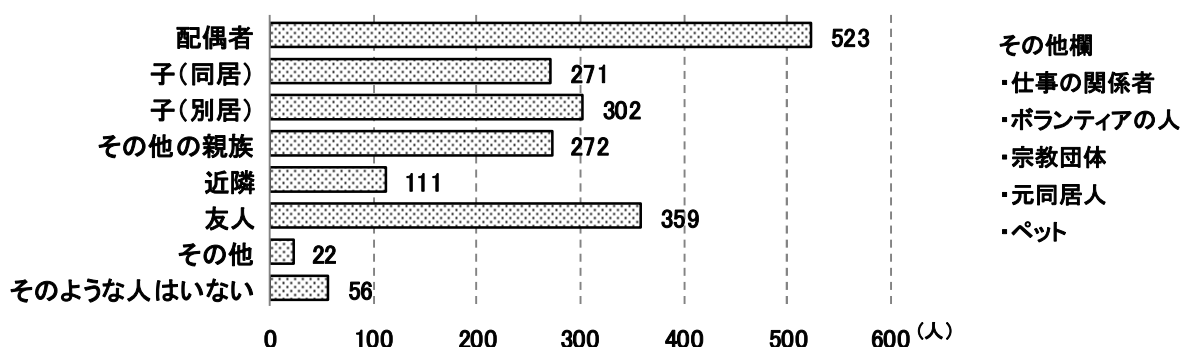


③地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加したいと思いますか

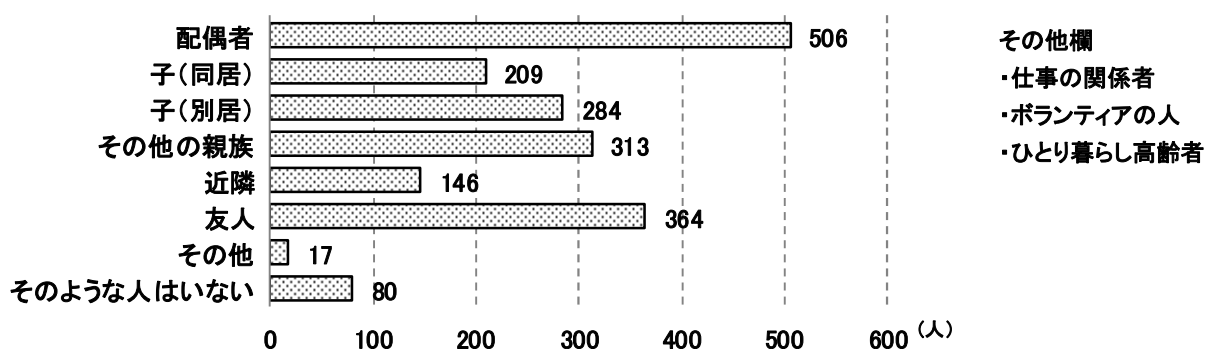


問6 たすけあいについて

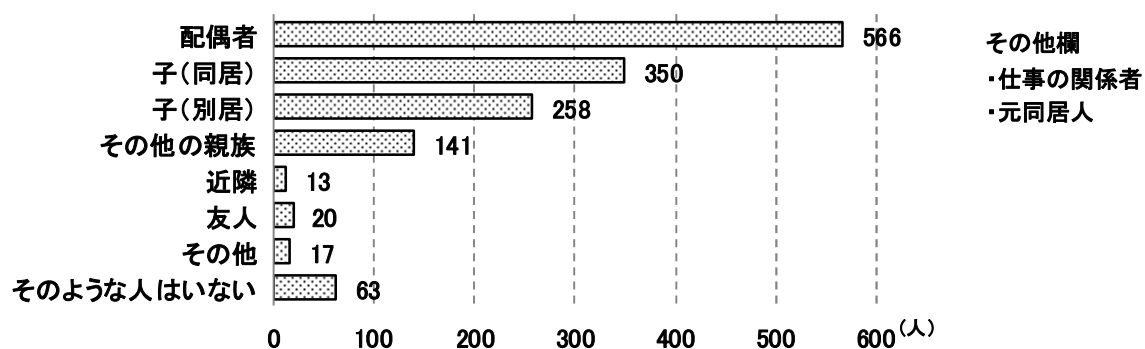
①あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答可）



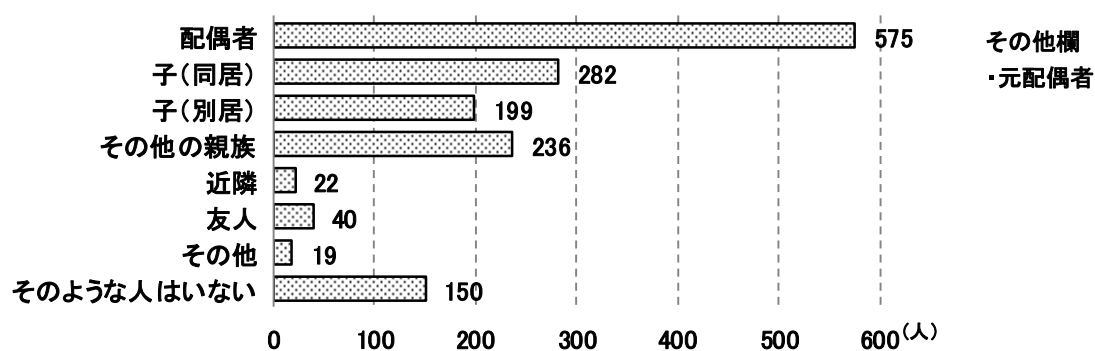
②あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人（複数回答可）



③あなたが病気で数日寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（複数回答可）

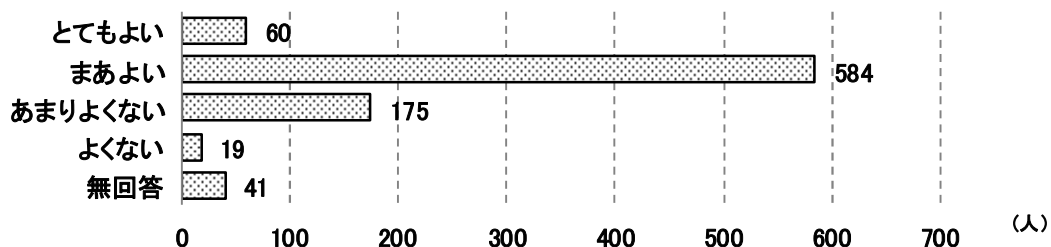


④あなたが看病や世話をしてあげる人（複数回答可）

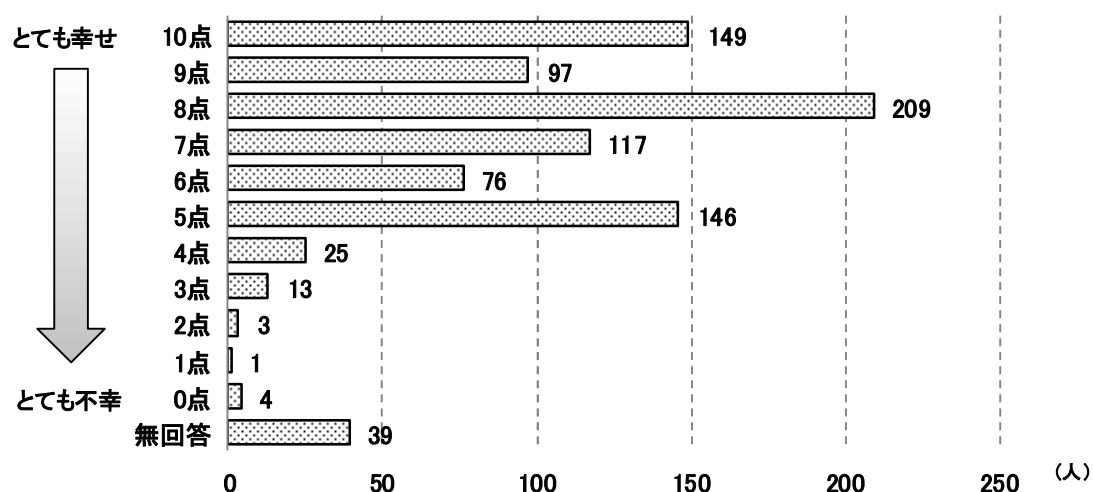


問7 健康について

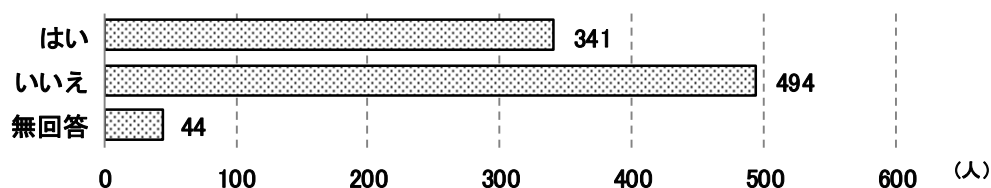
①現在のあなたの健康状態はいかがですか



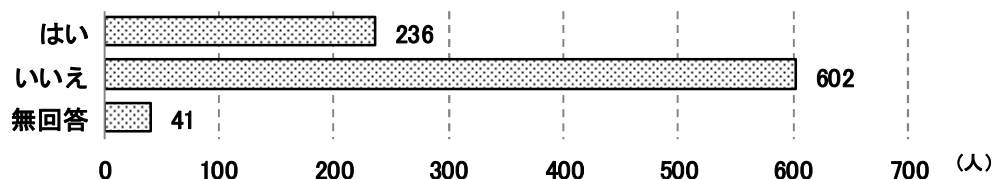
②あなたは現在どの程度幸せですか



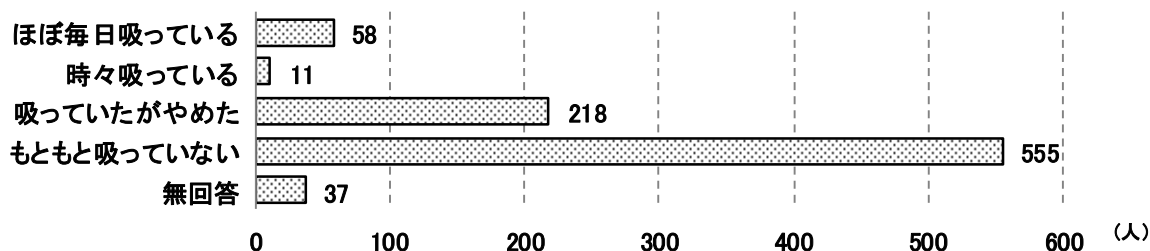
③この1か月間、気分が沈んだり、憂鬱な気持ちになったりすることがありましたか



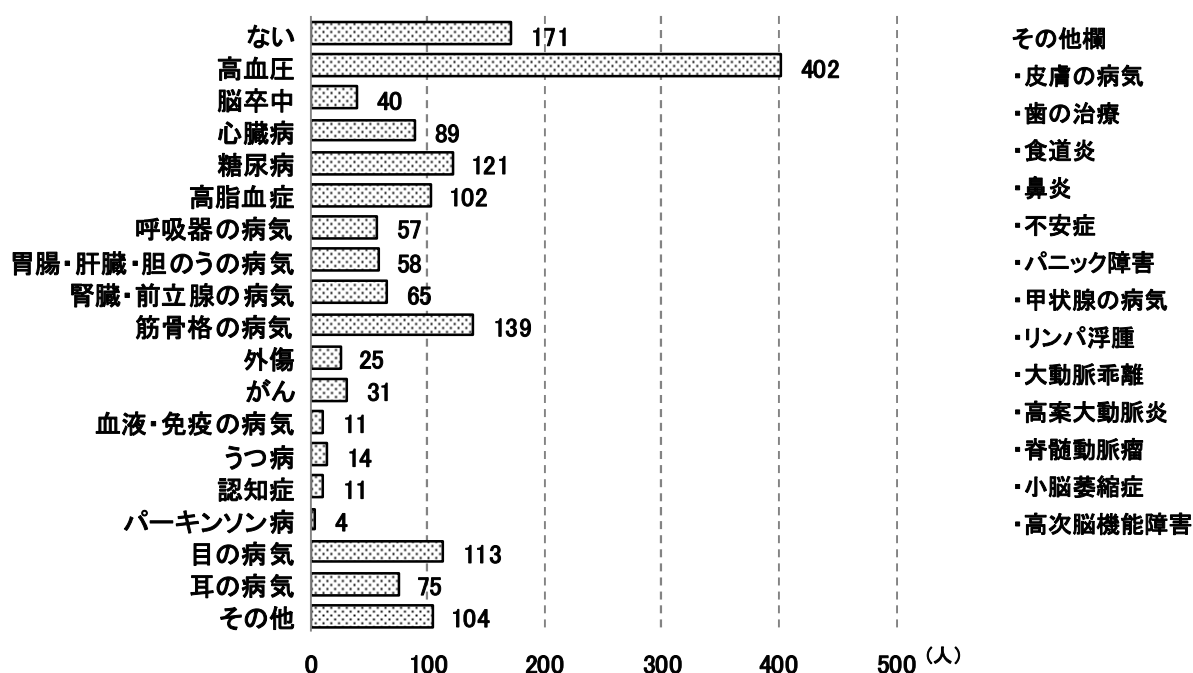
④この1ヶ月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか



⑤タバコは吸っていますか

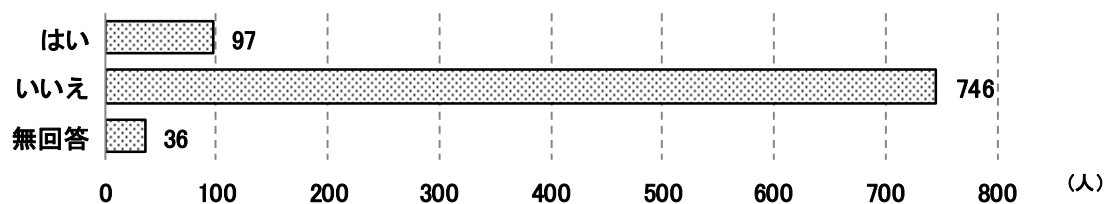


⑥現在治療中、または後遺症のある病気はありますか

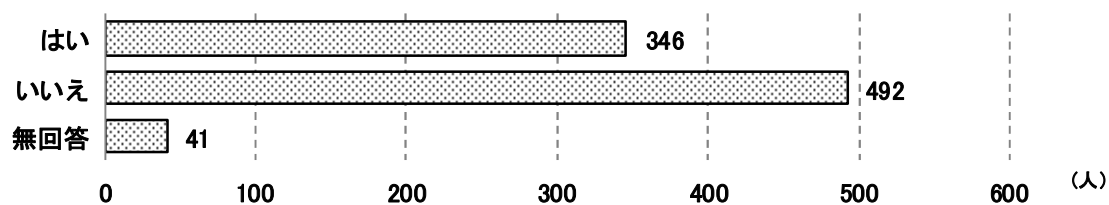


問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

①認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

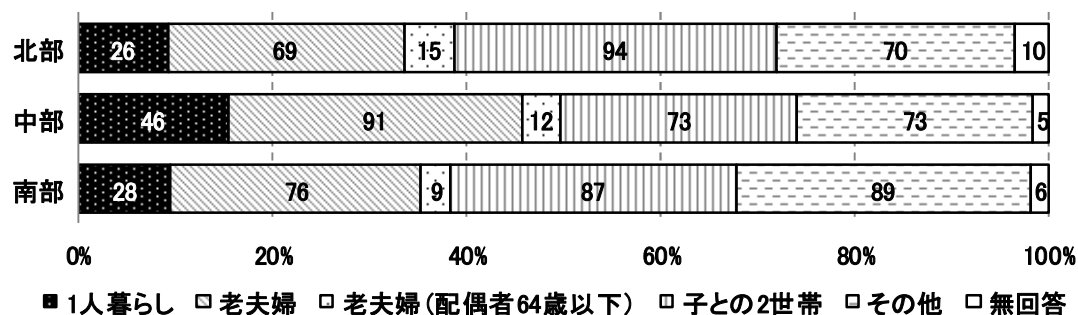


②認知症に関する相談窓口を知っていますか

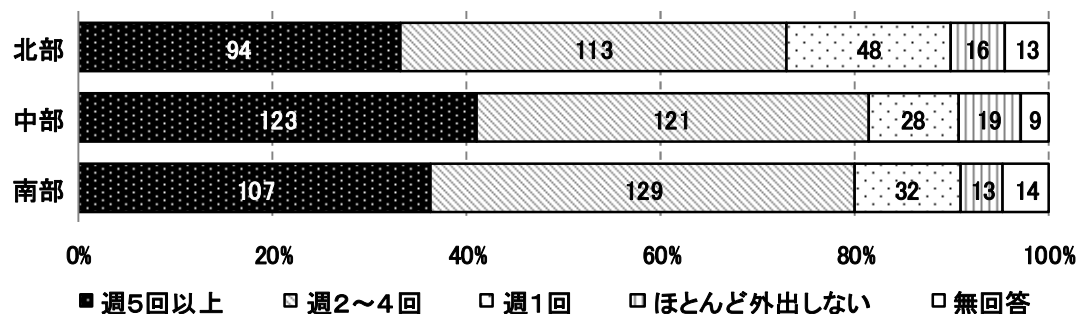


(3) アンケート結果の分析

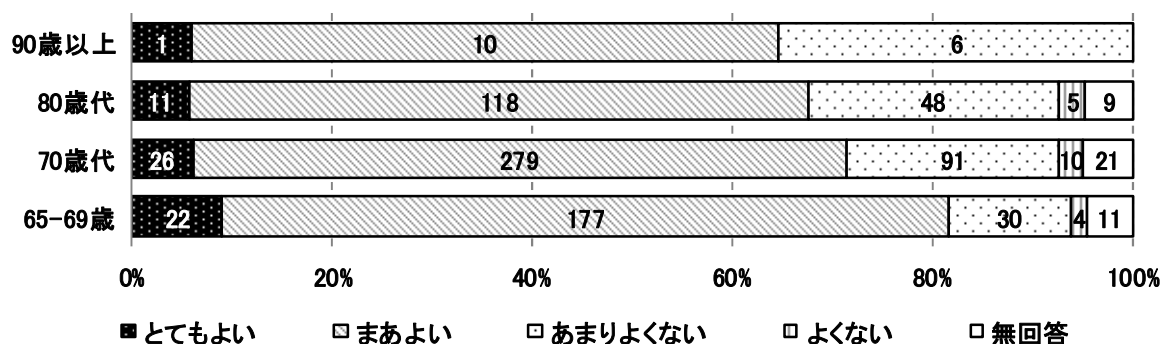
①圏域別世帯構成（割合）



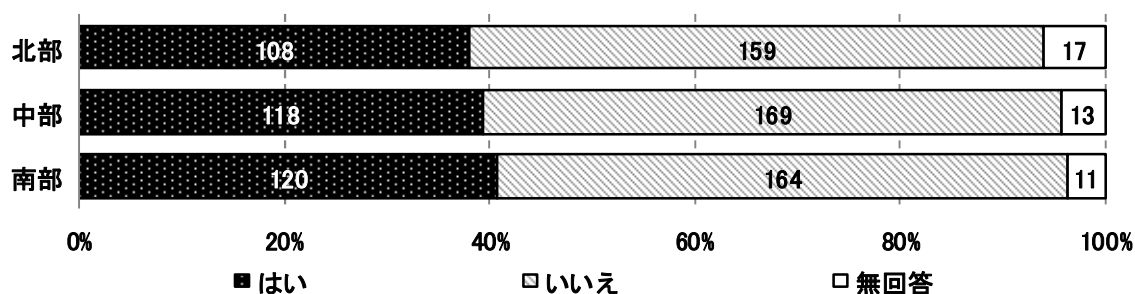
②圏域別外出頻度（割合）



③年代別健康状態（割合）



④圏域別認知症に関する相談窓口の認知度（割合）



(4) アンケート結果より

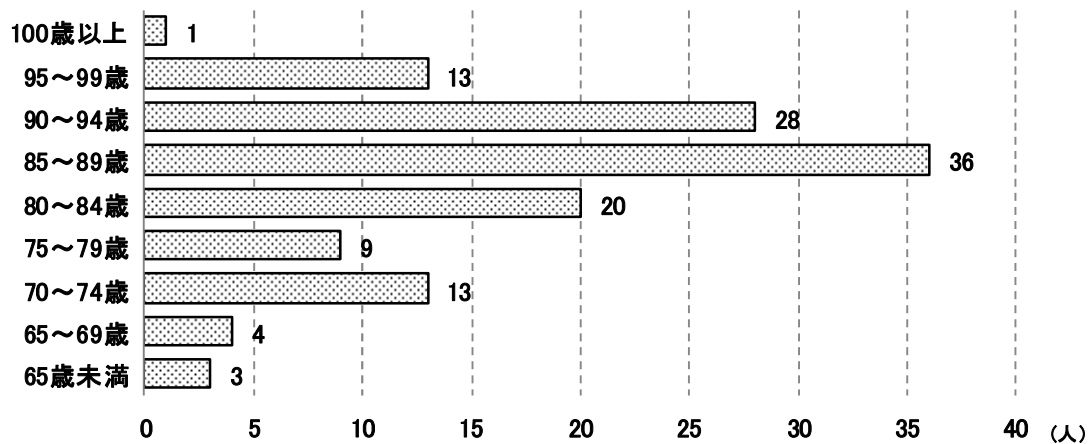
- ・ひとり暮らし世帯や高齢者世帯が多く、特に中部地区で割合が高いことが分かります。
- ・一般高齢者（要介護認定なし）を対象としているため、日常生活においては、買い物や食事の用意などは自分で自分のことができていますの方がほとんどであり、介護・介助の必要なしという方が多くなっています。
- ・約90%の方が週1回以上は外出しており、多くの方がバスや電車を使って外出しているまたはできると回答しています。北部圏域がわずかに外出頻度が低いようです。
- ・地域での活動については、町内会・自治会に年数回参加すると答えた方が最も多く、収入のある仕事に週4回以上参加している方が次いで多くなっています。
- ・地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動等を行うとしたら、是非参加したい又は参加してもよいと考えている方は半数以上いますが、お世話役としての参加はしたくないと考えている方が多く、地域活動の担い手の確保が課題となっています。
- ・たすけあいについては、配偶者や子、その他の親族とお互いに助け合っている方が多いようですが、近隣や友人などと助け合いの関係を築いている方もいるようです。
- ・健康状態については、まあよいが最も多いですが、次いであまりよくないが多く、年齢が上がるにつれて健康に不安を感じている方が増えていくようです。健康づくり事業や介護予防事業で健康な方を増やしていく必要があります。
- ・幸福感については、普通かそれよりも幸せだと答えた方が多くなっています。
- ・認知症に関する相談窓口の認知度が低いようです。圏域ごとの認知度に大きな差はなく、全体的に周知していく必要があります。

2. 在宅介護実態調査

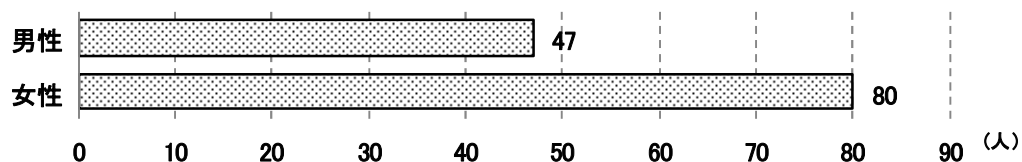
対 象 者：在宅要介護認定者
 調査方法：ケアマネジャー等による聞き取り
 標 本 数：127人（130人に実施）
 回 収 率：97.7%
 調査時期：令和2年4月

（1）回答者の基本情報

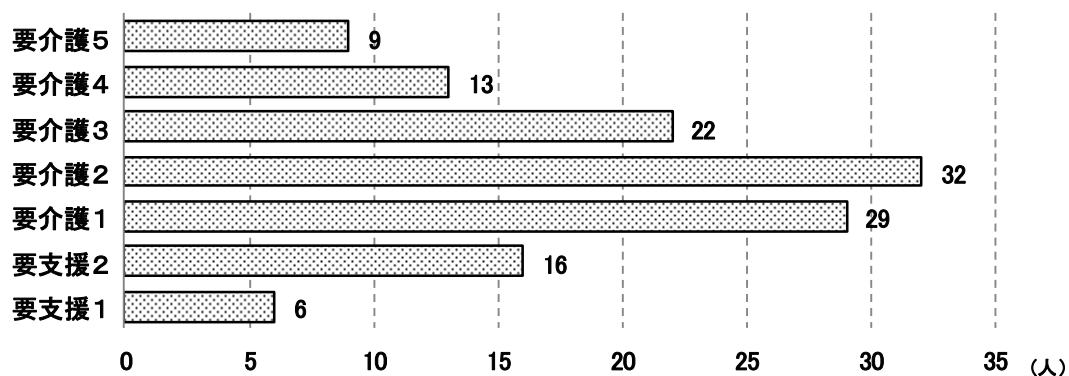
①年代別人数



②男女別人数



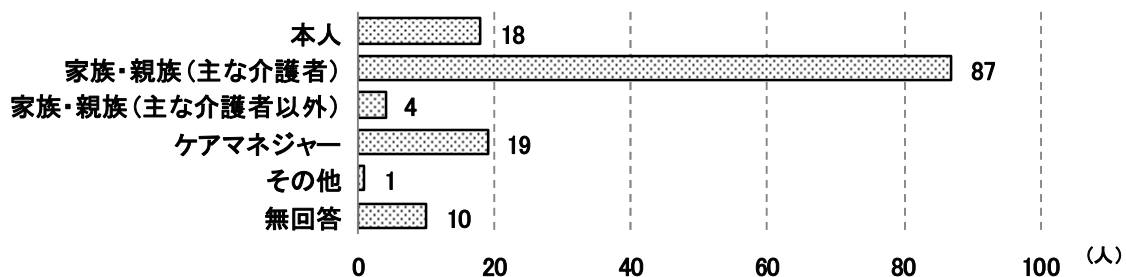
③要介護度別人数



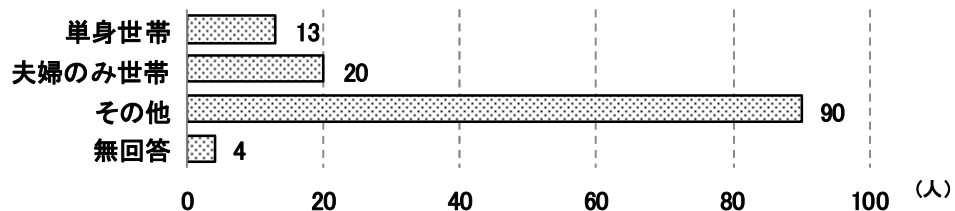
(2) 回答

A 票 認定調査員が概況調査等と並行して記載する項目

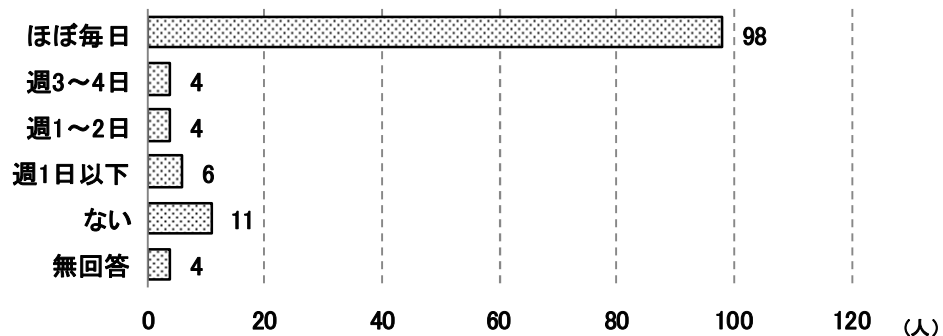
聞き取りを行った相手はどなたですか【複数回答可】



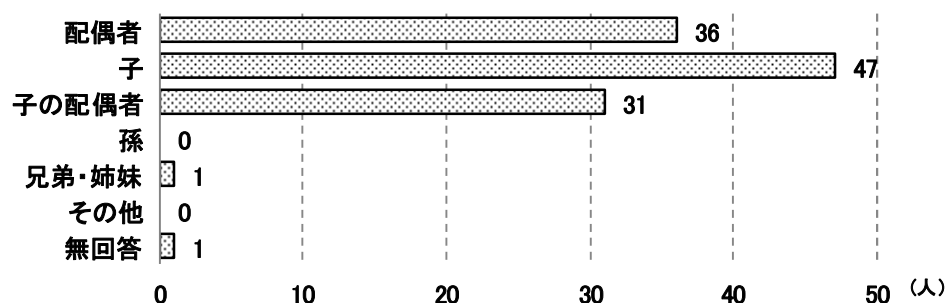
問1 世帯類型について、ご回答ください



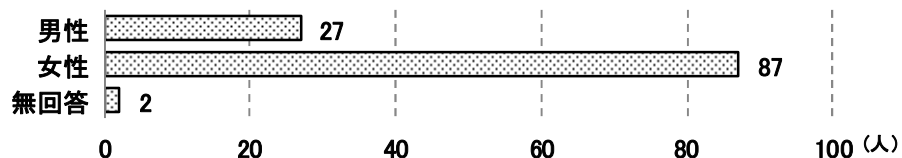
問2 ご家族やご親族の方からの介護は週にどのくらいありますか



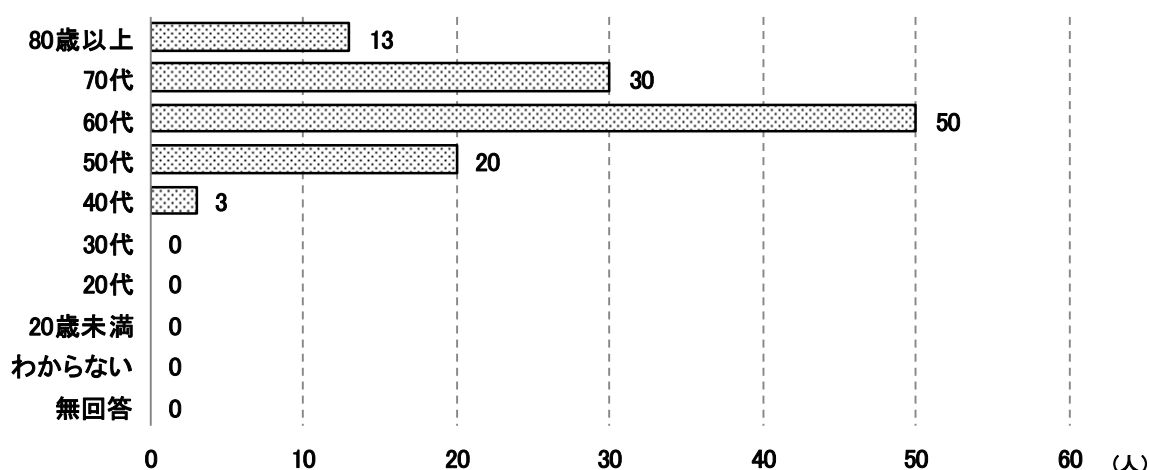
問3 主な介護者は、どなたですか



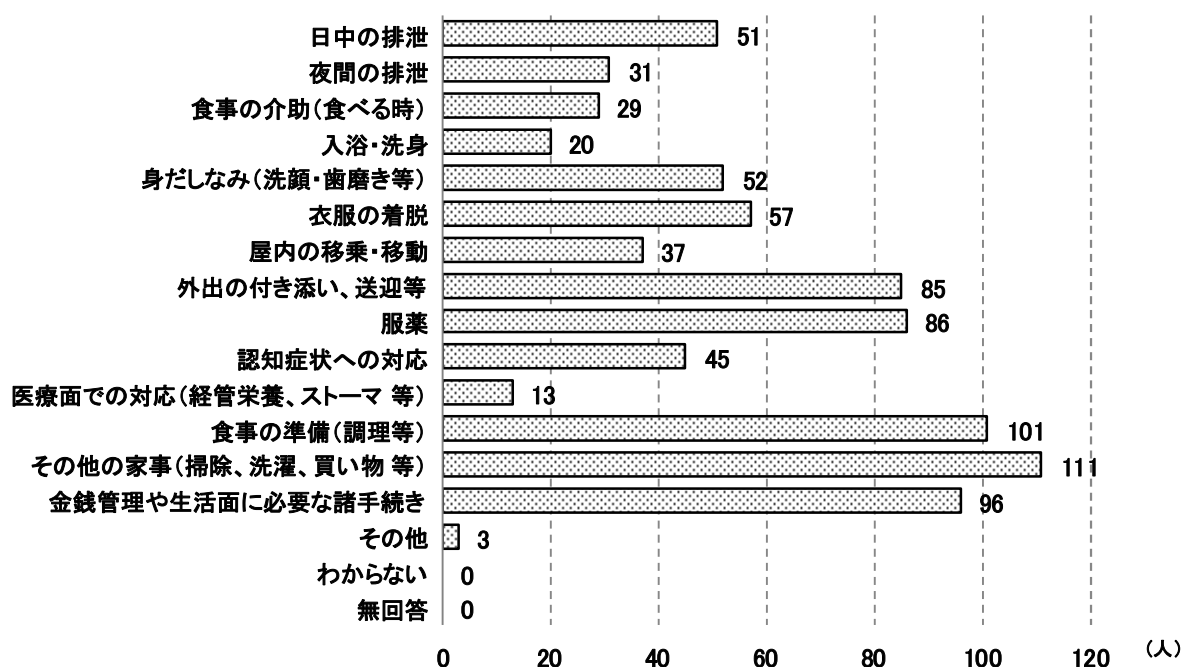
問4 主な介護者の性別について、ご回答ください



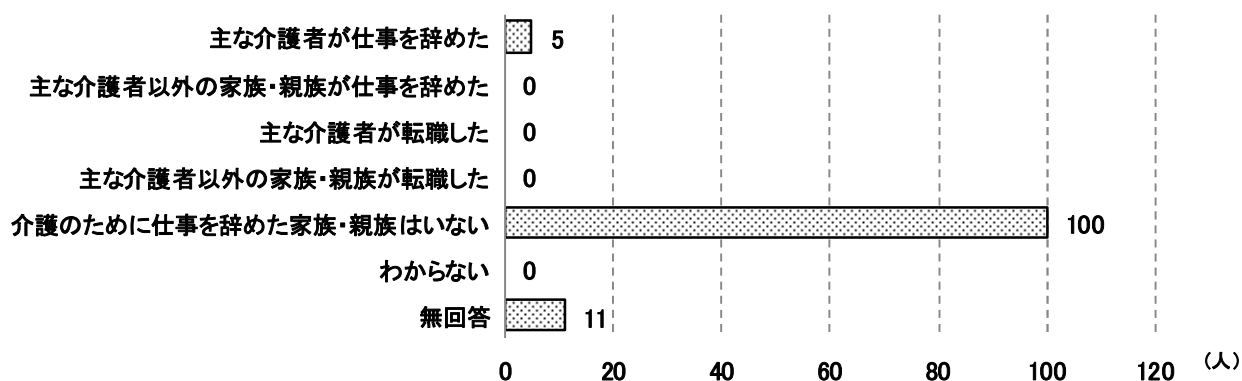
問5 主な介護者の年齢について、ご回答ください



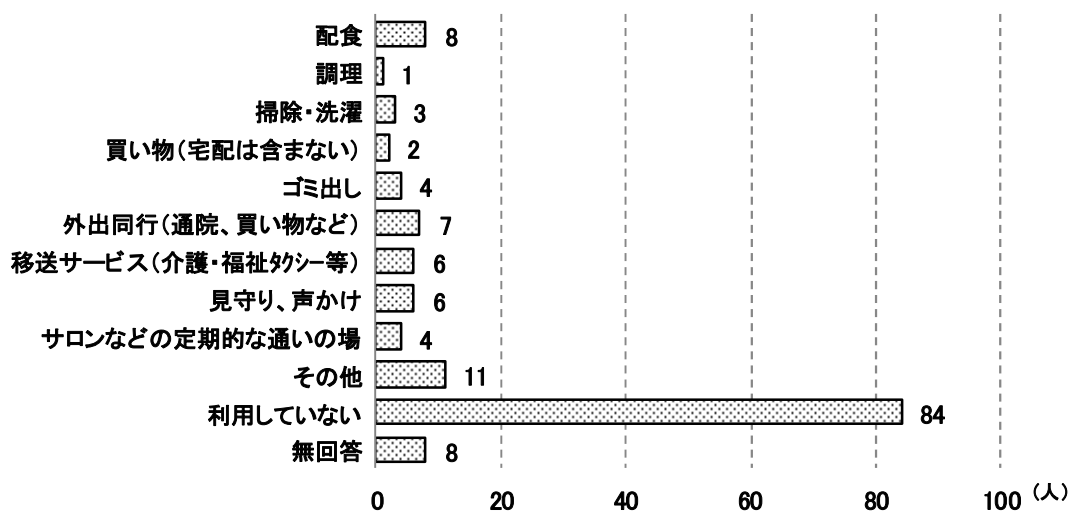
問6 現在、主な介護者が行っている介護について、ご回答ください



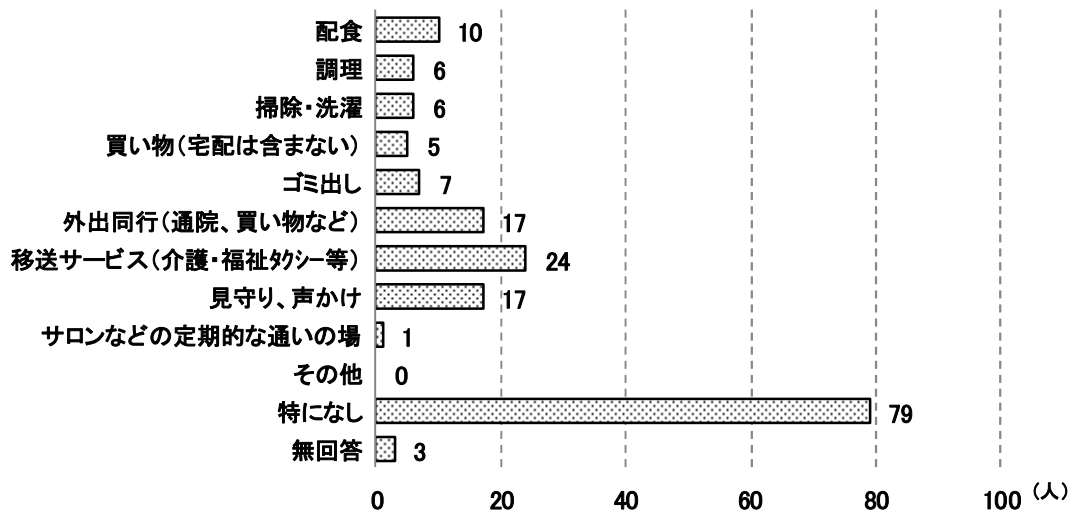
問7 ご家族やご親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか(複数回答可)



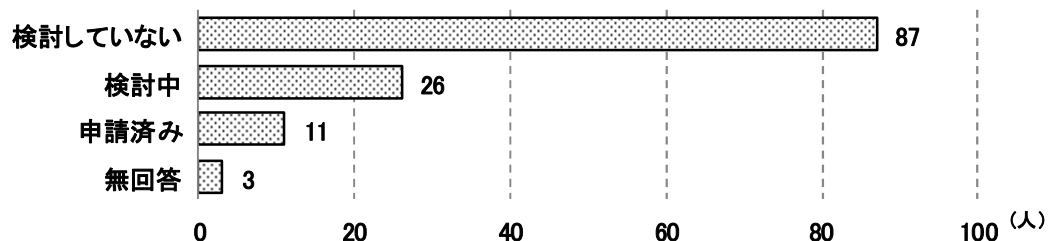
問8 現在利用している介護保険サービス以外の支援・サービスについて、ご回答ください（複数回答可）



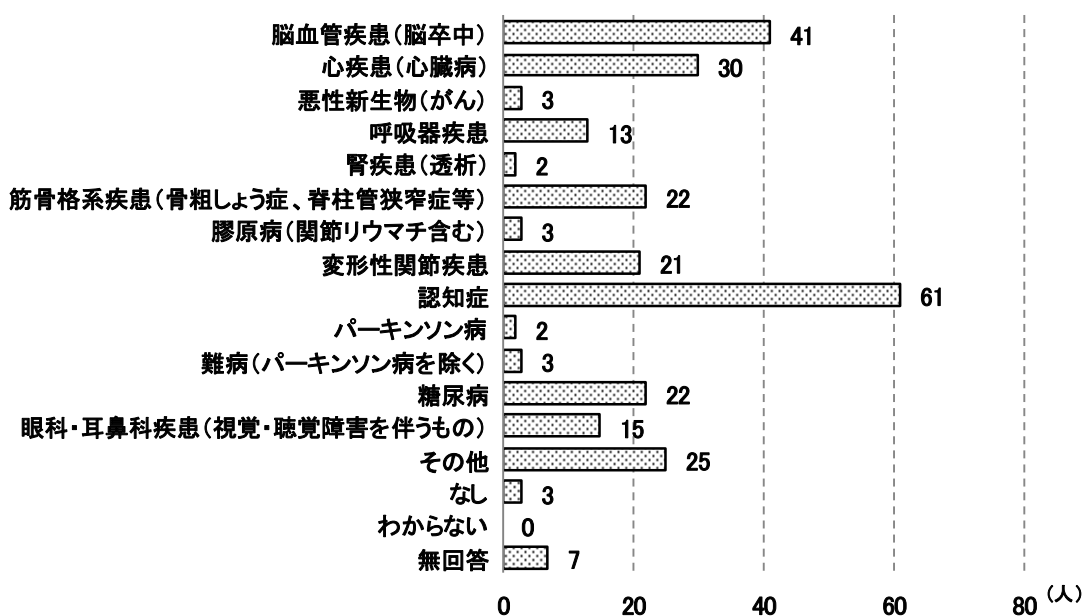
問9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、ご回答ください（複数回答可）



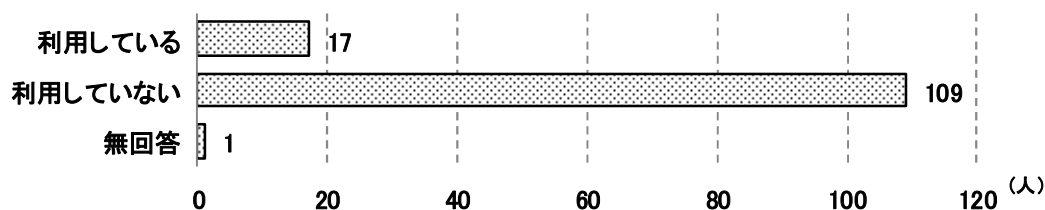
問10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況についてご回答ください



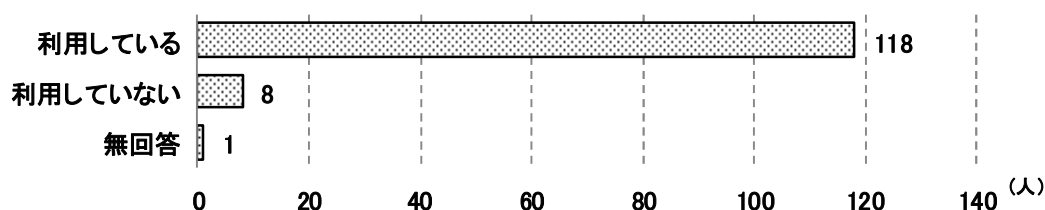
問 11 ご本人が、現在抱えている傷病について、ご回答ください



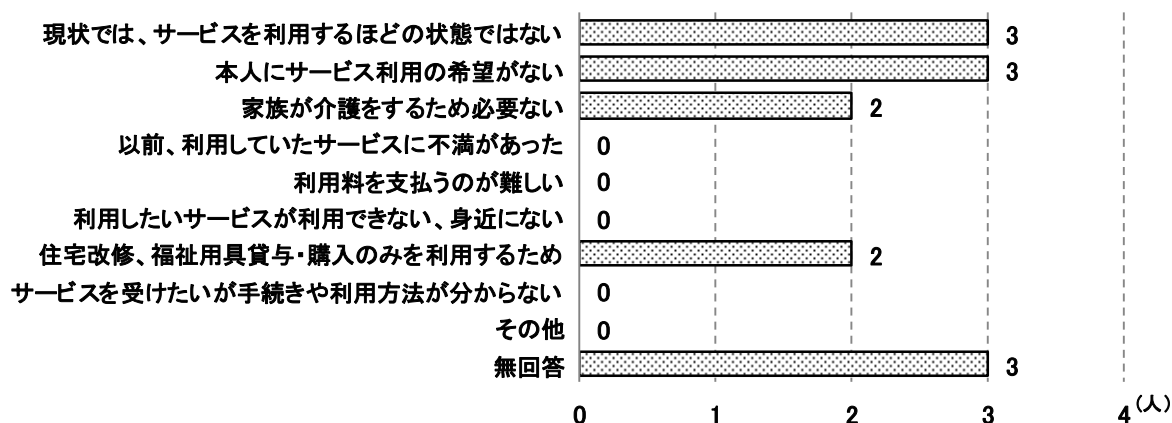
問 12 ご本人は、現在、訪問診療を利用していますか



問 13 現在、介護保険サービス（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外）を利用していますか

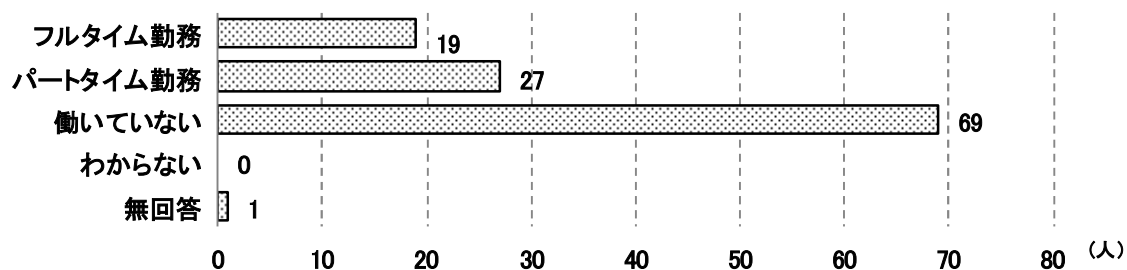


問 14 介護保険サービスを利用していない理由は何ですか（複数回答可）



B票 主な介護者、もしくはご本人にご回答・ご記入いただく項目

問1 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください

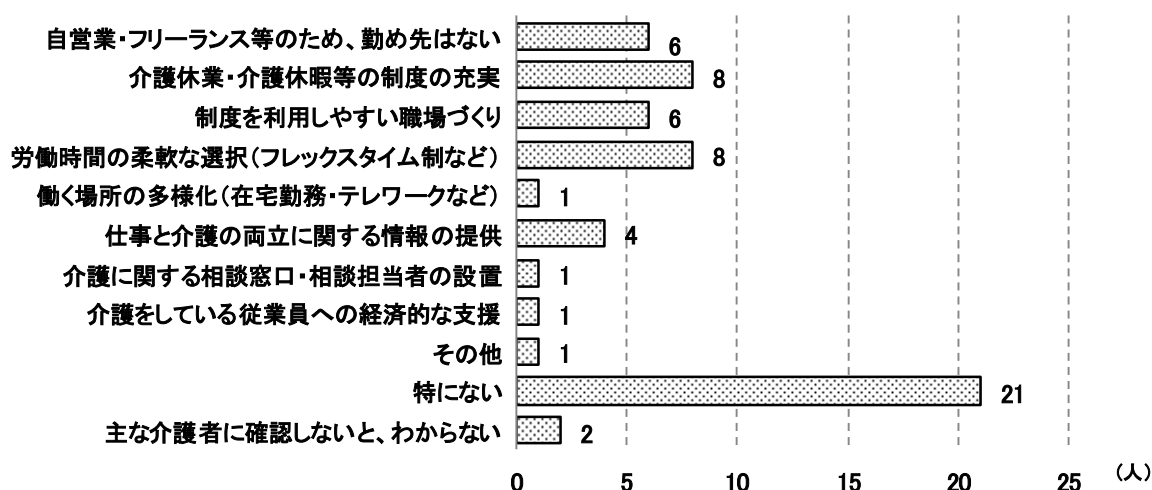


問2～4は問1で「フルタイム勤務」「パートタイム勤務」と答えた方にお伺いします。

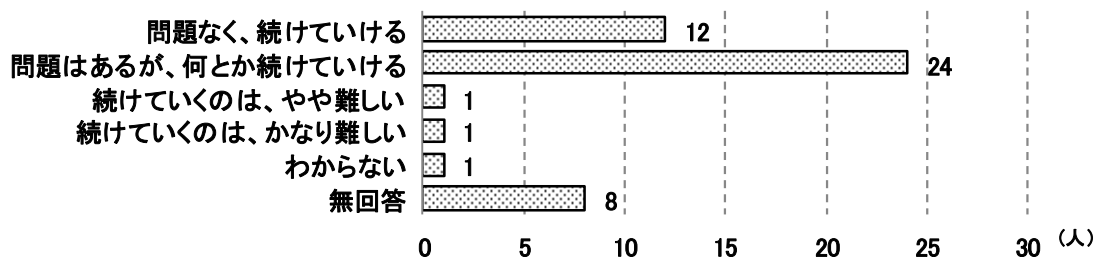
問2 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等を行っていますか



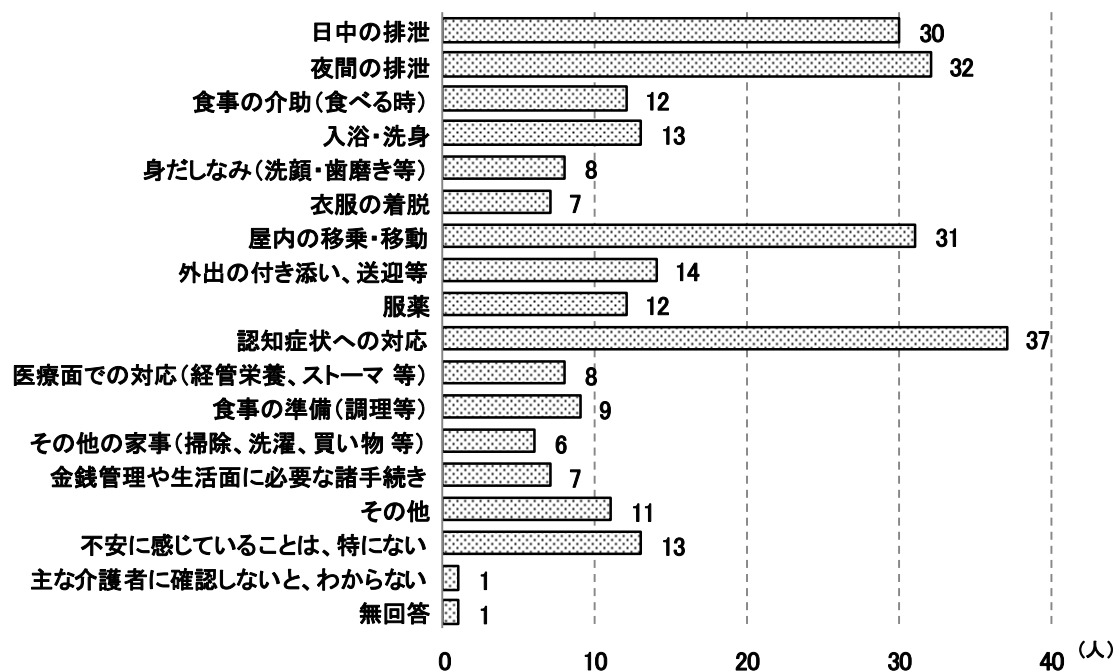
問3 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか（3つまで選択可）



問4 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けて行けそうですか。

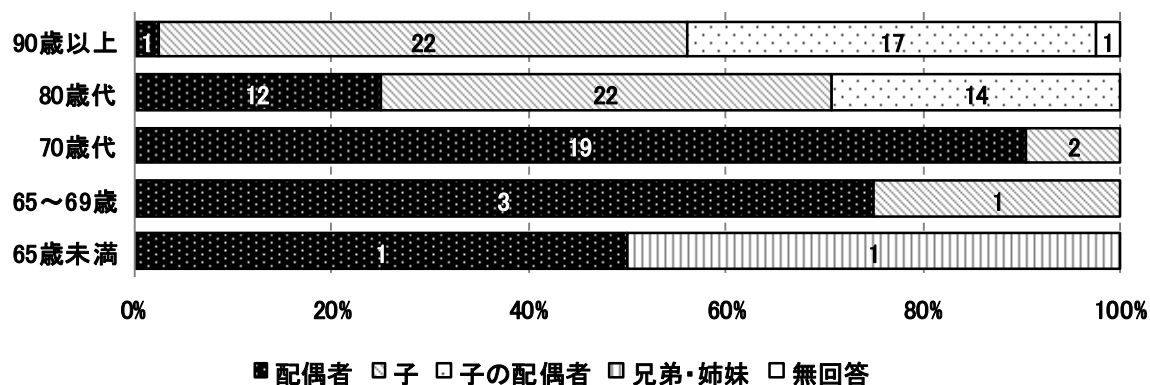


問5 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（3つまで選択可）

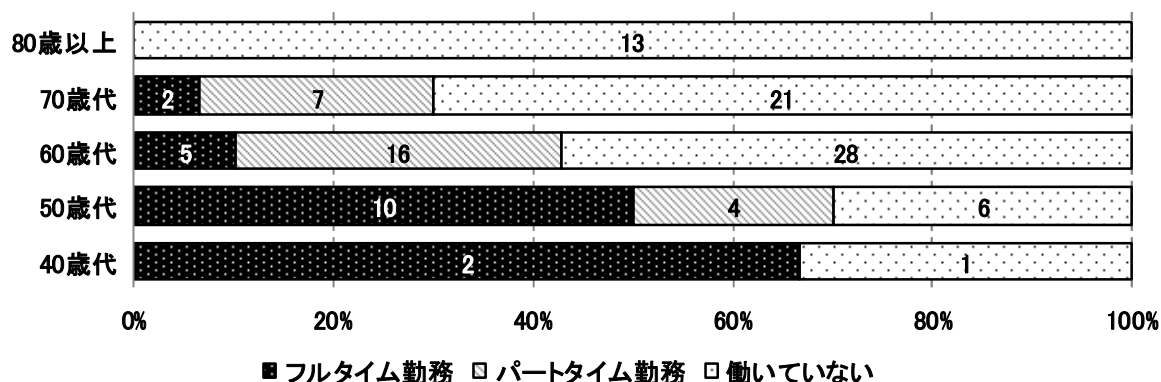


(3) アンケート結果の分析

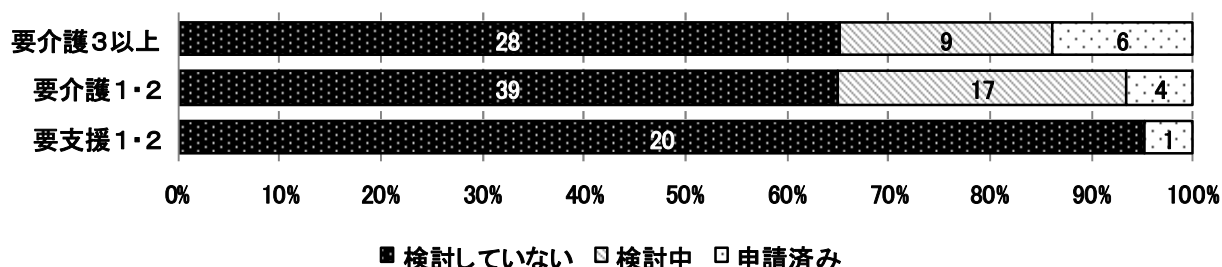
① 主な介護者について（対象者の年代別・続柄割合）



②主な介護者の勤務形態（介護者の年代別割合）



③施設の検討状況（要介護度別割合）



(4) アンケート結果より

- ・主な介護者の続柄は、子、配偶者、子の配偶者の順に多くなっています。
- ・主な介護者の性別は女性が男性の3倍以上です。
- ・主な介護者のほとんどが50歳以上で、その中でも60歳代が最も多いようです。
- ・80歳代の要介護者を60歳代の娘または子の妻が介護していることが多いと推測されます。
- ・主な介護者は生活全般にわたる介護をほぼ毎日行っており、日中・夜間の排泄、屋内の移乗・移動、認知症への対応に不安を感じる人が多いようです。
- ・介護保険サービス以外の支援・サービスでは、「特になし」と答えた方が最も多いですが、それ以外では、通院、買い物の同行や移送サービスなど外出に関する支援が必要と感じる人が多いようです。
- ・介護を理由に仕事を辞めた方、働き方を調整しながら働いている方がいます。
- ・働きながら介護を継続することに問題を感じている方が半数以上です。
- ・要介護1以上の方を介護する方の1/3以上が施設の利用を検討中もしくは申請済みです。

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課												
就業支援	○シルバー人材センター活動支援事業 【対象】 満 60 歳以上のシルバー会員 【内容】 就業機会の確保及び会員入会促進に係る事業の支援 (各年度末現在) <table><tr><th>年度</th><th>会員数（人）</th><th>就業延日人数（人）</th></tr><tr><td>H29</td><td>339</td><td>44,379</td></tr><tr><td>H30</td><td>348</td><td>42,993</td></tr><tr><td>R1</td><td>358</td><td>41,876</td></tr></table>	年度	会員数（人）	就業延日人数（人）	H29	339	44,379	H30	348	42,993	R1	358	41,876	・ 個々の受託事業における会員の技術向上 ・ 事業所、一般家庭、公共のニーズを捉えた多種多様な受託事業の開拓と拡大	・ 引き続き事業全般が安定して運営できるよう支援していく。働く場を提供することにより、高齢者の生きがいにつなげる	商工観光・ふるさと創生課
	年度	会員数（人）	就業延日人数（人）													
H29	339	44,379														
H30	348	42,993														
R1	358	41,876														
	○児童センター安全管理業務（子供の見守り）委託 【対象】 シルバー会員 【時期】 児童センター開所時 【内容】 児童センターにて児童の見守り業務を行う	・ 特になし	・ 事業の継続。 ・ 委託にあたり、なるべく地元の方がその地域の児童センターにて業務を行うことにより、地域のつながりを感じられるようにする	福祉・児童課												
生きがいのひろ	○さわやか大学事業 【対象】 満 60 歳以上で学習意欲があり通学可能な方 【開講期間】 1 年間通し月 2～3 回 9 時 30 分～11 時 10 分 【定員】 ふるさと学科（定員 85 名） 生きがいと健康づくり学科（定員 85 名） 【内容】 歴史、経済、産業等（ふるさと） 生活、趣味、文化、健康、環境（生きがい）	・ 特になし （平成 23 年度より、さわやか大学の会計・運営事務全般は団体が行っている。さわやか大学自治会とコーディネーターによる運営機能が効率よく行われ、自主運営がスムーズになされている）	・ 現在の運営が今後も発展するよう後進の育成・支援を続ける	生涯学習・スポーツ課												
	○児童、園児との交流 【対象】 地域の高齢者 【時期】 通年 【内容】 保育園、認定こども園や児童センターでは、それぞれの施設に地域の高齢者を招いて交流を図っている。また、保育園や認定こども園で介護老人施設等を訪問して高齢者との交流を図っている	・ 特になし	・ 事業の継続	福祉・児童課												

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
生きがいづくり	○老人クラブへの活動助成 【対象】各地区老人クラブ会員 【時期】通年 【内容】老人クラブの社会参加活動等に助成し、その活動を促進することで老人クラブ等の活動の活発化を図る。（生きがい健康講座、スポーツ大会事業、健康づくり事業、健康体操普及等） 【実施主体】市内各老人クラブ	・会員数、クラブ数が年々減少してきている ・高齢層にあわせた活動の見直しが必要	・高齢者が気軽に参加できるような活動の支援を行うことで、生きがいづくり、健康づくり、しいては介護予防に繋げる	健康長寿課
	○ふれあいサロン事業 【対象】65 歳以上 【時期】通年 【内容】各地区の集会場等で高齢者の生きがいと介護予防のための事業を実施する	・サロンの運営形態は各地区に任せているが、地区によってはサロンの開催中心となる方々が高齢化しており、継続が難しい地区もある。また地域の関心も高まらないうと、新規立ち上げや継続が難しい ・令和元年度で 101 のサロンが定期的に開催されている（開催数 733 回）	・高齢者が気軽に参加できるような活動の支援を行うことで、生きがいづくり、健康づくり、しいては介護予防に繋げる ・新規にサロンを始める地区の支援	
	○シルバーサロン事業 【対象】65 歳以上 【時期】通年(年 5 回～10 回) 【内容】パソコン教室、花教室、カラオケ教室の開催	・特になし	・市広報等で、参加呼び掛けを行う	
	○ふくい健康長寿祭への参加 【対象】60 歳以上 【時期】9 月 【内容】高齢者向けのスポーツ・文化交流大会の参加 【実施先】ふくい健康長寿祭事務局（県・開催地）	・特になし	・事業の継続	
日常生活支援	○給食サービス事業 【対象】65 歳以上のみの世帯等 【時期】月 2 回 【内容】ボランティアによる手作り給食を、民生委員に高齢者宅へ届けていただき、安否確認を行う	・ボランティアの高齢化が進んでいる	・地域の見守りボランティア育成に向けた意識の向上を目指して取り組む	

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
日常生活支援	○緊急通報システム設置事業 【対象】65 歳以上のみの世帯で病弱なため緊急時に 対応が困難な世帯 【時期】通年 【内容】自宅に緊急通報システムを設置し、緊急時 の対応、月 2 回の安否確認、相談等に対応。 民生委員を通じて依頼	・ 特になし	・ 事業の継続 ・ サービスの必要な方が利用できるよ う、関係機関と連携し、今後も市広報 や会議の中で周知を行う ・ 地域を含めた見守り活動体制の強化を 図る	健康長寿課
	○住まい環境整備支援事業 【対象】要介護 3 以上の在宅要介護者 【時期】通年 【内容】在宅生活の継続を目的に住宅改修工事（昇 降機、車椅子用洗面台等）を行う場合、80 万を上限に費用の 9 割を助成（ただし、介護 保険法による住宅改修は助成対象より除く）	・ 特になし	・ 事業の継続 ・ サービスの必要な方が利用できるよ う、関係機関と連携し、今後も市広報 や会議の中で周知を行う	
	○高齢者移送サービス事業 【対象】常時車椅子を利用する要介護 2 以上の介護 認定のある 65 歳以上の在宅高齢者で、常 時車いす等で移動する方 【時期】通年 【内容】通院、リハビリの援助を図るため、リフト バス等の初乗り料金を助成する。（車椅子用 タクシーは上限 630 円）介護者の同乗可	・ 介護タクシーを運行する業者が不足して いる ・ 利用者が減少してきている	・ サービスの必要な方が利用できるよ う、関係機関と連携し、今後も市広報や 会議の中で周知を行う ・ 業者が確保できるよう、市内外業者の 情報収集を行い、協定先の追加を検討す る	
	○救急医療情報キット配布事業 【対象】65 歳以上のみの世帯等 【時期】通年 【内容】かかりつけ医や持病などの医療情報を専用 用紙に記入し自宅の冷蔵庫に備え付ける。 民生委員が見守りが必要な各世帯に配布	・ キット設置後は、本人の管理なので情報 内容の更新ができない高齢者が多い	・ 民生委員やケアマネジャーが各世帯訪 問時に、情報の更新チェックを依頼 ・ 速やかにキットが役立つよう、今後も 関係機関との連携する ・ 広報等で定期的に PR し、取り付け世 帯の拡大を図る	

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
日常生活支援	○介護用品（紙おむつ）支給事業 【対象】要介護 1 以上の在宅高齢者で紙おむつが必要な方 【時期】通年 【内容】市民税課税状況に合わせて紙おむつの助成を行い、配達支給を行う（要支援者は配達のみ） 支給限度枚数 要介護 1～3 120 枚/月 要介護 4～5 180 枚/月 支給限度額 市民税世帯非課税 月 5,000 円 市民税世帯課税 月 3,000 円	・地域支援事業の対象外となることから、財源の確保が必要	・対象者を限定し事業を継続する	健康長寿課
	○高齢者緊急短期入所事業 【対象】65 歳以上の在宅高齢者 【時期】通年 【内容】虐待や介護者の急病等により介護を受けられない高齢者に対し1 週間程度、施設に緊急短期入所の手続きを行う。 入所負担金 1 日 1,700 円、市内介護老人福祉施設へ委託	・虐待事例の増加に伴い、緊急入所利用のケースが増える可能性がある	・事業の継続	
	○家族介護者支援事業 【対象】事業対象者及び要支援・要介護認定を受けた者を在宅で介護する家族 【時期】通年 【内容】介護の専門家が、訪問し介護方法の指導や相談を行う訪問介護相談を実施	・毎年5～10 件の利用がある。利用が必要な方への事業の周知や介護方法の普及啓発も必要	・事業の周知と継続	
	○保養施設・公衆浴場の利用助成 【対象】65 歳以上又は障害者等 【時期】通年 【内容】市指定保養施設と公衆浴場を利用する高齢者等に利用料の一部を助成し、健康保持等と体力増進を図る。 利用料から一律 100 円割引	・特になし	・事業の継続	

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
日常生活支援	消費者被害防止啓発 ○出前講座の開催 【対象】高齢者を含む市民全般 【時期】通年 【内容】各地区にて開催されているサロンや敬老会などにて、寸劇・パネルシアター・替え歌などによる被害防止の講座を開催 また、高齢者が高齢者の啓発を行う「くらしの一座」が実演を行うことで、相乗効果がある 【実施主体】消費者センター ○おじえんじえん講座の開催 【対象】高齢者を含む市民全般 【時期】通年 【内容】老人会の集会時などに賢い消費者育成として講座を開催 【実施主体】消費者センター ○キャンペーンの実施 【対象】高齢者 【時期】12月 【内容】年内最終年金支給日に合わせて、悪質商法被害防止啓発を実施 【実施主体】消費者センター	・継続して啓発を行う ・人材発掘及び活用	・地区社協コーディネーター、老人会、消団連、モニター、アドバイザー等と連携をとって講座を開催していく。 ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察署等関係機関との連携を図る ・消費者教育推進計画に基づき体系的に取り組んでいく ・老人家庭相談員や民生児童委員等に注意喚起し、啓発物を配布し周知を図る ・感染症対策をふまえた上での啓発を実施	市民・税務課 (市民相談室)
	○市内8カ所の公共施設にシニアカー充電ステーションを設置 【対象】シニアカー利用の高齢者 【内容】シニアカー利用者が、バッテリー残量を心配せず移動するために、公共施設の外付けコンセント利用し無料で充電できるようステーションを設置	・シニアカー利用者に対する周知不足もあり、利用実績が少ない	・高齢者連合会等を通じ周知を図る	環境政策課

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
日常生活支援	○路線バスの利用助成 【対象】高齢者を含むすべての市民または身体障害者の方 【時期】通年 【内容】京福バス勝山・大野線で福井勝山総合病院から下荒井までの区間を利用される方は、200円を超える区間で補助券を提示すると割引料金で利用可能 ※市内路線バスは現在、コミュニティバスぐるりん（中部方面）、ぐるりん（南部方面）、平泉寺線、平泉寺・猪野瀬予約便、北谷線、遅羽線、鹿谷線、野向線、荒土線、荒土・野向予約便、北郷予約便、京福バス 勝山大野線がある。	京福バスを利用して勝山市から大野市に行く場合には運賃助成制度がないため、助成対象区間を広げてほしいとの要望がある。	バスの利用促進をめざし、各地域の高齢者団体と連携したバスの乗り方教室を開催し、各種制度の周知に努めることを通じて、高齢者のバスにに対するニーズを把握する。	環境政策課
	○高齢者運転免許証自主返納支援事業 【対象】運転免許証を自主返納した満65歳以上の市民（返納日から1年以内が対象） 【内容】市内コミュニティバスおよび京福バス勝山大野線（市内区間での乗降に限る）の永久無料乗車券を交付する	制度の利用者数は増加傾向にあるが、バス利用者数の増加につがっていない。	バスの利用促進をめざし、各地域の高齢者団体と連携したバスの乗り方教室を開催し、各種制度の周知に努めることを通じて、高齢者のバスにに対するニーズを把握する。	
	○生活保護制度 【対象】高齢者を含む生活困窮者（世帯） 【時期】通年 【内容】様々な理由で生活に困っている人（世帯）の最低生活の維持及び自立助長を促す支援	- 高齢になると扶養義務者からの援助がなかなか得られない - 生活保護制度に慣れて長年頼り切っている人が多い	- 制度について正しく認識していただくため、粘り強く説明や指導を行う - 制度の継続	福祉・児童課
	○生活困窮者自立支援制度 【対象】高齢者を含む生活困窮者（世帯） 【時期】通年 【内容】失業や経済的理由で生活に困っている人の相談窓口を設置	勝山市社会福祉協議会を含めた関係機関と連携し、包括的かつ継続的な支援が必要である	相談者に必要な情報を提供及び助言を行い、自立の促進を図る	

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
日常生活支援	○障害福祉制度（サービス・給付） 【対象】高齢者を含む障害者 【時期】通年 【内容】障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるための支援として、各種福祉サービスの提供と手当や助成金の給付を行う	・特になし	・事業の継続	福祉・児童課
	○高齢者総合相談支援 【対象】一般市民 【時期】通年 【内容】高齢者の相談窓口となり、保健・医療・福祉サービスなどの利用につなげる 【実施主体】地域包括支援センター	・年々困難事例が増えており、関係機関と連携した対応が必要である	・地域包括支援センター「やすらぎ」を周知する ・関係機関と連携し、相談に対応していく	健康長寿課
	○権利擁護事業 【対象】65歳以上 【時期】通年 【内容】高齢者虐待防止のための研修会開催、普及啓発、高齢者虐待事例の対応、高齢者虐待防止ネットワーク会議の実施 【実施主体】地域包括支援センター	・高齢者虐待防止のために、介護サービス事業所や関係機関との連携が必要	・関係機関と連携をとりながら高齢者虐待予防や虐待事例に対応していく	
	○成年後見制度利用支援事業 【対象】65歳以上 【時期】通年 【内容】成年後見制度の周知と相談、市長申立ての実施 【実施主体】地域包括支援センター	・認知症や身寄りのない高齢者が増える中、成年後見制度のニーズも増えている ・市民後見人の役割や活用について検討が必要	・成年後見制度の周知 ・社協の成年後見サポートセンターと連携し、成年後見人が必要な方の支援をする。	

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
日常生活支援	○住民参加型在宅福祉サービス「和美（なごみ）さん」 【対象】一般市民 【時期】通年 【内容】利用会員、協力会員がお互い登録し、低廉な料金で会員同士が支え合う 【実施主体】市社会福祉協議会	・人材（協力会員）の確保	・事業の継続 ・協力会員確保の為に広報活動	社会福祉協議会
	○あんしんサービス 【対象】主に要支援・要介護者 【時期】通年 【内容】公的サービスではできない自由なサービスとして専門資格を持っている職員によるサービス提供 【実施主体】市社会福祉協議会	・利用料金が高めであり、利用しづらいという声がある	・利用料金の検討を行い事業継続する	
	日常生活自立支援（権利擁護）事業 【対象】権利擁護対象者 【時期】通年 【内容】判断能力が不十分な人であっても自立した日常生活が送れるように、福祉サービス利用援助、金銭管理、書類預りなどを中心として生活支援を行う 【実施主体】市社会福祉協議会	・この事業では対応できない事例への対応策	・相談活動の充実 ・専門機関との連携	
	○法人後見センター業務 【対象】高齢者を中心に法人後見が必要な方 【時期】通年 【内容】成年後見制度普及啓発事業、相談業務、成年後見受任業務、運営委員会の開催 【実施主体】市社会福祉協議会	・低所得者や困難事例への組織的取り組み ・日常生活自立支援から移行するケースが、今後増える。	・法人後見センターの充実 ・後見相談 ・後見の受任 ・成年後見に関する研修会と啓蒙活動 ・市民後見人の養成と活用	

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
介護予防	○介護予防把握事業 【対象】要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の市民 【時期】通年 【内容】基本チェックリスト等により、支援を要する人を早期に発見し、介護予防事業やもの忘れ検診等へつなげる。	・閉じこもり等何らかの支援を必要とする人を把握し、医療や介護サービスへつなげており、継続した取組が必要である。	・事業の継続	健康長寿課
	○健康長寿！一番体操教室 【対象】65 歳以上の市民 【時期】通年 【内容】おもりを使って歌を歌いながら足腰を鍛える体操を行う。各地区で高齢者が自主的に継続し、高齢者同士の見守りや交流の場となっている。	・新規地区は平成 29 より増えていない。新規地区の増加および現在実施している地区への継続できるような支援が必要。	・実施・継続しやすい開催方法等の検討	
	○フレイル予防事業 【対象】65 歳以上の市民 【時期】通年 【内容】フレイルチェックを実施し、自発的な健康づくりの実践を推進している。地域でのフレイル予防に取組むフレイルサポーターの養成も行う。	・フレイルサポーターの養成や地区でのフレイルチェックに取り組むことができた。さらに他地区でも取り組めるよう地域への働きかけを行うと同時に、フレイル予防の必要性について普及啓発が必要。	・フレイル予防の必要性について普及啓発を行い、地域でのフレイルチェックや自発的な健康づくりの実践を推進する。	
	○アンチエイジング講座 【対象】65 歳以上の市民 【時期】通年 【内容】健康カラオケを使った体操を行う。健康づくりや人との交流の場となっている。	・利用者の固定化がみられる	・新規参加者増加のため、広報やチラシ配布による PR	

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
介護予防	○介護予防講座 【対象】65 歳以上の市民 【時期】 通年 【内容】地区の集まりに出向いて介護予防や健康づくりについての講座を行っている。(内容は、認知症、口腔、栄養、熱中症、インフルエンザ予防等) サポーターの養成も行う。	・ 特になし	・ 地区のふれあいサロン等で介護予防の必要性について普及啓発を行い意識の向上を図る	健康長寿課
	○おでかけサロン 【対象】要介護認定者を除く 65 歳以上の市民 【時期】 通年 【内容】運動したり、閉じこもりを予防し、人との交流を図ることを目的とした通所型サロン。(入浴・昼食・送迎付き)	・ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴いお出かけサロンが中止となった。感染症予防を行いながらも介護予防が行える事業内容の検討が必要	・ 湯ったり勝山において、レクレーションや交流を目的に「いきいきサロン」を実施する。 ・ 介護サービス事業所において、運動や人との交流を目的とした「はつらつ教室」を実施する。	
	○地域いきいきサポーター養成講座 【対象】一般市民 【時期】 通年 【内容】高齢者の生きがいや健康づくり、認知症の理解、地域の見守りをもつボランティアを養成する 【実施主体】地域包括支援センター	・ ボランティア活動が生きがいづくりとなるような仕組みが必要 ・ 新規で養成講座を受講した方が、受講後にボランティア活動につながりにくい。	・ 生きがいづくりのきっかけとなるよう、養成講座を継続し、受講者に合ったボランティア活動を紹介していく。	
	○水中運動教室 【対象】15 歳以上の市民 【時期】5 月～翌年 2 月 【内容】年間 8 教室実施 市営温水プールにて生活習慣病予防・介護予防、健康づくりを目的とした水中運動教室を開催	・ 幅広い世代の利用のすすめが必要	・ チラシを全戸配布 ・ 多くの高齢者の方が気軽に参加できるよう配慮する ・ 新規加入者の増加。 ・ 令和 2 年度より水中運動教室のみ実施	

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
健康つくり	○特定健診・後期高齢者健診 【対象】40歳以上～74歳以下の勝山市国民健康保険加入の方。後期高齢者被保険者で、長期入院者及び要介護認定者を除く方 【時期】5月末頃～翌年1月末 【内容】身体計測、尿検査、血液検査、血圧測定、心電図、眼底、診察	・受診率が上がらない	・受診率向上のための施策に取り組む （日曜健診・医療機関健診のすすめ。 新規国保加入者への受診勧奨）	健康長寿課
	○がん検診 【対象】勝山市民 【時期】5月末頃～翌年1月末 【内容】肺がん検診、大腸がん検診、胃がん健診、子宮頸がん検診、乳がん検診	・受診者数の減少 ・受診者の固定化	・好発年齢にターゲットを絞った受診勧奨。 ・新規受診者の掘り起しによる受診者の増加	
	○健康講座 【対象】勝山市民 【時期】月1～2回 【内容】「脳卒中について」「歯周病について」など健康に関する講座。講師は、医師や歯科医師など	・市民に広くPRし、参加を呼びかける	・新規参加者の増加に向けた取り組みを行う。 ・実施について、適宜開催する。	
	○健康相談 【対象】勝山市民 【時期】毎週水曜日 午前9:00～11:30 【内容】健診結果の相談や体や心の心配、B型肝炎、C型肝炎、禁煙などの個別相談	・市民に広くPRし、参加を呼びかける	・新規参加者の増加に向けた取り組みを行う。	
	○運動講座 【対象】勝山市民 【時期】月1回程度 【内容】・歩こう会と合同でのウォーキング ・運動指導士を講師としての運動講座など	・参加者が固定化している	・新規参加者の増加に向けた取り組みを行う。	

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の計画・取り組み目標	担 当 課
健康への	○出前講座 【時期】随時 【内容】・管理栄養士による栄養に関する講座 ・保健師による健康についての講座（かかりつけ医についての講座なども含む）	・特になし	・事業の継続実施	健康長寿課
	○健康ポイントラリー事業 【対象】 勝山市民及び市内に勤務するもの 【時期】5月末～11月末頃 【内容】1日30分のウォーキングを1ポイントとし、期間中100ポイントを貯めることにより健康づくりを推進する。	・健康づくり取り組む人を増やすことが必要。人を増やすことが必要。継続して取り組むことができるよう支援が必要。	・周知を行うことで参加者の拡大を図る。	
	○無料歯科検診 【対象】40、50、60、75歳の方 【時期】6月～翌年1月 【内容】歯、歯周組織、口腔の状況確認	・受診率が低い	・市広報により受診の呼びかけを行う。 ・受診者増加のため歯周疾患、口腔機能低下の予防啓発を含めた周知をおこなう。	
	○高齢者対象体力・運動能力調査 【対象】65歳以上79歳以下の勝山市民 【時期】9月頃に1回程度 【内容】ADL（日常生活活動テスト）、握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行（過去実施人数）	・参加者が少ないので、広くPRし、参加を呼びかける。	・生涯学習・スポーツ課と連携した事業の実施	
災害対策	○避難行動要支援者台帳（登録票ファイル） 【対象】ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯、日中独居高齢者、重度障害や病弱な方等 【内容】 ①要支援者情報の把握 ・登録者数2,411人（R1） ・区長を通じ手上げ方式による登録 ・毎年区長を通じ登録を更新、新規登録（随時可） ②要支援者リスト（台帳）整備と関係機関との情報共有 ・区長、町内会長、班長、民生委員、警察署、消防署、各避難所責任者へ登録者情報を提供	・登録世帯数及び登録者数の拡充 ・個人情報の取扱い（区長・町内会長・班長における引き継ぎ） ・避難行動要支援者登録台帳の実用化（避難訓練の実施など） ・各地区における見守り活動組織の構築 ・個人情報保護により、民生委員等へは行政情報（ひとり暮らし高齢者、年齢、障害の有無等）が提供されていない ・住民の理解（自主防災に対する住民意識の向上）	・各地区区長会において、新規登録・登録更新の継続 ・避難行動要支援者登録台帳を使用している各地区における避難訓練の実施 ・自主防災組織の設立 ・登録についての理解を団体会議などで説明 ・市、県の消防訓練、勝山市総合防災訓練、災害訓練等に併せて地域を変えて、毎年開催	監理・防災課 福祉・児童課

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
災害対策	○避難行動要支援者避難訓練の実施 【対象】地域住民、避難行動要支援者 【時期】春、秋、(夏) 【内容】消防訓練地や勝山市総合防災訓練に合わせ、住民参加のもと避難行動要支援者避難訓練を実施	・市民に広くPRし、参加を呼びかける	・事業の継続実施	健康長寿課
	○老人福祉週間に伴う独り暮らしのお年寄り宅防火訪問 【対象】独り暮らし老人(約15名) 【時期】敬老の日前後の半日 【内容】住宅防火訪問 【参加者】北陸電力、警察署員、女性消防団員、福井県内線工事研究会奥越支部、消防職員	・福祉票に登録されている方へのみの訪問となり、福祉票登録外の方については防火訪問ができていない状況である。また、福祉票登録者全部訪問できていない状況である ・住宅用火災警報器の設置が義務化されて10年が経過し、経年劣化による機器の故障やバッテリー切れなどが懸念される今後、住宅用火災警報器の点検や維持管理及び交換が必要不可欠である。 ・有事の際、関係機関との情報共有ができるシステム作りが必要である	・事業の継続 ・現状どおり、女性消防団員等の協力を得て防火指導を行う ・福祉票登録者以外でも、地域包括支援係から火気の取り扱いが心配だと相談があった老人宅への積極的な防火指導訪問を行う	消防署 予防課
	○独り暮らし老人宅防火訪問 【対象】市内の独り暮らし老人(約300件) 【時期】11月下旬～12月下旬 【内容】住宅防火訪問(冬期間の火の取扱い等指導) 【参加者】ファイヤーヘルパー(女性消防団員)			
	○老人宅防火指導 【対象】地域包括支援係から相談があった老人宅 【時期】都度 【内容】火気の取扱い等指導 【参加者】地域包括支援係職員、対象者のケアマネジャー及びヘルパー、消防職員			

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の計画・取り組み目標	担 当 課
雪害対策	平成25年度に勝山市克雪・利雪・親雪計画を策定。高齢者世帯など、自力で困難な要配慮者世帯への地域ぐるみによる除排雪支援体制についても明記した。	- 高齢化や空き家の増加による、生活道路の除排雪業務の負担増 - 流雪溝のグレーチングが重く、開閉が困難な箇所がある	- 狭小道路における、地域ぐるみによる簡易消雪及び小型除雪機械稼働への支援 - 流雪溝の開口部が広く、重量の重いグレーチング箇所については、分割し軽量化を図る。	都市建設課 監理・防災課 健康長寿課
	○除雪作業員の紹介 【対象】業者による除雪希望世帯 【内容】除雪作業員（個人・企業）の登録を毎年降雪期に募集し、屋根雪下ろし等を必要とする市民に紹介する。金額等の参考となる単価をさだめているが、作業前に確認するよう指導している	高齢者の場合、登録作業員との直接の連絡・契約交渉等が困難	交渉において、後でトラブルになることのないよう、慣れている業者に頼むなど、民生委員等にも依頼し、毎年、早い段階で業者と打ち合わせていただくよう周知する	監理・防災課
	○地域支え合い体制づくり事業 【対象】地域住民(集落単位) 【時期】平成23年度 【内容】自主防災組織を基盤とする地域ぐるみ除排雪体制の整備を図り、平時の高齢者等の見守りを含め地域力の向上を目指した。小型除雪機等の購入補助 対象地区 32ヶ所（H25まで） H26年度より総務課にて自主防災組織「備品購入事業」補助金にて対応していく	自主防災組織が設立されず、除排雪や見守り活動ができない区への対応	平成26年度より自主防災組織補助金にて対応	
	○地域ぐるみ雪下ろし支援事業 【対象】65歳以上のみの世帯等で福祉票に登録される市民税非課税世帯 【時期】一冬2回まで（豪雪地区は4回まで） 【内容】対象世帯に1回の雪下ろしにつき8,000円を助成	- 作業員の確保、紹介 - 作業員（個人、企業）との金額等の交渉が難しい場合がある	- 監理・防災課との連携による登録作業員の紹介（民生委員等へも周知） - 事前説明会で、必ず金額等を確認するよう周知	健康長寿課

勝山市の主要な高齢者施策

分類	現 状	課 題	令和3年度以降の 計画・取り組み目標	担 当 課
雪害対策	○軽度生活援助事業（除雪） 【対象】65歳以上のみの世帯で、福祉票に登録され、要支援以上の認定を受けた方がいる世帯 【時期】降雪期 【内容】玄関周りの簡易な除雪を行う 利用者負担1時間300円、一冬6回以内	・自宅から道路にでるまでの通路確保のための生活支援策であるが、それ以上の支援の問い合わせも多い	・サービスの必要な方が利用できるよう、関係機関と連携し、今後も市広報や会議の中で周知を行う ・雪に対する生活弱者への支援については、今後、関係する部署や機関とも情報共有を密にするなど連携し、総合的な雪対策の中で考えていく	健康長寿課
地域整備	○道路、公園整備 【対象】高齢者、身体障害者等の歩行者 【内容】歩道の段差が歩行者や車いす等の通行の支障になる箇所がある公園の利用において身体障害者等の対策がなされていない	・必要箇所の洗い出し ・財源の確保 ・公園施設長寿命化計画との関連、補助事業での計画	・新規に改修を行う箇所や重要度の高い箇所においては、バリアフリー化に配慮し、車道交差部の段差解消を行う。 ・要望及び公園の改修時において、可能な範囲でバリアフリー化を行う。	都市建設課
	○市営住宅整備 【対象】高齢者を含む入居者 【内容】栄町住宅において1階部分は高齢者の車椅子での入居も想定し、玄関開口幅を広くしたり、室内とベランダとの段差を無くしたりする等、高齢者に配慮した造りになっているが、他の団地については、高齢者に配慮した造りにはなっていない	・栄町住宅以外のRC造団地については、バリアフリー化に対応しておらず、段差解消には、スロープ等の設置が必要。	・スロープ等の設置や開口部の見直しには、構造的に不可能な場合があるため、低層階は可能な限り高齢者に配慮し入居者のニーズに応じて入居してもらう。可能な範囲でバリアフリー化を行う	建築営繕課
地域見守り	○地域の見守り活動の支援 【対象】独居高齢者世帯、高齢者のみ世帯等 【時期】通年 【内容】 ・高齢者見守り活動に関する研修会の実施や見守り活動を支援する ・見守り活動モデル地区での研修会の実施 ・災害時の対応を強化するための「災害時要援護者登録」の推進 ・自主防災組織「備品購入事業」補助金と地域支え合い体制づくり事業補助金を一元化し、自主防災組織による高齢者見守り実施のための支援を拡充	・各地区における見守り活動組織の構築 ・自主防災組織や要援護者登録との連動がなされていない ・介護や認知症に関する正しい知識の地域住民への普及啓発	・地区の自主防災組織と連動した高齢者見守り実施のための支援の強化 ・民生委員、区役員等への研修会の実施 ・行政と地域の情報の共有を密にする	監理・防災課 福祉・児童課 健康長寿課

勝山市介護保険運営審議会委員名列

(自) 令和2年6月1日～(至) 令和4年5月31日まで(順不同、敬称略)

区 分	所 属	氏 名	備 考
市民代表 (第1号委員)	第2号被保険者	川崎 千恵子	
	第2号被保険者	中村 純子	
	第1号被保険者	山田 勝一郎	
	第1号被保険者	斎藤 甚三郎	
学識経験者 (第2号委員)	勝山市議会総務文教厚生委員長	竹内 和順	
	勝山市医師会	武藤 寛	会長
事業者 (第3号委員)	介護保険施設代表	島田 耕文	副会長
	居宅介護サービス事業者代表	渡辺 明子	
	地域密着型サービス事業者代表	谷内 弘美	
保険医療及び福祉関係者 (第4号委員)	奥越健康福祉センター所長	野尻 幹子	
	勝山市社会福祉協議会会長	加藤 敏彦	
事務局	健康長寿課 介護福祉係・地域包括支援係		

第8次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画(きらめきプラン21-8)策定に係る審議経過

時 期	内 容	主な審議内容
令和2年 4月	アンケート	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査
令和2年 5月	アンケート	居宅介護支援事業所アンケート
令和2年 7月 1日	第1回介護保険運営審議会	第8次計画策定に係る諮問 勝山市の現状について 第8次の施設整備計画について
令和2年 9月 1日	第2回介護保険運営審議会	アンケート結果について 第8次の施設整備計画について
令和2年10月13日	第3回介護保険運営審議会	第8次の施設整備計画について 事業計画素案について
令和2年11月26日	第4回介護保険運営審議会	第8次の施設整備計画について 事業計画案について
令和2年12月24日 令和3年 1月22日	パブリック・コメント募集	
令和3年 2月 5日	第5回介護保険運営審議会	パブリック・コメントの実施状況報告 市長への事業計画答申内容について
令和3年 2月10日	市長への答申	

高齢者きらめきプラン21－8
－第8次勝山市老人保健福祉計画・介護保険事業計画－
令和3年3月
発行 勝 山 市
〒911-0035
福井県勝山市郡町1丁目1番50号
Tel：0779-87-0888
